

平成 21 年第 4 回  
城里町議会定例会会議録

平成 21 年 12 月 8 日 開会  
平成 21 年 12 月 11 日 閉会

城里町議会

# 平成21年第4回 城里町議会定例会会議録

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2
○ 応招並びに不応招議員	3

## 会議録第1号

○ 日時	5
○ 出席並びに欠席議員	5
○ 説明のため出席した者の職氏名	5
○ 職務のため出席した者の職氏名	6
○ 議事日程	6
○ 本日の会議に付した事件	7
○ 開会	7
・ 町民憲章唱和	7
・ 議長あいさつ	8
・ 議員の出欠	8
・ 開会の宣告	8
・ 開議の宣告	8
・ 諸般の報告	8
・ 会議録署名議員の指名	10
・ 会期の決定	10
・ 町長あいさつ	11
・ 議案第70号 上程、提案理由説明	11
・ 議案第71号 上程、提案理由説明	12
・ 議案第72号 上程、提案理由説明	12
・ 議案第73号 上程、提案理由説明	13
・ 議案第74号 上程、提案理由説明	13
・ 議案第75号 上程、提案理由説明	13
・ 議案第76号 上程、提案理由説明	14
・ 議案第77号 上程、提案理由説明	14
・ 議案第78号 上程、提案理由説明	15
・ 議案第79号 上程、提案理由説明	15

・ 議案第80号 上程、提案理由説明	16
・ 議案第81号 上程、提案理由説明	16
・ 発議第3号及び発議第4号について	17
・ 請願第4号 委員会付託	17
・ 一般質問	18
・ 6番 飯村吉伊君	18
・ 10番 杉山 清君	28
・ 12番 三村由利子君	39
・ 8番 玉川台俊君	46
・ 散会の宣告	69
○ 散会	69

## 会 議 録 第 2 号

○ 日時	71
○ 出席並びに欠席議員	71
○ 説明のため出席した者の職氏名	71
○ 職務のため出席した者の職氏名	72
○ 議事日程	72
○ 本日の会議に付した事件	72
○ 開議	72
・ 議員の出欠	72
・ 開議の宣告	72
・ 一般質問	72
9番 南條 治君	73
3番 寺門博志君	78
1番 河原井大介君	81
・ 散会の宣告	97
○ 散会	98

## 会 議 録 第 3 号

○ 日時	99
○ 出席並びに欠席議員	99
○ 説明のため出席した者の職氏名	99

○ 職務のため出席した者の職氏名	100
○ 議事日程	100
○ 本日の会議に付した事件	101
○ 開議	102
・ 議員の出欠	102
・ 開議の宣告	102
・ 議案第70号 質疑	102
・ 議案第71号 質疑	102
・ 議案第72号 質疑	103
・ 議案第73号 質疑	103
・ 議案第74号 質疑	103
・ 議案第75号 質疑	103
・ 議案第76号 質疑	103
・ 議案第77号 質疑	104
・ 議案第78号 質疑	104
・ 議案第79号 質疑	104
・ 議案第80号 質疑	104
・ 議案第81号 質疑	104
・ 討論	104
・ 採決	106
・ 発議第3号 上程、趣旨説明	108
・ 発議第3号の修正動議について	109
・ 発議第3号及び修正案の質疑、討論、採決	110
・ 発議第4号 上程、趣旨説明、質疑、討論、採決	113
・ 請願第4号 委員長報告、採決	115
・ 日程追加	117
・ 発議第5号 上程、朗読、趣旨説明、採決	117
・ 報告第27号 委員長報告	119
・ 報告第28号 委員長報告	120
・ 日程追加	121
・ 議会運営委員会委員の辞任許可について	121
・ 日程追加	121
・ 議会運営委員会委員の選任について	122
・ 報告第29号ないし報告第35号	122
・ 町長あいさつ	123

・ 議長あいさつ	123
・ 閉会の宣告	124
○ 閉会	124

平成21年城里町告示第113号

平成21年第4回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年11月27日

城里町長 阿久津 藤 男

1. 日 時 平成21年12月8日（火）午前10時

2. 場 所 城 里 町 議 会 議 場

平成 2 1 年 第 4 回 城 里 町 議 会 定 例 会 会 期 日 程

日 次	月 日	曜 日	種 別	議 事 内 容
1	12月8日	火	本会議	◎開会 ◎提案理由説明 ◎請願委員会付託 ◎一般質問 ◎散会
2	12月9日	水	本会議	◎開議 ◎一般質問 ◎散会
3	12月10日	木	休 会	議案調査
4	12月11日	金	本会議	◎開議 ◎議案質疑、討論、採決 ◎発議、請願、報告 ◎閉会

○応招・不応招議員

1. 応招議員

1 番	河原井 大 介 君	1 0 番	杉 山 清 君
2 番	関 誠一郎 君	1 1 番	寺 田 和 郎 君
3 番	寺 門 博 志 君	1 2 番	三 村 由利子 君
4 番	阿久津 則 男 君	1 3 番	小松崎 三 夫 君
5 番	桐 原 健 一 君	1 4 番	鯉 渕 秀 雄 君
6 番	飯 村 吉 伊 君	1 5 番	根 本 正 典 君
7 番	小 林 祥 宏 君	1 6 番	阿久津 尚 一 君
8 番	玉 川 台 俊 君	1 7 番	小 坏 孝 君
9 番	南 條 治 君	1 8 番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

な し

平成21年第4回  
城里町議会定例会会議録 第1号

平成21年12月8日 午前10時01分開会

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	杉 山 清 君
3番	寺 門 博志 君	11番	寺 田 和郎 君
4番	阿久津 則男 君	12番	三 村 由利子 君
5番	桐 原 健一 君	14番	鯉 渕 秀雄 君
6番	飯 村 吉伊 君	15番	根 本 正典 君
7番	小 林 祥宏 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	玉 川 台俊 君	17番	小 塚 孝 君
9番	南 條 治 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

2番	関 誠一郎 君	13番	小松崎 三夫 君
----	---------	-----	----------

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	赤 津 康 明
教 育 長	石 原 道 明
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	山 口 充 彦
町 民 課 長	久保田 殿 司
保 険 課 長	加倉井 一 史
健 康 福 祉 課 長	加藤木 賢
産 業 振 興 課 長	田 口 喜 一
都 市 建 設 課 長	栗 林 俊 一
下 水 道 課 長	高 橋 洋 造
会計管理者（会計課長）	川 又 重 光
水 道 課 長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿久津 道 男
教 育 委 員 会 事 務 局 長	海 野 勝 美

## 1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	三 村 主
局 長 補 佐	小 林 恵 子
書 記	川 村 英 治

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 1 号

平成21年12月8日（火曜日）

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第70号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第71号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第72号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第73号 城里町簡易水道事業の廃止に伴う町関係条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第74号 平成21年度城里町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第75号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第76号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第77号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第78号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第79号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第80号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第81号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 発議第3号 城里町議会議員の定数を定める条例の制定について
- 日程第16 発議第4号 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

- 日程第17 請願第4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を提出することを求める請願
- 日程第18 報告第27号 総務常任委員会視察研修報告書
- 日程第19 報告第28号 教育民生常任委員会視察研修報告書
- 日程第20 報告第29号 城里町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第21 報告第30号 城里町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第22 報告第31号 城里町国民健康保険高額療養費特別支給金支給規則の制定
- 日程第23 報告第32号 城里町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第24 報告第33号 城里町排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則
- 日程第25 報告第34号 城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書
- 日程第26 報告第35号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）

## 1. 本日の会議に付した事件

- 議案第70号  
議案第71号  
議案第72号  
議案第73号  
議案第74号  
議案第75号  
議案第76号  
議案第77号  
議案第78号  
議案第79号  
議案第80号  
議案第81号  
請願第4号  
一般質問

---

午前10時01分開会

### 町民憲章唱和

○議長（鯉淵秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

[全員起立・町民憲章唱和]

- 議長（鯉渕秀雄君） ご着席願います。  
ご協力ありがとうございました。
- 

#### 議長あいさつ

- 議長（鯉渕秀雄君） 平成21年第4回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。  
本定例会は、条例改正、補正予算などをご審議いただく重要な会議であります。  
よろしくご審議をお願いするものであります。
- 

#### 議員の出欠

- 議長（鯉渕秀雄君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。  
欠席議員、2番関 誠一郎君、13番小松崎三夫君。  
ただいまの出席議員数は16名です。
- 

#### 開会の宣告

- 議長（鯉渕秀雄君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第4回城里町議会定例会を開会いたします。
- 

#### 開議の宣告

- 議長（鯉渕秀雄君） 直ちに本日の会議を開きます。
- 

#### 諸般の報告

- 議長（鯉渕秀雄君） 日程に先立ちまして、事務局長に諸般の報告をさせます。  
議会事務局長三村 主君。

[議会事務局長三村 主君登壇]

- 議会事務局長（三村 主君） それでは、9月、10月、11月の諸般のご報告を申し上げます。  
まず、9月でございます。

1日、火曜日、町村長・町村議長合同定例会が県の市町村会館で開催されました。議長出席でございます。

3日、水曜日、農業委員会運営委員会がコミュニティセンター城里で開催されました。三村議員出席でございます。

24日、木曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

25日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

26日、土曜日、第60回茨城県消防ポンプ操法競技大会県央地区大会が茨城県立消防学校で開催されました。正副議長、総務常任委員会委員出席でございます。

28日、月曜日、農業振興地域整備促進協議会がコミュニティセンター城里で開催されました。議長及び産業建設常任委員長出席でございます。

29日、火曜日、水道事業運営審議会が本庁第2庁舎会議室で開催されました。正副議長、産業建設常任正副委員長が出席してございます。

29日、火曜日から30日にかけて、総務常任委員会視察研修を行ってございます。新潟県長岡市を視察研修してございます。総務常任委員出席でございます。

次に、10月でございます。

6日、火曜日、教育民生常任委員会視察研修が7日にかけて実施されました。長野県の長和町を研修してございます。教育民生常任委員出席でございます。

20日、火曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

22日、木曜日、水道事業運営審議会が本庁第2庁舎会議室で開催されました。正副議長、産業建設常任正副委員長が出席でございます。

26日、月曜日、笠間地方広域事務組合議会定例会が笠間市役所で開催されました。杉山、阿久津則男議員出席でございます。

26日、月曜日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

28日、水曜日から29日木曜日にかけて、茨城県町村議長会行政視察が実施されました。視察研修先は宮城県丸森町でございます。議長出席でございます。

次に、11月でございます。

5日、木曜日、国民健康保険運営協議会が常北保健福祉センターで開催されました。三村、阿久津則男、関、桐原議員出席でございます。

11日、水曜日、町村議長会全国大会がNHKホールで開催されました。議長出席でございます。

12日、木曜日から13日にかけて、農業委員会の視察研修が実施されました。岩手県

花巻市を視察研修でございます。小松崎、三村議員出席でございます。

16日、月曜日、城北地方広域事務組合視察研修が17日にかけて開催されました。福島県田村市を視察研修してございます。広域の該当議員が出席をしてございます。

17日、火曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

20日、金曜日、城里町表彰式典及び社会福祉大会がコミュニティセンター城里で開催されました。全議員出席でございます。

25日、水曜日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

以上、9月、10月、11月の諸般のご報告を申し上げます。

---

### 会議録署名議員の指名

○議長（鯉淵秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

11番 寺田和郎君

16番 阿久津尚一君

17番 小塚孝君

の以上3君をご指名いたします。

---

### 会期の決定

○議長（鯉淵秀雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、寺田議会運営副委員長より報告を求めます。

11番議会運営副委員長寺田和郎君。

〔議会運営副委員長寺田和郎君登壇〕

○議会運営副委員長（寺田和郎君） 報告いたします。

去る12月1日に開きました議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

今期定例会に提案されます議案12件、発議2件、請願1件、報告9件、計24件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程どおり、本日8日から11日までの4日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営副委員長より、今期定例会の会期は本日から12月11日までの4日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から12月11日までの4日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

傍聴人16名を許可いたしました。

---

## 町長あいさつ

○議長（鯉淵秀雄君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成21年第4回議会定例会を招集しましたところ、議員各位には何かとご多用の中をご出席いただき、ありがとうございます。

今年は、9月の衆議院議員選挙において、戦後政治の中で最大といわれる政権交代が行われました。今後、町の予算編成等にも何らかの変化があるのか心配しているところですが、末端行政に国のしわ寄せが来ないことを願うところでもあります。

また、春先から世界的な大流行となっております新型インフルエンザにつきましても、また、通年型とあわせ、これらの季節の流行を懸念しているところでもあります。さきの議会におきまして、決定いただきました地域活性化・経済対策事業によるインフルエンザ用品が少しでも町民の方々の役に立つことを祈念しているところでもあります。

本定例会は、未曾有の不況下に伴う医療の介護に伴う保険料の納付条件の緩和を図るための関係条例の改正、また、合併後の町水道事業の統一のための関係条例の改正や城里町8会計の補正予算をお願いするものであります。いずれも住民生活に直結した重要案件であります。慎重審議の上、適切なるご決定をお願いいたしまして、開会に当たりましての私のあいさつといたします。

---

## 議案第70号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鯉淵秀雄君） これより、日程第3、議案第70号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成21年第4回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第70号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において、社会保険料等に係る延滞金を制限するために厚生年金保険法の一部を改正する法律の改正に伴い、後期高齢者医療保険料についても、国と同様に延滞金を軽減するため、町条例を改正するものでございます。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

---

#### 議案第71号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第4、議案第71号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第71号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。国において、社会保険料等に係る延滞金を軽減するために厚生年金保険法等の一部を改正する法律の改正に伴い、介護保険料についても、国と同様に延滞金を軽減するため、町条例を改正するものでございます。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

---

#### 議案第72号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第5、議案第72号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第72号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例についてであります。排水設備指定工事店の指定の期間満了に伴う更新のための事務手続及び登録手数料の軽減を図るため、関係条文を改正するものでございます。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

---

議案第73号 城里町簡易水道事業の廃止に伴う町関係条例の一部を改正する条例について

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第6、議案第73号 城里町簡易水道事業の廃止に伴う町関係条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第73号 城里町簡易水道事業の廃止に伴う町関係条例の一部を改正する条例についてであります。平成22年4月1日から城里町常北地区水道事業、城里町桂地区水道事業及び城里町簡易水道事業を統合することに伴い、町関係条例を改正するものでございます。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

---

議案第74号 平成21年度城里町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第7、議案第74号 平成21年度城里町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第74号 平成21年度城里町一般会計補正予算（第4号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,422万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ98億787万2,000円とするものです。

歳入では、地方特例交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金及び町債を追加し、諸収入を減額するものです。

歳出では、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費及び公債費を追加し、議会費、衛生費、消防費及び教育費を減額するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

---

議案第75号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第8、議案第75号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第75号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,909万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,455万1,000円とするものです。

歳入では、前期高齢者交付金及び繰入金を追加し、国庫支出金及び県支出金を減額するものです。

歳出では、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金及び諸支出金を追加し、老人保健拠出金及び介護納付金を減額するものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ174万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,853万5,000円とするものです。

歳入では、診療収入を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費を追加するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

---

議案第76号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第9、議案第76号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第76号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ103万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,631万5,000円とするものです。

歳入では、繰入金を追加するものです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合交付金を追加するものでございます。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

---

議案第77号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第10、議案第77号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第77号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。まず、保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ651万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億157万1,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費及び保険給付費を追加し、地域支援事業費を減額するものです。

次に、介護サービス事業勘定においては、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳出においてサービス事業費を追加し、諸支出金を減額するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

---

議案第78号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第11、議案第78号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第78号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,824万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,558万円とするものです。

歳入では、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金及び町債を追加するものでございます。

歳出では、下水道事業費及び公債費を追加するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

---

議案第79号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第12、議案第79号 平成21年度城里町農業集落排水

事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第79号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ31万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,190万円とするものです。

歳入では、繰入金を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を追加し、公債費を減額するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

---

議案第80号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第13、議案第80号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第80号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ48万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,341万9,000円とするものです。

歳入では、繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費を減額するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

---

議案第81号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第14、議案第81号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第81号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。まず、収益的収入及び支出においては、収入支出予算の既決予定額からそれぞれ170万2,000円を減額し、収入支出予定額をそれぞれ6億8,030万9,000

円とするものです。

収益的収入では、雑収益を追加し、給水収益を減額するものです。

収益的支出では、原水及び浄水費を追加し、総係費を減額するものです。

次に、資本的収入及び支出においては、資本的収入の既決予定額に1億6,420万円を追加し、収入予定額を4億2,895万円とし、資本的支出の既決予定額に1億6,375万6,000円を追加し、支出予定額を6億2,382万8,000円とするものです。

資本的収入では、企業債及び一般会計負担金を追加するものです。

資本的支出では、水道建設事業費及び企業債償還金を追加するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

---

### 発議第3号及び発議第4号について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第15、発議第3号 城里町議会議員の定数を定める条例の制定について及び日程第16、発議第4号 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例については、後日審議する予定であります。

---

### 請願第4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を提出することを求める請願

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第17、請願第4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を提出することを求める請願の取り扱いについて、議会運営副委員長より御意見を賜りたいと存じます。

11番議会運営副委員長寺田和郎君。

〔議会運営副委員長寺田和郎君登壇〕

○議会運営副委員長（寺田和郎君） 議会運営委員会を代表いたしまして、請願第4号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

請願第4号の取り扱いにつきましては、慎重に審査すべきと考えます。よって、請願第4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を提出することを求める請願につきましては、産業建設常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。議長においてお諮り願います。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） ここでお諮りいたします。

請願第4号の付託先については、ただいまの議会運営副委員長の発言のとおり、産業建設常任委員会へ付託することとし、会期中の審査とすることにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、請願第4号については、所管の常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

#### 一般質問

○議長（鯉淵秀雄君） これより一般質問に入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問はしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、6番飯村吉伊君の発言を一問一答方式により許可いたします。

6番飯村吉伊君。

〔6番飯村吉伊君登壇〕

○6番（飯村吉伊君） 通告によりまず1番目の6番飯村吉伊の一般質問に入ります。

今回より初めて取り入れられます一問一答方式をお願いいたします。町長の明快なる答弁を期待いたしまして、一般質問に入ります。

まず1番目に、鶏足山観光整備についてでございますが、その1としまして、駐車場と公衆トイレの設置についてお伺いいたします。

先般、南條議員さんから駐車場の件で一般質問がございましたが、私たちは鶏足山環境整備保全グループとして、平成18年度に6名で発足しておりますが、ボランティア活動でございます。その中で、平成19年、20年とグリーンふるさと振興機構のグリーンふるさと環境整備事業の補助事業を取り入れ、ハイキングコース、さらにはハイキングコースの新設、それから、コースの標識、案内板の設置、鶏足山の山頂に以前はほこらがあつたんですが、それがなくなってしまうので、笠間焼の巨大花瓶で有名な福田先生にほこらを製作してもらい、復元いたしました。

鶏足山は展望もよく、東は茨城県庁から大洗、太平洋と、さらに南は、秋から冬にかけて富士山、筑波山が展望でき、西側には日光白根山、男体山、那須連峰が望めます。一年じゅう登山者が来ております。11月の三連休には、21日、22日、23日とありましたが、その21日にはバス2台が来まして、100人ぐらいの登山者が来ております。さらにはその22日、23日、12月5日にも、続いてバス1台ずつ来ているような状況でございます。紅葉の時期には、本当に最近鶏足山を登山している人が多ございます。

そこで、登山者、観光屋さん等から苦情が来ておりまして、車の駐車場と公衆便所がな

いよと。なぜこれだけ多い登山者がいるのに駐車場がないのか。そのために今度は道路にバスとか車が駐車いたしまして、その近所には乳幼児がおります。非常に危険な状態になっているようなことがございます。町として、駐車場と公衆トイレの設置についてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

1回目、終わります。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 飯村議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

本年6月の議会定例会におきましても、南條議員のほうから同様のご質問があったかと思えます。そのときは、これからの中で考えていくというようなことで、お答えをしたと記憶しております。

担当課によりますと、年度初めに鶏足山のパンフレットを1,000枚印刷して、登山道入り口に配置したところ、全部がなくなっていたということでもありますので、それ相当の数の方が訪れていると思っております。ただいま議員のほうからも、三連休にバス3台が来たというようなことでございます。

いずれにいたしましても、本町の観光名所の一つであると考えておりますので、これから状況をよく把握しながら進めていきたいと考えております。

○議長（鯉淵秀雄君） 6番飯村吉伊君。

○6番（飯村吉伊君） 今、状況によって、状況を把握しながら考えていくという答弁でございますが、前段にも申しましたとおり、駐車場と便所がないために、現在県内の登山者も茂木町から多く上っているような現状でございます。

と申しますのは、茂木町の登山口の集落は飯村というんですが、そこに直売所もあり、駐車場もあり、当然便所もでございます。そのような状況で、県内の方が栃木県から大半が登るような現状でございます。栃木県側から登ればコースも難コースで時間もかかります。そのような状況で、城里町が駐車場と便所を整備すれば、県内の方も、そして、コースも短くて有意義に楽しめる状況ができるかと思えますので、駐車場の敷地については、地元の方も恐らく協力してくれるようなことも聞いております。そのようなことで、ぜひ駐車場と公衆トイレについてを計画願いたいと思ひまして、2回目の質問を終わります。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 鶏足山につきましては、栃木県側のほうから登山できるというようなことで、直売所が新しくできたところかと思ひますが、駐車場につきましても、公衆トイレの設置につきましても、これからの中で動態調査、そういうものもやりながら、できればやっていきたいとは思ひておりますが、駐車場については、それなりの協力者がいればできるのかなと思ひておりますが、公衆トイレ等につきましては、大変厳しいこの財政事情の中で、厳しいのではないかと思ひているところでございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 6番飯村吉伊君。

○6番（飯村吉伊君） ただいま動態調査をしてみると、これからの状況を見ながらということではございますが、駐車場については考えましょうという話ではございますが、トイレについても、一番困っているのは男性よりは女性の方で、やはり登山しますと、2時間ぐらいはかかります。登り1時間ちょっとかかって、下りは40分ぐらいで帰ってくるかと思いますが、そうすると、やはり2時間以上3時間ぐらいはかかりますので、その時間女性の方が本当に辛抱するのは大変です。男性の方は用を足すようではございますが、女性の方はできないので、これらについてトイレのほうも検討するようにお願いいたします。

これらについて、あと一回答弁をお願いいたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） ただいま申しましたように、動態調査、そういうものをやりながら整備していくわけではございますが、確かに公衆トイレというのは、毎日ぐらいに掃除をしないとその役目ができなくなってしまうというようなことで、大変公衆トイレ等につきましては、厳しいのではないかなと思っております。

よくヨーロッパのドイツの黒い森というところがあるんですが、そこは本当に大きな観光地の公園ではございますが、そういう中にもトイレというものはつくってなかった、つくらないというようなことではございました。それは自分の生理等につきましては、自分できちっと前もって処理していくと。そういうことの中でつくらないんですというようなことが、私がヨーロッパへ旅行に行ったときに聞いたことがございますが、確かにそういう面では、本人自身がやはりある程度は生理等につきまして、きちっと行く前にしていくというのがいいのではないかなと思っておりますので、そこら辺のところは、これからの中でよく考えていきたいと思っております。

○議長（鯉淵秀雄君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

6番飯村吉伊君。

○6番（飯村吉伊君） 続きまして、2番目の不法投棄対策についてを伺いたいと思います。

まず、その1番目といたしまして、県境、市町村界の町道、林道に家電器等、その他が不法投棄されているが、その対策についてお伺いいたしたいと思います。

私らの集落につきましては、栃木県と笠間市の県境にございます。その中で、林道では上赤沢地内で大程谷線と称しておりますが、さらには町道で下赤沢から大沢に抜ける街道ですが、大沢線と称しております。それから、笠間市から小勝へ抜ける町道ではございますが、大峰増ヶ沢線、ここには道路沿いにテレビ、洗濯機、それから、農機具が不法投棄されています。もう言うてみれば、本当にこれはひどいなというような状況ではございます。それらの対策についてお伺いいたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） ただいま飯村議員のほうから、不法投棄対策についてというように、県境、それから、そういう林道側に家電品等の不法投棄がされている。その対策についてというように、ご質問があったわけでございます。

城里町は緑豊かな町であります。残念ながら、山林、水路、道路など、さまざまところで家電品等が不法に投棄されているのは皆様もご存じのとおりでございます。不法投棄は人目につかないところ、管理が行き届いていない場所に捨てられる傾向があるかと思っております。

今お話がありましたように、大網地区にもその不法投棄がございまして、テレビ、冷蔵庫等の家電品が100台にも及ぶ、そういう悪質な不法投棄がございまして、笠間警察署と連絡調整を図りながら対応しているところでございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 6番飯村吉伊君。

○6番（飯村吉伊君） それと、鶏足山の周辺にある町道なんです。この町道につきましては、私ども奉仕活動でペットボトルや空き缶とかを回収しておりますが、そのときに軽トラックで1台ぐらい回収したものがございまして、それと申しますのは、多分野鳥をとっている方だと思うんです。それらがペットボトルだとか、いろいろなものを不法投棄したりしているような状況であります。それらの野鳥の取り締まりというか、監視体制について、これは質問要旨にはなかったんですが、その体制あたりがわかりましたら、それらについて答弁を願いたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（鯉淵秀雄君） 通告外でございますので。

○6番（飯村吉伊君） わかりました。

○議長（鯉淵秀雄君） 6番飯村吉伊君。

○6番（飯村吉伊君） それでは、次の3番目の役場の支所の拡充について、その1としまして、支所と本所が住民に対して同じ対応ができるようにしてはどうかということから入ります。

それで、支所のほうは、職員も毎年人員を削減されているような状況かと思っております。そして、本年度町の催事ごとでございますが、城里町民まつりが11月にございました。町民まつりの実行委員会を9月に立ち上げたわけですが、そのときになかなか場所が決定づけられなくて、それについては、その当時は地元の七会出身の職員が全然おりませんでした。そういうことも実際にあつて、なかなか手間取ったのかなと思っているような状況です。

それから、事務的にもやはり地元の職員がいなくて困ること、さらにはお客さんに住民サービス、戸籍関係の抄謄本とか、そういうものにもなかなか対応がしきれないような、十分なる対応ができなかったようなことがあつたと地元住民から苦情が出ております。

そして、男性職員については、道路の除草刈りとか、不法投棄の処理等、その他苦情の対応に男子職員が出ってしまった場合には、窓口が手薄になり、困難を来しているようなこ

とが多いそうでございます。これらについては、支所の人員削減が大きく影響していると思います。そのような状況で、人員の増を考えられないのか。それらについてご質問いたします。

それから、支所長を課長会議に出席できるようにしてはどうかということで伺います。

支所長が課長会議に参加していないと、支所につきましては、現在総務課から連絡を受けて業務をつかさどっているようなことだと聞いております。本所と同じように住民サービスをしなければならないのに、総務課からだけの連絡では十分なる住民サービスが発揮できないような状態であろうかと思えます。

なぜならば、課長会議での討論とか、議会での現状とか、さらには、これは支所長が区長会議にも出ていないそうでございます。そうすると、この地域のことも言えないし、地域の状況も入ってこない。そして、支所というのは地域と密着しているものでございます。その中で、支障を来しているような状況でございます。支所長につきましては、課長会議に出席させ、それより一番私が考えるのには、支所長を課長にしてはどうかと思えます。そうしなければなかなか対等な職でなければ、十分なる地域に対しての活動も指導もできないような状況にあらうかと思えます。この点について第1回目のご質問をお願いいたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） ただいま本所と支所が同じように住民に対して対応ができるようにしてはどうかというようなご質問でございますが、平成17年2月の合併以降、旧桂村役場と旧七会村役場は合併協定によりそれぞれの支所として活用し、地域住民の身近な住民サービスを受け持つ事務所として開設、運営してきたところでございます。そういう中で、平成18年1月に機構改革が行われ、現在の組織に移行したわけでございます。その際、事務事業と職員の減少に伴う見直しを行いました。住民生活に直結するサービスは、従来どおり行っているところでございます。

また、地区出身の職員がいなく、話が伝わらないというようなことのお話でございましたが、これらの職員の人事管理については、全体の中で対応してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、支所長につきましては、合併直後、特定幹部職員として位置づけられておりましたが、平成18年の機構改革におきまして、支所機能の縮減が図られたことに伴い、現在、特定幹部職員ではなくなり、会議には出席をしておりません。幹部職員会議での決定事項等や報告等につきましては、連絡については、総務課から各支所に通知をしておりますが、当日を含めて速やかに行っているところでございます。

したがって、引き続きそういう事務連絡等につきましては、支所と連携を図り速やかな対応をしてまいりたいと考えておりますし、また、支所長を特定幹部職員会議に出席

させることは、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 6番飯村吉伊君。

○6番（飯村吉伊君） 支所と本所が同じように住民サービスに対しての対応ができるようにしてはということでございますが、本所と支所が住民サービスを同等にできるようにするには、総合支所みたいになければなかなかできないと思いますが、これらについては、現在、保険課、健康福祉課、産業振興課、農業委員会、それから、下水道課、水道課、教育委員会等、大半が結局は本所ではなくて出先に出ているような状況でございます。しかしながら、支所については、まずは空気で、七会でも桂でも同じです。これらについては、なぜ庁舎外に出ているのに、それらをならば支所と本所にまとめられる範囲ではないかと、外部に出さなくてもいいのではないかという声が聞こえます。というより、私らにも、そういうふうにしたほうがいいのではないかという住民の声が大きくあります。その中で、地域に密着した総合支所にするようには、今後考えられないのか、それらについてお伺いしたいと思います。

それから、支所長を課長会議に出席できるようにしてはどうかということでございますが、特定幹部職員に入っていないければ今はだめなんです。しかし、支所のほうについては速やかに仕事がさばけていますよという言い方をされましたけれども、実際にはそういう状況ではないと思います。隣の笠間市、それから常陸大宮市でも、部長クラスが支所長としてなっております。他の事例もございますので、支所長を課長にすべきだと私は思いますが、これらについてあと一回答弁をお願いいたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 支所と本所との関係につきましては、支所に来て住民の皆さんが不便を来さないように、支所の職員にもよくお話をしていきたいと思っております。

それと、職員の人数がそれぞれ十分おれば、確かにそれは住民サービスもできるんですが、現在大変厳しい財政事情の中でやっておるわけでございますので、支所については、今の職員の数が妥当なところなのかなと思っております。

そういう中で、先ほどもお話がありましたように、支所の職員が半分出払ってしまっているというようなときもございます。それは先ほどもお話がございましたように、不法投棄などがあった場合に、職員が不法投棄の場所に行って、その不法投棄されたものを持ち出していると、運び出して持ってきているというようなときもございます。そういうときには、確かに支所については人数が少なく、サービスもできない場合もあるかと思いますが、それはある程度職員に勉強させまして、全部受け付けができるように、不便のないようにさせていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、支所長を課長にというようなことでございますが、今は私は考えておりませんので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 6番飯村吉伊君。

○6番（飯村吉伊君） 不便を来さないようにするというのですが、それについては支所の職員に努力しろよという言われ方だと思います。それでも限界があろうかと思いますが、これらについてはあと一回、職員の増とか、そういうものを具体的にしていくのか、支所の考え方についてお伺いしたいと思います。

課長については、支所長を課長にするということはないよという言い方ですが、私は、この件については課長取り扱いにしてほしいと再度要望いたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 今、お話ししましたように、それぞれ桂支所、また、七会支所の職員の数につきましては、今の時点ではその人数でこれからもやっていきたいと思っております。それぞれしっかり住民の要望にこたえるように、サービスの低下を来さないようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 6番飯村吉伊君。

○6番（飯村吉伊君） 続きまして、城里町の介護保険サービス事業についてお伺いいたします。

（1）といたしまして、現在要介護、要支援に認定されているのは何人くらいおりますか、お伺いしたいと思います。

それから、（2）番としましては、介護認定されている中で、この利用度は何人ぐらいされているかということをお伺いしたいと思います。できれば要支援1、2とございますが、それから、要介護1、2、3、4、5とありますが、これらの内訳がわかればお願いしたいと思います。

それから、3番目は、介護保険施設には3施設がございます。その中で介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設と3施設に分類されていると思いますが、この入所状況についてお伺いしたいと思います。

それから、4番目には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）につきまして、これらの入所状況についてお伺いしたいと思います。

この介護老人福祉施設、通称特養と言っていますが、入所については、城里でも同じですが、近隣の施設も60人から70人ぐらいの待ち状態であると思います。そして、それだけに入所が難しい。さらに、追い打ちをかけるように、特別養護老人ホームは今年度4月から地元の方を優先して入れなさいということでございます。そうすると、城里町は他町村の施設にはなかなか入れなくなるのが現状だと思います。それらについての城里町の対応についてお伺いしたいと思います。

それから、5番目で、介護療養型医療施設と診療所の活用についてでございますが、七会地区の国保診療所の病棟は、青木先生が在職中に病院を建設いたしまして、3階建てでございますが、2階と3階に病床をつくる予定でございますが、これらについては30床ぐ

らい入る施設になっております。

と申しますのは、その中で現在県立中央病院は、大きい手術をしても1週間から10日ぐらいで退院させられてしまいます。その先は県立中央病院で相談施設を設けておりまして、そこにケアマネジャーもおりますが、そこで二次的医療、結局リハビリや医療を中心とする施設をあっせんしております。そういうふうに中央病院では回転よく多くの救急患者を入れようとしているんだと思いますが、それで相談室では、次の医療機関、さらには、介護療養型の施設をあっせんしております。ですので、できれば県から医師が派遣されている七会診療所を、介護棟、医療棟を併設したような施設にしてはどうかと思ひまして、質問いたします。

1回目を終わります。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 現在、全国的に急速な高齢化が進行し、本町におきましても、平成19年度に高齢化率が25%を上回る等、高齢化が進んでおります。また、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増加しており、これからは介護保険の適正な運営と高齢者福祉施策の総合的な推進が一層重要となってきたところでございます。

このような中から、平成21年度から高齢者福祉計画第4期介護保険事業計画がスタートいたしましたわけでございます。本計画は活力にあふれた安心して暮らすことができる長寿社会の構築を目標に、高齢者の介護予防に対する理解を深め、いつまでも住みなれた地域で、自立し、安心して生活できる地域社会の実現を目指してまいりますので、よろしくご協力をお願い申し上げたいと思ひます。

それから、10月末現在の要介護、要支援に認定されている方の人数は、要介護者が636名、要支援者154名で、合計790名でございます。

それから、介護認定者で要支援1が34名、要支援2が120名、それから、要介護1が70名、要介護2が120名、要介護3が190名、要介護4が156名、要介護5が90名と、合計636名というようなこととなっているようでございます。要支援を入れると790名ということでございます。

それから、七会診療所を介護療養型医療施設として活用することには、人員、また設備等の基準を満たしておりません。また、介護療養型医療施設については、平成18年度医療制度改革関連法案の成立によりまして、平成24年3月をめどに廃止されることになっております。そのようなことから、七会診療所を介護療養型医療施設として活用することは今のところ考えておりません。

以上でございます。

〔「3番と4番が抜けてしまっている」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 介護認定されている中での利用度ということでございますが、

要支援1、2、要介護1から5と認定された方については、介護予防サービス及び介護サービスを利用することができます。介護保険サービスは、在宅で利用するサービスを中心に施設への通所サービス、入所サービスなどさまざまなサービスを利用することができます。介護認定されている方の利用度についてのご質問であります。要介護の方で536人、84%の方が利用しております。また、要支援の方につきましては105人、68%の方が利用しております。

それから、介護老人福祉、介護老人保健、介護療養型医療施設の各施設の入所状況につきましてのご質問でございますが、町内には介護老人福祉施設が1つ、介護老人保健施設が2つ、介護療養型医療施設が1つございます。介護老人福祉施設につきましては50床、介護老人保健施設につきましては126床、介護療養型医療施設につきましては40床ございます。各施設の入所状況については、保険課内の地域包括支援センターで把握しており、入所に当たりましては、介護相談により各施設と連絡を取りながら対応しているところでございます。

介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームへの入所対応についてのご質問でございますが、それぞれの施設について入所検討委員会が開催されまして、茨城県特別養護老人ホーム入所指針に基づき決定されます。

なお、県及び市町村は、県の指針が適正に運用されるよう施設に対し必要な助言、指導ができることになっております。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 6番飯村吉伊君。

○6番（飯村吉伊君） 介護老人福祉施設（特養）につきましては、これから一番重要になろうになろうかと思っております。大体この該当者につきましては、要介護3から5までの人が対象になるわけでございますよね。それらが、ここで見ますともう300人から400人近くいると思っております。その中で特別養護老人ホームにつきましては、城里町ではグリーンふるさと1カ所でございます。それで、そこは収容が80人だったかな、そこらしいないので、これから先、全部が入所するわけではございませんが、400名近くいる中で、入所を希望している人が、先ほど申しましたとおり60人から70人おりますが、これは県外も含めて恐らくいると思っております。その中で選定される中で、本当に城里町は特養につきましては1施設しかないもので、本当に入所競争率というか、それが非常に高くなります。

私も実際には母親がこの入所について体験しておりまして、笠間市、茂木町に行きまして、入所の申請をいたしました。そうしたら、もう笠間市、茂木町では、「城里町では、笠間市ではなかなか受け入れられませんよ」という答えをはっきり言われました。もう4月から制度が変わりまして、地元の方が優先ですので。さらに、地元の役所の方がその審査委員会に入っておりますので、他町村の者が審査にかかってくると、必ずここではねられてしまいます。

まず、そういうような状況で、城里町でも今後はこの入所については、本当に介護5の方も90名おるそうですが、これは本当に介護4から5について、240名ほどおりますよね。ですから、これらについては、実際城里町では対応できないと思います。そうすると、ほかの町村にお願いするしかないんですが、ほかの町村はやはり五、六十人待ちでございまずので、ほとんど対応してくれません。これらについて今後どういうふうにしていくのか。それについてお伺いしたいと思います。

診療所については、今後そういうことについては考えていないということでございますので、本当は私も医療型診療所、今も申しましたとおり、医療型の施設をお願いしたいと思っております。でなければグリーンなかさいだけの1施設では対応できていけないと思っておりますので、今後診療所もあわせた考え方をお願いしたいと思っております。

第2回目です。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 特別養護老人ホーム等につきまして、城里町には確かにグリーンなかさい1社と申しますか、50床のグリーンなかさいがあるだけでございまずですが、細目につきましては、担当課長のほうに説明させますので、よろしくお申し上げます。

○議長（鯉淵秀雄君） 保険課長加倉井一史君。

○保険課長（加倉井一史君） 飯村議員さんの質問にお答えいたします。

今後の入所状況、ここで言うとグリーンなかさいのことだと思われまはすけれども、現在の入所につきまして、保険課内の地域包括支援センターで各施設と連絡を取り合ひまして、また、利用されまはす保護者の方と介護相談により各施設と連絡を取りまはして、対応しているのが現状でございまず。

現在、グリーンなかさいで50床、カーサ・ビアンしろさとで80床、城北病院の分院で40床、保寿荘で46床、それと、地域密着型フロイデグループで18床、それと、常北中学校の前の小規模多機能施設城里で25人登録ができるような施設がございまずから、こちらを全般的に考慮いたしまはして、平成21年度からの高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画によりまはして、3年間については施設をふやさないで対応できるというような計画で、3年間とりあえずそういうことで計画をまはしてございまず。

以上でございまず。

○議長（鯉淵秀雄君） 6番飯村吉伊君。

○6番（飯村吉伊君） ただいま第2回目の質問で、グリーンなかさいをグリーンふるさとと申し上げたそうで、これを訂正させていただきます。

ただいま課長のほうから答弁ありまはしたとおり、今後3年間の計画の中では、結局対応できると見込んでいるわけだすよね。実際には家族の方が行ってみると、城里町でグリーンなかさいが対応できると。そのほかの施設がありまはしたけれども、特養について本当に現状は厳しいです。こういう状況で、今後これらの対応について十分それらに対応できる

ように、要望ではございますが、ご検討をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（鯉淵秀雄君） 以上で、6番飯村吉伊君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、10番杉山 清君の発言を一問一答方式により許可いたします。

10番杉山 清君。

〔10番杉山 清君登壇〕

○10番（杉山 清君） 10番杉山 清であります。

今回の質問は4項目、6件であります。町長並びに担当課長に明快な答弁を求めるものであります。

なお、今議会から一問一答方式が採用されましたので、一問一答にて質問をさせていただきます。

それでは、通告1、国際交流についてお伺いをいたします。

国際交流につきましては、町長の選挙公約でもありますが、交流方法も幅広くあると思います。私は、町内の中学校へ外国人の留学生を受け入れについてお伺いをいたします。

町内には、常北、桂、七会と3つの中学校があります。それぞれの中学校に1名から2名同年代の学生をホームステイ方式で受け入れ、通学していただき、学童との交流を通し、城里の子どもたちに国際感覚の意識向上を図っていただきたいと思うものであります。

また、地元には常北高校があります。そういった常北高校との交流もできるのではないかと思う次第であります。

実は、この件については、平成19年9月議会で質問をしました。答弁については、「連携も考え、実現の方向で前向きに取り組んでいきたい」と返答をいただきました。その後、4カ月から5カ月、連絡を取り合いながら進めてまいりました。ところが、年度末、突然実行できないと言われました。

この件については、大変時間がかかります。そして、個人対個人の約束ではなく、外国、すなわち2国の大使館、また、関係窓口等の問題もあります。前向きに取り組んでいきたいというお願いをされました。そういう中で、私は半年近く時間を費やして、もう少しで受け入れができる状態の中で、すみません一言で解消される問題ではありません。では、だれがそういった関係機関に謝罪するのか。また、信頼関係とはどういうものなのか、心とは何か、大変考えさせられた次第であります。いずれにしても、やる気の問題であると思います。町長も2カ月で2年目に入ります。阿久津カラーというものを出示していただき、受け入れ実現に向けて答弁をいただければと思います。

また、教育長には、現場の対応についてお伺いをいたします。

それと、平成19年当時、教育委員会事務局長であった海野局長から、当時のいきさつをお伺いできればと思います。

以上、1回目の質問を終わりにします。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 10番杉山議員の質問にお答えいたしたいと思います。

留学生の受け入れを考えてはということでございます。私も国際交流により人材を育成していくこと、さらには、観光、商業との連携を図り、その振興に結びつけていくと、そのような思いは、町長に就任する前から私の気持ちの中にもありました。そういう中で、国際交流の意義は、日本と諸外国が相互理解し友好を促進するものでございますが、子どもたちが留学生との交流を持つことは、語学力の向上でなく、その国の社会や文化を感じ、国際理解を深めることができます。このことは成長期の子どもたちが国際的視野を広めるとともに、国際協調の精神が養われ、次代を担うにふさわしい青少年に成長していくものと思われまふ。町の活性化にも結びつくものでありますので、施策の具現化に向け、できるところから取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

○議長（鯉淵秀雄君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 10番杉山議員にお答えいたします。

国際交流というのは、中学生、高校生の異文化を体験させるという前提のもとで、大変有意義だというふうにご考慮しております。今、町長からも話がありましたように、国際交流は今後の日本にとっては大切なことだというふうにご認識します。

今回の杉山議員さんの提案というふうなものは、留学生交流のパイプの一つとして、受け入れについては検討をさせていただきたいというふうにご考えます。今後いろいろな国々との交流についても視野に入りたいということでご願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

〔教育委員会事務局長海野勝美君登壇〕

○教育委員会事務局長（海野勝美君） 10番杉山議員さんにご答弁を申し上げます。

国際交流についての話を聞かせていただいた記憶はございます。しかし、当時のいきさつというお話でございますが、これは議会答弁しか承知をしておりませんので、ご承知をいただきたいと思ひます。

○議長（鯉淵秀雄君） 10番杉山 清君。

○10番（杉山 清君） 町長並びに教育長のほうから、前向きで、また実現に向けて考えていきたいという答弁をいただきました。

大変町の財源も厳しい折であります。また、教育は町の礎だと私は思ひます。本当に少額の予算で実行できるわけであります。ぜひ実現、そして、私どももこの実現に向けて、現地法人を知っておりますので、そちらの窓口等、また関係機関のほうに計らって協力していきたいと思ひております。

1つお願いがあります。町として最低限対応をしていただきたいのは、できれば受け入れ実現2カ月前までに、町の広報紙等に入れていただいて、ホームステイ先を募っていただきたい。また、そのときに、できれば学校から最大でも3キロ以内ぐらい、自転車通学、また、徒歩ですと1キロ前後ぐらいといいたいでしょうか、その辺の距離を明示していただいて、募集をかけていただければと思う次第であります。

実は、この件に関しては、桂のときに、もう7年近くになりますが、当時高瀬教育長が全責任を持って受け入れてあげるということで、1名の留学生を茨城県で初めて2カ月半、中期留学を受け入れた経緯があります。今回、この町が受け入れるという形になれば、2回目ではありますが、複数人数は県下でも中期留学では初めてであります。どうか先日の民主党のスーパーコンピューターの問題ではありませんが、やはり1番にやることと2番では相当の差があると思います。実現に向けてよろしくお願いを申し上げます。

それでは、2番の地産地消について質問をさせていただきます。

この件も町長の公約に当てはまると思います。特産品と商業振興に入るのではないかと  
思う次第であります。

町内には特産品は地産地消として物産センターや個人の特産品販売店、また、生産者の直販で行われております。城里のおいしい野菜や米などをPRして食事として出すところは、私は余り聞いたことがありません。先日、食堂や販売店を聞き取り調査しました。その中で、取り扱い状況を聞いたわけではありますが、飲食店での町内農産物の取扱量が少ないのにびっくりしたわけでもあります。

販売については、特産品販売店が町内にふえて、地場産品を販売するのに力を入れていただいているのが最近は多く聞かれます。私は飲食店や、例えば飲食に該当するような旅館業とか割烹、そういった方々にも取扱量をふやしていただき、農業と商業の結びつき、協力で町おこしを考えてはどうかと思うわけでもあります。

方法としては、参加店のPRを入れたパンフなどを取扱店の店内、また、道の駅などに置いていただき、店先には城里町特産品取り扱いの店というような目印となる、例えば旗とか、ちょうちんなど掲げていただいて、拡販に努めてはと思う次第であります。その場合、行政として協力をいただけるのかどうか、担当課も含めた中で伺いをいたします。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 農業と商業協力による特産品の拡販を図ってはというようなご質問を、今、杉山議員のほうからいただきましたが、当町の農業、商業につきましては、長引く景気低迷の中で、ともに厳しい状況にあることは言うまでもありません。地産地消への取り組みにつきましては、現在学校給食において、米と一部野菜を使用しておりますが、まだまだ利用が足りないと感じております。そういう中で、今回、商工会婦人部が、商店街の空き店舗を利用して地元の農産物を使用した総菜の販売等を行うというようなこ

ともございます。農業と商業が一体となった事業の展開が始まるわけでありますが、事業の展開次第では2号店の出店も考えていくというようなお話もございます。

それから、そういう城里町の農業の産品につきまして、高萩市などでやっていたかと思っておりますが、城里町推薦商品というような形で、それぞれのPRをしていたということが新聞等に載っておったのを記憶しておりますが、そういうことをやっていければと思っております。

町といたしましても、商工会を中心とする商業関係者、農業関係者と協議しながら、地産地消に積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 10番杉山 清君。

○10番（杉山 清君） 地産地消については、町長から積極的な方向で進めていきたいという形で答弁をいただきました。どういう形でやっていくのかということで、大枠先ほど1回目の質問でお話ししましたが、できることならば、町内には飲食、旅館業、割烹等の数が、おおよそ30件ぐらいあると商工会でお聞きしました。例えば旗ですと、印刷をしても五、六千円ぐらい、また、ちょうちんだと1万円を超えと思いますが、いずれにしても、この参加店を募っていただいて、例えば、当初その半分でもいい、20件でもいい。そういう中で、地場産品を使った中で料理をつくっていただいて、うちは例えばどういうものがPRできるか、そういうおのおの個々のお店に聞いて、パンフレットをつくり、パンフレット等PR用の旗やちょうちんなどを町のほうで協力体制ができるのかどうか、もう一度伺いをいたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 地産地消をしていくというようなことも大事であろうかと思いますが、ただいまそういうものをPRする看板、あるいはパンフレットを含むものというようなものでPRしていくということは大変大事なことであろうかと思っております。その点につきましては、担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

○産業振興課長（田口喜一君） それでは、杉山議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

ただいまの、のぼり、パンフレット等の件でございますが、常陸秋そば等につきましては、町内でも使用している店がございます。それにつきましては、県のほうより「常陸秋そば使用店」というようなのぼり等もできておりますので、財政担当と協議をしながら前向きに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 10番杉山 清君。

○10番（杉山 清君） 町長並びに産業振興課長のほうから前向きに進めていくという

ことで、ぜひ実現の方向でお願いしたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君）　ここで、午後1時15分まで休憩いたします。

午後は、10番杉山　清君の消防業務についての質問から入ります。

午前11時56分休憩

---

午後　1時15分開議

○議長（鯉淵秀雄君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（鯉淵秀雄君）　10番杉山　清君の消防業務についての質問から入ります。

10番杉山　清君。

○10番（杉山　清君）　午前中に引き続き一般質問をさせていただきます。

消防業務についてお伺いをいたします。

女性消防団員確保についてであります。先日、茨城新聞に「ふえる女性消防団、県内24市町村に25団体」と、県44市町村で半数を超えたという記事が掲載されました。このような記事でございます。茨城町の女性消防団だそうですけれども、きれいな美人の女性の方が2人載っております。

それで、実はこの女性消防団については、旧桂村時代から私は質問をしていました。当時は茨城県に約100名弱しか女性消防団員はいなかったと思います。また、新しく城里町になりまして、平成17年12月に第4回定例議会で、女性消防団を採用してはということで質問をした経緯がございます。そのときの議会だよりであります。平成18年1月の出初式が載っております。私が質問した後です。女性消防クラブの方が6名はんてんを着て写っております。

そういったことで、当時質問を入れたわけではありますが、答弁で、「設立に向けて検討してまいります」という答えをいただきました。やっと女性消防団に入り、例えば新しい若い消防団員の加入とか、消火、防災の警護に役立っていただけるなど期待をしていた次第であります。ところが、先ほどの留学生の件でもそうですが、途中で要するに切れてしまうんです。女性消防に関しては、質問してから3カ月ちょっとで、平成18年に解散になったわけであります。

茨城県も女性消防団員というのは、10年前から見ると8倍強、先日の新聞でも取り上げておりましたが、茨城県内消防団員が2万5,000人弱なんです。その中で女性消防団員というのは380名だそうです。当初結成したばかりのときには、約40名ちょっとでありました。そういったことであります。なぜこの町は解散になって、また、その後、例えば女性消防団員の募集にも当たらなかったのかちょっと理解に苦しむわけであります。

この後、限界集落という質問も入れますが、まず、要するに高齢化が進む地帯、また、そういう地帯においては、男性だけだと仕事等で町外に出る確率も高いわけであります。

そういった中で、消火活動、また、団の活動に対しても大変苦慮しているというお話も聞いております。町として女性消防団募集を考えていくのか、また、そういった消防団に対して女性消防団員を募集する考えがあるのかお伺いをしたいと思います。

2番目、限界集落の災害対策についてお伺いをいたします。

限界集落については、国・県は単位を大字として見ているような状況であります。実は、せんだって、もう1年近くなると思いますが、茨城新聞で、「城里町の限界集落の数は大子町に次いで2番目」という記事が載っておりました。恐らくこれは小字を考えるとと思います。今回もこの小字単位の中で質問をさせていただきたいと思います。

よく災害などを想定したときに、避難所が各地域の公的施設、学校とか、集落センターとなっておりますが、人里離れた山間地帯などはこういった施設がないわけであり。そういった場合に、地元の区長さん、また、駐在の方とお話し合いをし、避難ができる安全な建物、また、地域の方の家を利用させてもらえるような対策ができるかどうかお伺いをしたいと思います。

3番目でありますが、利用していない旧消防器具置き場の対応についてお伺いします。

合併前、旧桂村時代に新しく消防団の詰所、器具置き場の建設がありました。そういう新しい場所ができて、旧器具置き場がその後放置状態、例えば各区に1つの分団があるわけでありますが、区で管理しているのか、町のほうで管理をしているのかわからない。それで、現場を見てみると、電気も入っている状態、そういう場所があります。これは数が数箇所あるわけでありますが、今後その器具置き場を区に移管して活用してもらうのか、また、担当課が管理していくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上3件、よろしく申し上げます。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 10番杉山議員の消防業務についてのご質問にお答えしていきたいと思っております。

女性消防団員の確保を考えてはというようなことでご質問かと思いますが、平成21年当初で、全国に約1万7,000人の女性消防団員が誕生しており、茨城県では平成4年に取手市で結成されて以来、10月1日現在で387名、25の女性消防団が結成されております。女性消防団員の活動としては、女性の特性を生かしたひとりの老人宅の防火診断や救急救命活動及び防災、救急講習等で大きな成果を上げているようでございます。本町では、合併前に常北地区と七会地区に婦人防火クラブが設置されておりましたが、平成18年に解散し、平成19年度から自主防災組織の中で、従前の婦人防火クラブの活動を行うことを含め、組織の結成を推進し、現在12団体が組織され、地域に密着した防災活動に取り組んでおります。

女性消防団員は、一般の消防団員と同等の身分となるため、女性消防団設置による団員定数増や新たな予算措置などが必要となってくると思われます。今後は消防団の改革とあ

わせて、女性消防団の結成について検討してまいりたいと考えております。

限界集落の災害対策等についてということでご質問等がございました。高齢化が進んだ小規模集落、桂、七会地区の一部でございますが、その地域の防災等につきましては、対策が非常に難しいものがあります。しかし、災害時に情報等が途絶え、地域が孤立しないように、防災無線やI P一斉放送システム等、情報網の活用を図ってまいりたいと考えております。

これまで災害に遭った自治体での教訓から、災害対策の基本は自助、共助、公助であるといわれております。小規模集落を問わず、この原則をもとに消防及び自主防災組織の関係機関、団体が連携するとともに、みずからの生活は自分が守る自助、次に、地域で助け合う共助、地域でできない対策については公共団体が行う公助というような考えで対応してまいりたいと思っております。

それから、利用していない旧消防器具置き場の対応についてでございますが、合併前の旧桂村では、消防器具置き場の新設に伴い、消防施設としての機能を有しなくなった旧消防器具置き場を区が再利用することで、移管に応じていた経緯がございます。そのような施設は、現在桂地区に5施設がございますが、使用されている施設は、資源ごみ収集場所として活用しているなど、利用形態はばらばらであります。

また、区長から申し出により移管したものの、現在利用されていないものが錫高野、高久に2施設があります。その後、高久の施設については、利用する見込みがないため、区長から取り壊しの要望も出ておるところでございます。その他、岩船にある1施設については、区長から利用したいとの移管の要望が提出されているものもあります。これら旧施設の取り扱いにつきましては、十分に現状を把握し、今後の管理につきましては、区長との協議を行いながら適正に行ってまいりたいと思っております。

また、この管理につきましては、それぞれ担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

○総務課長（田上 勤君） 杉山議員さんのご質問でございますけれども、利用していない旧消防器具置き場の対応についてということでございます。

ただいま町長から答弁がございましたように、桂地区以外にはこのような施設は現在はありません。さらに、旧施設の用地については、既に町と借地契約は締結しておらず、借地料の支払いはございません。

ご指摘の電力供給等につきましては、旧施設の火の見やぐらにサイレンが取り付けられている場合には、旧施設に電気が引き込まれていると。このような状況から、基本料金に係る電気量の支払いが発生しているというところがございます。

以上のような状況でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 10番杉山 清君。

○10番（杉山 清君） 女性消防団員の確保については前向きにという話をいただきました。

実は、男子消防団員ということで考えますと、国は全国で100万人を確保したいという形ではありますが、年々消防団員の数は減っておるわけでありまして。今現在は平成20年の統計でいうと89万人だそうであります。やはり1回目の質問でもお話ししましたが、女性消防団員が入ることによって、加入とか、火災の啓蒙、そういった男性にはなかなか細かいところに行き届かない点が役に立つのではないかと思う次第であります。

また、消防長官命で消防団員の確保が都道府県知事に重要であるということで、これは消防団の基本でもある生命、身体、財産を守るということで、団員確保に全力で取り組むようにという通知が出ているのもご承知のとおりと思います。

先ほど課長のほうから、また、町長のほうから細かく説明いただきました。現在茨城では387名の女性の方が活躍しているということでありまして。ぜひとも早目の募集をかけていただいて、女性の消防団の活躍を期待する次第であります。

2番の限界集落の災害対策であります。実は、先日の県のほうの調査の中で、今後の見通しというのは、七会と桂地区が限界集落になっていく地域が多いわけでありまして。そういった中で、桂の場合、14の区があるわけでありまして。そういった中で65歳以上、例えば、平成37年ですからちょっと先なんでありまして、桂では意外と錫高野が50%を超えてしまうんです。私は桂の場合には、岩船が先にいくのかなと思ったんですが、岩船は50%前で48.7%なんです。ただ、現在岩船地区は高齢化率が43%になっている。

また、七会地区には7大字、区があるわけでありまして、40%をこの平成37年に達するのは1地区であります。下赤沢であります。あとは30%台。ですから、いかに桂地域は高齢化が急激に進むかということでありまして。そういうことを踏まえながら、できれば先ほど町長のほうからも連絡網の確立とか、そういうことがありましたので、早目に手段を講じていただきたいと思います。

また、3番の消防器具置き場についてであります。私が器具置き場を見た限りの中では、電気の線がすべてに入っていると思います。これは火の見がないところは電気代を今まで永遠に払い続けたという形なんですか。その辺ちょっとお聞きします。

また、確かに言われるように、器具置き場を清掃してきれいに、例えばリサイクル製品、ペットボトルとか、缶とか、新聞とか、そういうものを処理業者に出す前の形として、倉庫として利用しているところもあれば、中に落ち葉やごみが隅のほうに堆積したりしているような場所もあります。例えば、消防器具置き場が不審火の火災などになれば、本当に笑い事では済まないし、管理がどこかわからないような形の中で、永遠にもう6年も7年もきているわけです。これは早目に区に移管するか、または担当課のほうでどのような処置にするか結論を出していただきたいと思います。

5区の中では、今現在旧器具置き場が存在しているのは栗区、高久、錫高野、阿野沢、

御前山だと思います。どうか早目の対応をよろしくお願いします。

以上、2回目終わります。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 今、城里町消防団におきましては現在支団制をとっており、団員の条例定数が649名と、1団制一本化をとっている大洗町234名、茨城町285名と比較いたしますと、団員の減員数が多いために、分団運営、団員維持等に大きな経費負担が発生していることも事実でございます。それを解消するために、消防団組織の見直しを一本化というようなことで、当面の課題となっているのかなと思っております。

そういう中で、女性消防団員の意義、男女共同参画社会形成などの女性の社会進出が高まり、消防団にも女性の特性を生かした住宅防火診断や救命講習、防火啓蒙などが実施できるようなそういうことで女性消防団としての地域の社会進出というのが大きな意義があると思っております。

限界集落のことで、今後は65歳以上の高齢者が半数を超える限界集落も想定されますが、災害時に住民が孤立する危険を解消することが重要であると思っております。道路網や情報網の整備を図るとともに、地域での協働体制である自主防災組織結成を推進して、日ごろから住民同士の連携を図れるように、これから努めていきたいと思っております。

それから、消防器具の置き場につきましては、今後管理につきましては、区長さんや自治会長さんともよく協議を行いながら、適正に行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、電気等の管理につきましては、担当課長のほうから説明させます。

○議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

○総務課長（田上 勤君） 10番杉山議員さんの旧消防施設等の電気料金の件でございますけれども、消防の担当のほうで確認をした現時点では、新設の消防器具置き場ができてから区のほうへ貸借等をしたそういう5つの施設については、基本料金を含めて現在まで電気料が支払われていたと、こういうことでございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 10番杉山 清君。

○10番（杉山 清君） 1番のほうはよくわかりました。

2番限界集落について、連絡網、また、いち早く地域の区長さん、駐在員とお話し合いをして対策に当たっていただきたいと思っております。

実はせんだって、総務委員会において、新潟の旧山古志村を視察に行っていました。そういった中で、あの旧山古志村の地震における災害復旧に対しては、地域の方の協力体制が一番役に立ったというお話も伺っていました。どうかいち早い対策をお願いしたいと思います。

課長のほうから、電気代のほうは区のほうにと、建物と一緒に移管という形をされていますが、移管したのは5施設のうち何施設なんですか。どこどこが移管されている

のか。もしお手元に資料等がありましたら、お聞きしたいと思います。

それと、火の見があるところは電気、サイレンも使いますから、私も消防をやっていましたので。要するに、スイッチを入れて、それからこのサイレンのレバーを押すわけですから、電気代はもちろんかかるわけです。これはわかります。ただ、サイレンがないところにメーター器もついているし、線も結んであるわけです。そういったところの施設において、火の見がないところは区にすべて移管したんでしょうか。その辺をお聞きします。

また、移管したとすれば、例えば火の見がありながら、区で今度はその器具置き場を使っているようなところは、何か矛盾するような形ではありますが、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

○総務課長（田上 勤君） 杉山議員さんのご質問にお答えをいたします。

ただいまの消防器具置き場の件でございますけれども、まず、契約書はございませんけれども、基本的に区に払い下げたような形で使用されている施設が粟、それから下阿野沢、錫高野の3カ所でございます。撤去要望があるところが高久でございます。それから、逆に今度は区から譲渡要望があるのは岩船という状況でございます。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 10番杉山 清君

○10番（杉山 清君） 電気代のほうは聞けなかったんですけれども、いいでしょう。後でまた聞きます。

それでは、4番、町内河川についてお伺いをいたします。

県内で、特に県北地域において、県に要望等が一番多いのは河川の工事だそうです。これは復旧、補修、災害、いろいろあると思います。この町においても、一級河川水系というのは何本もあるわけですが、大きい河川で言いますと、桂地区是那珂川と桂川、相川とか、常北地区にも藤井川、西田川、七会地区にも潤沼川とかがあります。そういった中で、整備状況と災害復旧工事についてであります。今年台風も少なく、災害復旧は余りなかったと思いますが、町内一級河川水系の中で、新設、災害復旧、修復工事、合計で、今年の要望は何回ぐらいあったのかお伺いをしたいと思います。また、今年度の工事は何件ぐらいあったのかお伺いをしたいと思います。

また、その中に、これは長年の地域の要望でもありますが、江川の改修、これは工事に入っているのかどうか、お手元にもし資料があればお聞きしたいと思います。

江川については、代々地元の議員さんが長く改修をしていただきたいたいという経緯の中で、質問に当たってきたと思いますが、そういったことを踏まえながら、もしあればどのような工事で予算的にどのぐらいなのか。県との取り合いですから、資料がなければ後で出し

ていただければと思います。

以上、お聞きします。よろしく申し上げます。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 整備状況と災害復旧工事というようなことかと思いますが、那珂川などの町内を流れる一級河川につきましては、全体の整備率は約70%を超えておるところでございます。国や県も財政状況が大変厳しいところでございますが、早期に町内河川の整備、向上が図られるよう、引き続き国や県に働きかけてまいりたいと思います。

合計での工事の数とか、江川の改修工事等につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（鯉淵秀雄君） 都市建設課長栗林俊一君。

○都市建設課長（栗林俊一君） 河川要望につきましては、各区長さんからの苦情や要望、または職員のパトロール等により、国や県管理河川の異常が発見された場合には、国や県に連絡並びに補修要望を実施しております。

議員からお尋ねのありました平成21年度時点での要望件数でございますが、今現在で14件となっております。ちなみに、平成19年が19件、平成20年度が26件ございました。

なお、平成21年度の県工事の箇所数でございますが、今現在資料がございませんので、確認の上、後ほどご説明したいと思います。

あと江川についての改修状況でございますが、これは県に確認したところ、今現在本年度予算等に計上されていないということで聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 10番杉山 清君。

○10番（杉山 清君） 実は、前に質問をしたときに、復旧工事の申請と完了、今回14件あるという形ではありますが、平成18年度、これは新設も含まれているのかどうかわかりませんが、29件で完了が19件、平成19年度が今19件という話をいただきましたが、この当時平成19年9月にお伺いしましたので、その後8件ふえたと思います。そして、完了が12件でありました。

いずれにしても、半分以上、60%前後工事をしていただいているような状況ではありますが、今年は工事が出ている件数としては何件ぐらいあるのか。また、今年は大きな台風が来なかったために、河川の堤防とか、畑が崩れているところにおいても、さらに進行するような状況はなかったと思います。できれば、そういうところは地域区長さんなどと連携をして、速やかに今後台風の後、県・国に要望を出していただきたいと思います。本当に私も資料関係を見ると、課長のほうから要望等が速やかに出ている点については、よくやっていたら感謝する次第であります。今年の工事予定、それを数がわかればお聞かせ願いたいと思います。

それと、江川については、何分とにかくもう予算がないのはわかっておりますが、大変

あそこは水害がひどいところでありますので、どうか強い要望を県にお願いしたいと思えます。

2回目を終わります。

○議長（鯉淵秀雄君） 都市建設課長栗林俊一君。

○都市建設課長（栗林俊一君） 本年度の工事本数でございますが、何分河川に対する要望につきましては、まず、その現場状況、もしくは予算との関係から、緊急性のあるものや実施が容易なものを除きまして、実情としては要望を受けた翌年度の渇水期に実施することが多ございます。そういった関係から、本年度上げている要望数14件に対して実施されているものは事実上まだないかと考えております。

ただし、通常ペースというか、私どもから要望している以外にも河川改修等進んでいるものがあるかと思えますので、それについては後ほど確認の上、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 10番杉山 清君。

○10番（杉山 清君） 以上で私の質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（鯉淵秀雄君） 以上で、10番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、11番三村由利子君の発言を一括質問一括答弁方式により許可いたします。

○12番（三村由利子君） 議長、11番ではありません。12番三村でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） すみませんでした。

12番三村由利子君の発言を許可いたします。

〔12番三村由利子君登壇〕

○12番（三村由利子君） それでは、通告によりまず一括質問に入らせていただきます。まず最初は、選挙の投票所についての質問でございます。

投票所の設置数が著しく減少、つまり31カ所から13カ所にされたことに対して、ほかの議員さんからも過去に質問がされておまして、これに対し、これまで、「事務の見直しと経費削減のためでありご理解をいただきたい」という趣旨の答弁がされてまいりました。今回、投票所が大幅に縮小されたことに対し、改めて私も疑問を感じ、執行者の考えを伺いたく質問をいたします。

平成17年2月27日に、合併後初の首長選挙が実施されました。このときの投票所は、従来どおりの31カ所の投票所を配置いたしました。合併後、選挙事務や経費のスリム化を求められるものの、投票所の数を減らせば有権者の足が遠のくことが予想される。合併のせいで投票が不便になったら意味がないと当時の選管の職員のコメントでございました。

当時新設合併に伴う首長選の県内の第1号として、大変注目された選挙でございました。

この選挙のために、選挙以前に、職員たちがいろいろ作業の手順、そういうものを検討し、打ち合わせを重ねて選挙に至った結果、投開票作業も何も混乱なく終わったと記憶をしております。その後、従来の投票所を大幅に縮小、31カ所から13カ所となり、高齢者の方々、運転のできない方などから、遠くて投票に行けなくなったと多くの声が聞かされております。

若い有権者の方にも、お年寄りの有権者の方にも、投票の権利というものは守らなければならないと私は思います。事務のスリム化を目的として、投票所を少なく配置数を変えたということは行政側の一方的な考えであり、有権者に対する配慮に欠けているのではないかと私は考えます。このことは、町長の心情である町民の声を大事にするということとは逆行しているように思いますが、町長はいかがお考えでございましょうか。

ますます今後も高齢者がふえ、その高齢者の身体的特性を考えるなら、投票しやすい、参加しやすい環境を整備してこそ1票の大切さ、重さが生かされるものと私は考えます。縮小した選挙事務所の見直し等お考えがありますか、町長にお伺いいたします。

次の質問項目、予算編成前行財政の総点検をする考えはあるかという質問であります。かつて、「政権交代が実現すれば政治行政の激変の可能性は必至で、町村の今後にも大きな影響が出てくる。町村にとって鬼と出るか蛇と出るか予測ができない」と述べられた人がおりました。現政権のもとで、予算概算要求の無駄を洗い出す事業の仕分けが行われております。聖域なしの大胆な事業の仕分けは、見ていて小気味よささえ感じられる作業であります。その仕分けの判定基準が不明確なことが問題でもありますが、透明性を前面に出し、国民の税金の使い道を審査する作業は評価できるものと私は考えております。仕分けをしたことにより、表面化した課題も多く、重複している事業、効果が難しいと思われる事業でも継続して実施している事業など、無駄な予算要求を厳しく指摘する部分もございました。

財政難だから議員数を削減すべきと、今我が町では財政難を指摘されておりますが、町長においても、自治体運営の直接の責任を負う立場として、前年度踏襲の予算編成など考えてはいないと思いますが、国政に倣い、町も行財政の総点検をする仕分けを実施するときであると私は考えます。納税者の立場を考えて、限られた財源を効果的に、住民に対し福祉増進ができるかどうかを原点に戻り見直しが必要と考えます。何をを行い、何をとめるか、見直し、仕分けをする必要があると考えているところでございます。形骸化している予算編成、血税を使って行われる行政が、惰性によって前年の踏襲で予算編成が進められてはならないと、私は強く危機感を感じております。景気が低迷し、さらなる税収入減が懸念され、厳しい財政運営が予想されますので、町長の強いリーダーシップを求めてやみません。

効率的効果的な行財政運営のために、総点検、見直しをする考えはお持ちかどうか、町長に所見をお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 12番三村由利子議員のご質問にお答えいたしたいと思います。  
選挙投票所の件につきまして、ご質問がございました。

最初あった31カ所から13カ所になって、お年寄りやまた運転できないそういう人たちの投票所について、遠くなって不便ではないかというようなことについて、町長のお考えをお聞きしたいというようなことでもございましたが、私もそのように考えております。ただ、財政との考えの中でこれをやって、そういう仕分けになったと聞いておりますので、詳細につきましては、総務課長のほうから答弁させていきたいと思っております。

行財政の総点検につきましては、財政を圧迫している中、平成22年度の予算編成前に行財政の総点検をする考えで、今やっているわけでもございますが、第1回の予算説明会を、この間、課長会議の中で行いました。そういう中で、私は平成22年度の当町の予算編成においては、今日の経済情勢による税収の大幅な減収や、政権交代による地方交付税などの減収も予測される中、住民サービスにこたえるべく政策を展開しなければならないこれまでにない厳しい予算編成を余儀なくされると危惧しているところでございますというような中で、平成22年度の予算には、選挙公約を初め常北中学校校舎改築工事にも着手し、また、社会情勢の変化も含め、主役は町民であることを念頭に、城里町総合計画の理念に基づき、選択と集中によるメリハリある予算配分を行ってやってほしいということで、各課長に申し入れをしたところでございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

〔総務課長田上 勤君登壇〕

○総務課長（田上 勤君） 12番三村由利子議員さんのご質問にお答えをいたします。

投票所の再編問題でございますけれども、1点としまして、有権者が投票しやすい条件が必要ではないのかと。特に高齢者有権者への対応というようなご質問かと思っておりますけれども、議員ご承知のように、投票所の設置につきましては、再編基準に照らしながら、現在の社会動向や地域性、公的施設の有無など、各方面からの検討を加え、総合的に投票率の低い20代から30代の若い世代の有権者を考慮し、施設設備の充足や駐車スペースの確保など、投票しやすい条件に配慮したものでございます。

また、高齢者の投票率の低下にも意をくみ、すべての世代が投票しやすいよう考慮したものでございます。

当時の委員会で委員会案をまとめるまでの経緯をご説明申し上げますと、合併後の投票区の見直しでございますけれども、合併による事務事業の一元化調整において、投票所においては、合併後に再編することとされておりました。このため、合併後の事務事業の調整をすることなく、4回の選挙を執行したところでございます。これらの反省に立ちまして、総点検、見直しの結果、当時の昭和30年代に定められた投票区域を合併当時まで踏襲

をしてきたと、こういうような経緯がございました。現在では、有権者数において投票区間に格差が生じてきており、このため、有権者間の公平性の確保、厳しい行財政環境、安全性等も考慮しまして、投票区の再編を行いました。

投票区間の格差では、1地区に複数の投票区の設置をしているところ、あるいは投票区ごとの選挙人の格差、例えば第3投票区ですと2,035人、第20投票区ですと110人というような大きな有権者数のばらつきが見られている状況でございました。これらを解消するため、投票区の再編目的は、合併後の町全体のバランスを取り、公平性の確保に努めたものであります。あわせて、選挙時における投票管理の安全性の確保、事務従事職員の配置の困難性の問題、さらには、投票管理の合理化及び経費の節減などがございます。

これらを踏まえまして、投票区再編の基準は、茨城県の平成18年当時の定時登録者数、市の平均で1投票区当たりの人数は1,712人、町村の平均で1投票区当たりの人数は1,329人、県全体の平均で1投票区当たりの人数は1,609人でございました。一方、城里町の平均は、1投票区当たり609人でありました。これらの現状を分析の結果、地域性を考慮して1学区1投票区を原則とし、有権者が1,000人を超える投票区については、現行どおりとすることで再編案の作成を行った次第でございます。このようなことから、現在、ご指摘の13投票区となったものでございます。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 12番三村由利子君。

○12番（三村由利子君） まず、投票所の再質問でございますけれども、投票区のばらつき、それから、有権者のばらつきとか、投票区の格差、そういうものを検討した結果、現在に至ったという説明でございますけれども、やはり何としても投票あって言えることであって、投票所を遠くしたために投票が成立しないということでは、これはやはりその数字だけでは割り切れないものがあるのではないかなと思います。財政難だから、人件費を削減するために、投票所を削減したということでは、私はもう本当の民主主義の町民主権の意をくみ取ることができないのではないかなと思うんです。

投票所が遠くなってしまった。そして、投票所が非常に投票がやりにくくなったという例は、有権者はわずか240人強ぐらいしかおりませんけれども、特に常北地区の上泉地区、あそこにはもともと集落センターがありまして、あそこで投票を済ませていたんですが、今度はその集落センターの投票が廃止されまして、石塚小学校に限定されたわけですが、上泉というのは、あの石塚の坂をおりまして、那珂川の堤防沿いの集落に、つまり240数名の有権者がいるわけですが、その方たちが非常に、特に高齢化が進んでおりますけれども、あの上泉、那珂川の堤防沿いから歩いて坂を上がって、そして石塚小学校まで投票所に来るといふこの実情、実態を見ると、私はやはりこれはもう一度検討し直す必要がある投票所ではないかなと思うんです。

財政難だけ、数字だけでは割り切れないこの投票所の問題、これはやはり行政が机上で

考える考えであって、一般有権者が投票しやすい環境であってこそ、この選挙というものが成立するわけでありますから、選挙のたびに選挙広報車が町内をぐるぐる一円しまして、「投票をしてください」と、広報車が呼びかけてはおりますけれども、実際、物理的に投票所が遠くなってしまったという現実を考えると、「この投票をしてください」という広報車の呼びかけは、私はこれは少し無理があるのではないかなと思います。

ですから、やはり決められた数字、決められた有権者数で投票所を設置するというのではなくて、これは町独自で、やはりこういう過疎といいますか、非常に条件の悪いところには投票所を従来どおりにまた再開するとか、そういう便宜を図るということはできないのかどうか。その辺を私はもう一度お伺いをしたいと思います。

それから、事業の総点検、仕分けのことでありますが、先ほどもう既に第1回の課長たちの予算の説明会を開いたという話がありますけれども、合併以来、行財政の改革というのが目立ったものがされていないような気がするんです。特に、行政の体質改善、それから、少ない予算の使い方の改革、その辺をしっかりともう一度私は皆さんで検討し合って、本当に無駄な事業はないのか、その辺をやはり絞り出す必要があるのではないかなと思います。

それで、予算を編成する過程、それをどういうふうに行っているのか。例えば、担当所管内で全職員がいろいろな意見を出し合ってそれを検討し、一つの事業ということに行っているのか、それとも、課長が前年度を踏襲したそういうものを基準にしたもので予算編成を組んでいるのかということですが、私はやはりその所管の担当課内で活発な意見交換が必要ではないかと思うんです。そういうことがあってこそ事業が生かされ、そして、職員も育つというようなことも考えると思うわけですが、特にこの行政改革は税金の無駄遣いをなくす、支出を抑えるということだけではありませんが、一度行政の中に身を置きますと、なかなか気がつかない部分があると思うんです。ですから、やはり若い新人の職員たちの意見をくみ入れるそういう場を提供して、どんどんと意見を聞く。そして、それを検討し、意見をくみ入れられるものは入れるというような形をとるべきではないかなと思います。

それから、役場内の課、それから、支所、そういうものの配置、これも検討すべきではないかなと思います。ずっと余り検討されていないような気がしますけれども、前任者は、職員は20名ぐらい減らして、記憶しているところでは今221名職員がいるようございまして、この辺の改革、重複している事業が課をまたがってあるのではないか。そこで、やはり経費の無駄遣いが生じていることもあるのではないかという疑問があるわけですが、そういうわけで、体質改善とか、予算の組み方のプロセス、その辺を大事にするということで、やはり一つ一つ慎重に私は検討していく必要があると思います。

例えば、この前説明がありました民生費の中で、私が疑問に思いますのは、今ちょうど障害者月間ではありますが、障害者の福祉費の問題であります。

例えば、平成19年当初予算は1億5,600万円に対しまして、平成20年度は1億8,000万円としてふやしているんですけれども、さらに1,000万円をここで追加しております。それで決算時は、この障害者福祉費というのは1億9,100万円になっているわけなんです。そういう経過を踏まえていながら、平成21年度の当初予算はさらに減額をしているということです。その減額の結果、この12月定例会で3,000万円の高額の補正を出してきたということでもありますので、この辺の予算の組み方、やはり課長だけで組んでいるという懸念も感じられるわけですが、いろいろなスタッフから意見を聞き、そして、検討していれば、こういう問題は出てこないかなと思うんです。

例えば障害者は、この場合、当初から比較して40人ふえたので3,000万円を増額して補正をしたいという説明がありましたけれども、この障害者は障害の認定区分審査会というのがあるはずなんです。その認定審査会に行って、障害者の認定程度、状況を把握していれば、あと何人ぐらい障害者がふえるのかなと、あるいは、短所入所者がこのぐらい予想されるなということがわかるわけなんですけれども、障害の認定区分審査会に課長たちは出席して、その現状というものを把握していないから、こういう高額な補正予算が年度途中で出てくるのではないかなと思うんです。この障害の程度、区分の審査会、こういうものにやはり予算を編成する課長たちが実際に、あるいは専門のスタッフがそこに参加していれば、町内の障害者の程度、状況というものはある程度は把握できると思うんです。そういうことから、やはり前年度同様に予算を組んでいけば間違いないかなというような思いがあるのではないかなと心配をしております。

そういうわけで、やはり事業、予算の組み方の見直し、これをさらに精査をしてやっていただけるものかどうか、それをまた2度目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

○総務課長（田上 勤君） 12番三村由利子議員のご質問でございます。

費用の問題だけでなく、有権者の有効的な投票所の設置、それから投票所の見直しは考えられないかというようなご質問かと思えます。ご指摘のように、選挙については費用だけでは論じることは難しいものがあると考えております。しかしながら、城里町の現状からして、特に20代から30代の若者の投票率の低下が顕著でございます。

例えば、過日行われました町長選挙及び衆議院議員小選挙区選出議員選挙の結果を見ますと、総体といたしまして、50代から70代の投票率は平均を大きく上回る8割前後の投票を得る結果となっております。このようなことから、城里町においても、いわゆる若い方の政治離れといえますか、20代、30代に多く見受けられる傾向がございます。ちなみに、20代の町長選挙の投票率は38.24%、衆議院選挙では43.92%という結果でございます。

ご指摘のように、投票所を再編した結果、今までより投票所までの距離が遠くなったこ

とは事実でございます。しかしながら、このことが即投票率の低下になったと見るのはまだその直接の原因であるとは考えにくいところがございます。そういう意味では、有権者の皆様にも投票所の再編については、ある一定の理解を得ているものと考えているところでございます。

若者の投票率を上げるということ、あるいは若者の考えを政治に反映することが今日の選挙のテーマでございます。こういうことから、若者が投票しやすい環境をつくり、投票することから、最初の行政参加が始まることと信じているところでございます。このようなことから、投票立会人や多くの若者の参加を求める公募制の導入やショッピングセンターなどでの啓発活動を実施してきたところでございます。

選挙管理委員会におきましては、選挙を実施するたびに投票率を初めとした各種のデータをとってございます。これらのデータをもとに、これまでの城里町のまちづくりに大きな貢献をされてきた高齢者の方の投票にも配慮を欠かせないところでありますので、引き続き、今後の選挙においてもデータを収集し、具体的な計数的なものが確認されたときには、投票所の見直しについても十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） これからの平成22年度の予算等につきまして、議員のほうから今までの予算の立て方の見直し等につきまして、いろいろご指摘がございました。そういう中で、私もこれからの中で、予算はそれぞれの各課で要求して持ってくるわけですが、よく課の者と検討し、協議し、そして、このことについてどうしても住民が必要とするというものにつきましては、やはり予算化をしていきたいと、そういう気持ちであります。

先ほどの障害者認定区分審査会というものにも、もし入りましたら、課長らも入りまして、よく認識を持った中で予算化をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（鯉淵秀雄君） 12番三村由利子君。

○12番（三村由利子君） 最後の質問でございますけれども、投票所に関しては検討をしていただけるということでもありますので、前向きに検討いただけるものというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それから、行財政の総点検、予算の組み方の検討、これを改めていただくということで理解をいたしますが、行政の中にいますと、やはり改革すべき点に気づかない。これが大きな問題であると思えます。間違いがなく、そして、お金や時間はどんなにかかっても前例に倣っていれば間違いはないんだと、そういう思いがもしあるとしたら、今この財政難のときには、それは私は改めるべきだと思っております。

そういうお考えがないということをご期待したいと思いますけれども、例えば本年度の予

算、当初予算のときに、対前年度比1.9%の減、88億円の緊縮予算だというふうに表示説明があったのを記憶しておりますけれども、その3カ月もたたないうちに、既に1億4,000万円の補正がされておまして、この12月定例会で、平成21年度の予算は何と当初予算88億円より10億円も加算されて98億8,000万円、ここまで膨れ上がっているんです。

ですから、そういうことも考えると、補正補正というふうにもう既にここで4回目の補正になるわけですが、その補正を組まなくてはならない理由、それはやはり補正というものは必要最小限にすべだということがいわれておりますとおり、補正を組めば何でも通るといようなお考えがあるとしたら、やはり当初予算の編成の仕方に問題があるのではないかなと思います。補正予算が非常に慣習化し過ぎているということは、私は問題ではないかなと思っております。

そういうわけで、当初予算が非常に緊縮予算というふうに組まれておまして、期待はするものの、年度末には非常に膨れ上がってしまうというそのやり方、やはり改めるべきではないかなと思っております。とにかく頭を切りかえて、発想を切りかえて、何でもできるとそういう意気込み、気概を持ってこの財政難を乗り切っていただけるようによろしくお願ひしたいと思います。私たち議会も、そして、行政側も一体となって町民の負託にこたえるようにこの財政難を乗り越えていきたいと思っておりますので、予算、税金の使い方、しっかりと検討していただければと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（鯉淵秀雄君） 以上で、12番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

午後 2時32分休憩

---

午後 2時50分開議

○議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、通告第4号、8番玉川台俊君の発言を一問一答方式により許可いたします。

8番玉川台俊君。

〔8番玉川台俊君登壇〕

○8番（玉川台俊君） それでは、通告によるところの一般質問を始めます。

まず1点目は、黒澤止幾子についてお伺ひいたします。

ここで質問の要旨について、「黒澤止幾子」ということで書いてありますが、止幾子につきましては、「止幾子」「止幾」いろいろな表現がありますので、質問の中では、なれ

親しんで「止幾」ということで発言させていただきたいと思いますので、ご了承くださいたいと思います。

11月3日の茨城新聞、水戸市制施行120周年記念ということで、新聞広告がありました。その内容というのは、その中で「水戸のお宝12個の発見」ということで紹介されておりました。その中にあったものは、いろいろありまして、水戸で発祥のオセロとか、大串貝塚、または偕楽園公園とか、弘道館、もろもろがありまして、最後というか、一番右端に黒澤止幾が紹介されておりました。ここにも書いてあるのは、城里町ということで黒澤止幾が書いてあるんですけども、ただ、どうして水戸のお宝ということで紹介されたかは、ちょっと疑問が残ることでありますが、当町の偉人として水戸市のそういうお祝いの中で紹介されたということは、喜ばしいことでありますし、郷土の誇りであるし、郷土の誇りの一人であるということに、ここにお集まりの方は異論はないことと、そのように思います。

黒澤止幾について、来年黒澤止幾の生涯をつづる映画が、文部科学省推薦あたりでつくられるという計画がされております。推薦になるかどうかわかりませんが、計画として来年10月に制作が始まって、再来年には全国で公演されるという計画があると聞いております。

そうなりますと、当然映画の中では、私が想像するに黒澤止幾の生家なども紹介されるのかなど。そうしますと、一応全国区になりますし、新聞にもあります。過去にも外国から研修されている方もいらっしゃる。また、その生家がある土地が競売にかかって存続の危機だ、どうのこうのということがありました。町内では、黒澤止幾の生家を保護しようということで、署名を集めて請願がされたことがあります。そのときはいろいろな事情で請願が通らなかったということもありましたが、一応、そうなりますと、黒澤止幾の生家というものが一つの観光スポットになるのではないかなと思います。

そういたしますと、どうしたらいいのかなど。今現在は競売されて、個人というか、企業というか、民間の方が落札しております。ということは、町が手をどのように差し伸べたらいいのかなどという大きな問題が前提にあります。止幾のいろいろな資料というものが残されているとお聞きしております。その資料はどのように町では展示をされているのか、展示をすればどこでしているのか。ちょっと私もその辺を聞きたいと思います。

それで、するとすれば、私が前生家を訪れたとき、見たときに、建物の隣に何か建物がありまして、いろいろ保管されて、ちょっと簡単な展示をしてあるということはわかっております。それで、さらに、桂の資料館、図書館をあわせたところに、何点か資料があるというふうにも聞いておりました。ただ、実際どういうものかは見たことはないんですが、そういうことで、黒澤止幾を町としても、産業的にも観光スポットの一つとしてとらえて、先ほど鶏足山の話が出ましたけれども、町をぐるっと一周してもらってもそんなに時間はかからないんですけども、例えばバスでこちらの方面に来ていただいたときに、黒澤止幾の生家はこんなところにあるんだよ、資料はどこで見たらいいんだよ。来

ていただいたときには当然その直売所なり、そういうこともあってもいいのではないかなというように考えられると思います。地産地消の考えもありますし、地域のブランドを紹介する場にもなるのかなと。

そうしますと、例えば生家の扱いをどのようにするのか。資料館と一緒にあるのが本当はいいんだろうと思いますが、例えば生家を保存しようということになりますと、いろいろな大きな問題があるという前提があります。例えば、民間にわたっているものを町が譲り受けるためには何らかの投資が必要だろうし、それをするのが妥当なのかどうかも含めて、一度そういう方向で考えたときに、どのぐらいの費用がかかるんだとか、その価値をどういうふうにみんなで共有し合ってお金を出す価値があるかないかということ、町長の判断というのは大変難しいかなと。それで、町にはパブリックコメントを聞く制度がありますから、一応そういうふうにするために、どのぐらいまでだったらお金を出せるのかなということ、一度町民の方に聞いてもいいのではないかなと思います。

というのは、やはり郷土の誇りというものは、写真だけの黒澤止幾ではなくて、一番目で立体的に見て、ああこういうところで昔の人は学習したんだなということが一ついい刺激になるかなと思います。ということは、子どもたちの教育にはかなり役に立つんだろうということを考えますと、教育委員会も少しはそういう意味で考えていただく必要があるだろうし、産業振興課あたりでは直売所を考えることもあるだろうし、ましてや、そういうところで観光スポットとなると、先ほどの鶏足山ではありませんけれども、駐車場の問題も出てくるだろうし、公衆トイレの問題も出てくる。

話を聞きますと、黒澤止幾の場所には、民間の方が何軒かお金を出し合って、トイレを維持しているという話を聞きましたけれども、それはそれとして、同じようなケースで、例えば建物をつくる。どのぐらい人が来るかわからないという段階で、駐車場はその更地に碎石を入れても簡単にはできるでしょうけれども、お返しをするにしても現状復帰が簡単ですから。ただ、恒久的なトイレとなりますと、なかなか予算的にも難しいということわかります。ただ、レンタルをするとか、その処理は業者さんに管理を委託するという方法もあるだろうと思いますし、そういうことであれば、鶏足山においても、トイレの問題はある程度解消はできるのではないかと。

もう一つ、黒澤止幾を活用するときにおいて、例えばトイレの問題がなかなか解決しないということであれば、最初に、来る方向にもよりますけれども、桂地区には道の駅つらがあります。そこでトイレ休憩をしていただいて、大体観光ではトイレ休憩をすると何らかのものを大体買ったりします。私なんかはソフトクリームなんかをよく買うんですけども。

例えば鶏足山においては、来る方向なんですけれども、途中には山桜があるだろうし、山桜でトイレ休憩をしてもらってということも、観光案内に入れておけば、そこでバスがとまっていたらという考え方もできるのではないかなと。素通りするところを一遍そ

れで足どめをするということも、そういうアピールをしていく方向も考えられるのではないかなということでもあります。それらを執行部としては、どのようにお考えになるのかなということ、1回目お聞きしたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 8番玉川議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

郷土の誇りである黒澤止幾の偉業を伝承していくべきというようなことで、資料の展示や生家の活用について考えを聞くというようなことかなと思っております。

黒澤止幾さんにつきましては、日本初の女性教師ということで、黒澤止幾は我が城里町の郷土の誇りでもあります。平成18年には生誕200周年記念誌が発刊され、記念式典、あるいは講演会も行われましたが、その偉業は伝承していくべき価値があるものと私は考えております。

生家につきましては、その後、所有者がかわってしまったと伺っておりますが、傷みも激しくなり、アルミサッシが入るなど改修もされておまして、文化財としての価値も、そういうのを入れますと低くなっていってしまうのかなという感じもしております。活用につきましては、皆さんのよい知恵をお借りして、対応を考えていきたいと私は考えております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） あと、黒澤止幾さんの資料等につきましては、県の歴史館のほうで何か保管している部分が大分あるようでございます。それと、個人持ちも結構探せばあるのではないかなと私は思っております。私の家にも短冊ですか、そういうのは10冊ぐらい持っておりますので、そういうときには、公表してまいりたいなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

○8番（玉川台俊君） その生家の文化財的な価値というものはどこまであるかどうか、私はわかりませんが、ただ、図面で見たり、ご存じだと思いますけれども、コミセンの入り口に黒澤止幾の生家の模型があります。ただ、なかなかあれが黒澤止幾の生家だということが大々的に、入り口にはあるんですけども、どういうふうに町民の方が見ているのか。ただあれだけぽつんとあるから、ちょっと関心度が少ないのかなということもあるのではないかなと思います。

例えば、観光スポットをつくるということになりますと、歴史的な偉人でありますから、生家はともかく、資料を一堂に集めて、そういう家の模型、それも一堂に会して、あとは

大きなパネルを活用するとか、いろいろ方法はあるのかなと思いますが、今のお話ですと、資料があちこちにばらばらになっていると。その資料を集めて資料館みたいなものにして、例えば観光スポットをつくって行って、町の活性化につなげるとか、ただ資料館だけではつまらないから、もちろん直売所をつくるとか、お食事をしてもらおうとか、いろいろあるのではないかなと。また、秋だったら、その果実の直売とか、野菜とか、いろいろあるのかなと思いますけれども、そういう観光資源の開発として考えたときにはどうなんだと。これからの考えがあればお聞きしたいし、そういう考えを持っていくのも必要ではないかなと思いますので、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 資料館をつくるのかどうかはわかりませんが、資料館をつくるとなると、大変な財政負担になってくるのかなと思っておりますし、今のコミセンの中にそういうものを配列して皆に見せる、あるいは桂の図書館のところにも、たしか黒澤止幾さんの資料等もあったと思っております。そういうことで、観光スポットとして見せていくのにはどうしたらいいのか。そういう点につきましては、なかなか難しいのかなという感じもいたします。それは財政的なゆとりがあればできるわけなんですけど、そういうところが一番難しい問題であるとは私は思っております。やりたいのはやまやまでございますけれども、その辺のところのネックが、私にとりましては大変厳しいのかなと思っておりますのでございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

○8番（玉川台俊君） 町長のお考えの中では資料館を建てるということは大変財政的に厳しいと。それは私もそう思います。そこで、一つの提案でございますけれども、一応、錫高野が出身地というか、錫高野にあるものでありますから、桂地区だということを考えまして、例えば、桂支所の2階はあいているのではないかなとか、いろいろ想像がつくんでありますけど、または公民館の活用。そうしますと、駐車場はあるし、トイレの問題も解決できるし、そういうことを考えれば、改めて建物をつくらなくても、有効活用はできるのではないかなと。ですから、必要最低限の投資で最大限にそういうものをつくっていてもいいのではないかなと思いますので、そちらの方向で検討いただけないかなということで、改めてもう一度。

新しいものをつくると、それは申しませんが、支所は結構スペースがあいているのではないかなと。そういうことであれば、特別管理人を置く必要もないだろうしということでもありますので、例えば公民館なんかは、土日職員が配置されております。ですから、改めて職員を休日に配置することは必要ないだろうし、さらに、図書館には土日職員が配置されているということであれば、人件費を考えてもそれなりの対応はできるのではないかなと。そういう考え方ができるのではないかなと思いますので、いま一度その考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 活用につきましては、皆さんのよい知恵をお借りして、対応策を考えていきたいと思っておりますので、皆さんのよい知恵がございましたら、お願いをいたしたいと思えます。

私もいろいろ考えてみたいと思っております。

○議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

○8番（玉川台俊君） 続きまして、2番目の学力向上について伺いたいと思えます。

4月に実施されました全国学力テストの結果を、県内37市町村で何らかの方法で公表されているという新聞記事が12月2日にありました。それを見て、結果を当町においては、どのような形で公表しているのかしていないのか。それをまず1点目、お聞きします。

その結果を過去何年かやってきて、過去には何番目という話は伺うことはできませんでしたがけれども、私の記憶の中で上位ではなかった。中と中の中でも下のほうみたいな表現でお聞きしたことがあります。それはそれで、それを踏まえてそれを引き上げる努力はされてきたと思うのでありますが、実際のところはどうなんだと、過去数年。一概に上がっていないからという話ではございませんけれども、だから、そのテストの結果を踏まえて、どのように活用されてきたのかなど。よく教職員の方の研修が一番大切だという話はもう聞いておりますので、そうではなくて、どのような点で活用されているのかなということが2点であります。

3点目は、学力の向上のためには、最近はやりと申しますか、電子黒板の導入、今後も緊急対策の一部、またはもろもろの財源があって、小・中学校に配置される計画であります。これは喜ばしいことでもありますけれども、そこで問題になるのは、それをうまく各先生方がちゃんと活用できるのか。今まで活用したことがないということがありますから、同じパソコンを1台与えられても、使い勝手、皆さん得て不得手がありますから、その辺はどうなんだと。いきなり機械だけ入っても、それがかえって先生の負担になって、そちらばかりに注意を、それで、夜な夜なソフトをつくるとか、悩みも出てしまうのではないかなということもいろいろ想像がつくわけでございます。その辺はどのようにになっているのか。皆さん上手に使いこなせてできるのか。その辺の現状はどうなのかということをお聞きしたいと思えます。

4点目は、今新型インフルエンザで、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖までは聞いておりませんが、私が学校歯科医を務める石塚小学校では、6年生が学級閉鎖があって、その後、学年閉鎖とか、その同じ学年でも繰り返す。これは私、9月に教育長にこういうケースも考えられるだろうと。そうすると限りなく授業日数が削減されてしまっていて、足りなくなるだろう。そういうことが予測されるのではないかなと、お聞きしたとおりの結果が今出ているわけです。これは新型の場合は季節型と違って、もう年がら年じゅうなわけです。季節型だったら、もう冬を越せばそろそろ終結ということがあるんですけども、新型にお

いてはこれが限りなくある。

それで、その学級閉鎖、前は1クラス2人という基準がありまして、今はそのパーセンテージだという話を聞いております。私が学校へ健診に行ったのが月曜日で、連休明けでした。そうしますと、6年生がばたばたと休みだったと。ただ、その原因が新型インフルエンザで休んでいるのかははっきりしていないと。ただ、それも十分考えられる。そのときに教育委員会に聞かないと、どうしていいか学校は判断できないんだという話でした。

腹痛で休んでいるのか、原因はわからないけれども、それを原因をつかんで報告して、ではあしたからどうしようかという判断に困っているということであったんですが、そのパーセンテージは決まっているのか。決まっているとして、そのパーセンテージが妥当なのか。今後ますますふえたときには、また新たにそのパーセンテージを変える必要もあるのではないかなと思うんですが、ただ、一々判断を、状況によって教育委員会に学校として問い合わせして判断を仰がなくてはいけないということがあったので、それはどうしたものかなと。

ですから、例えば、今現状は、ほとんどインフルエンザで休むんだろうということを考えて、朝の時点でパーセンテージを超えたときに、はっきりしなくても、一応腹痛とかそういうことでもなくとも、そういうことを考えられれば、学校長の判断でパーセンテージを超えているから、直ちにあしたから学年閉鎖しますよとか、学級閉鎖しますよとか、そういうことで通達しておいてもいいのではないかなと思うんです。これがだんだんその数値を超えるようになれば、新たに教育委員会で、その数値をもう少し大きくしてもいいのではないかなみたいな、症状が軽いからというような形で考えてもいいのではないかなと。そういうことはどのようにお考えなのかということでございます。

それと、私の前を小学生が下校していくのでありますが、この間は4時半を回っておりました。今4時半といいますと暗いです。6時間授業で終わるところが1時間授業を補完するためにとってしまうと、そういう事態がだんだんふえるのかなと。今月の二十何日まで、冬至まではどんどん短くなりますし、1月になっても結構、冬休みはできますけれども、だから、これは限りなく遅い時間に持っていくということは、子どもの通学の安全を考えても、ちょっと問題ありきかなと思います。その辺をどのように、冬休みを短縮するんだとか。例えば、ほとんど短縮しておいて、後で余れば休みにするとか、そういうことをお考えになっているのか。

校長先生のお話ですと、低学年はある程度時間的な余裕があるんだということですが、高学年には補完授業時間をつくるためのその時間的余裕がないんだと、そういう現場の声も聞いておりますので、教育委員会としてはどのようにお考えなのか。

1回目、おしまいにします。

○議長（鯉淵秀雄君） ただいま17番小坪 孝君が中座いたしました。

町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 玉川議員の全国学力テストの結果についてのご質問でございますが、全国学力テストは平成19年度から始まり、今年で3回目となっております。当初文部科学省は、学校格差を刺激するとの理由から個別の発表は行いませんでしたが、大阪府の橋下知事の発言から、市町村単位での発表がなされるどころが出てまいりました。城里町の状況等につきましては、教育長のほうから答弁させます。

また、過去の結果と比較してどのような活用をなされているのかということでございますが、城里町として取り組んでいる状況につきましても、教育長のほうから答弁させます。

導入予定の電子黒板はどのように活用されるのかということでございますが、電子黒板の導入につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、児童・生徒の学力向上を図るため、整備するものでございます。活用方法につきましては、学校運営教育指導の範疇かと思われますので、教育長のほうから答弁させます。

また、インフルエンザの影響で授業時間の確保が厳しくなってきたと聞いているが、その対応策はということにつきまして、インフルエンザ対策については、行政としても取り組んでおります。授業時間の確保について心配されるところでありますが、対応策については、教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 8番玉川議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、学力向上ということでございますけれども、この公表につきましては、城里町では、今、町長がちょっと申しましたけれども、従来、文科省や茨城県が公表によっている混乱があるといけないというふうなことで、縮小させるような方向でした。ただ、ここ3回ほどやっているんですが、昨年の後半ぐらいから、隠す必要もないのではないかとというふうなことで、公表しなさいというふうなことが言われました。

ただ、城里町としては、各学校現場には細かい情報は流しておりましたけれども、それ以外についての公表はいたしておりませんでした。ちょうど平成21年度がスタートしたわけですが、今年度の結果につきましては、校長会のほうとも協議をいたしまして、今できる限り早い時期、すなわち冬休みに入る前までに、保護者あてに公表をしようというふうなことで検討を進めております。まず、大きく1点だけそのところを答えさせていただきます。

それから、2点目の過去の結果と比較してどのようなということでございます。これは一括して全体を申し上げたいというふうに思います。

従来、城里町で取り組んできたことにつきましては、まず、児童・生徒の学力の向上を目指すというのが、この学力テストの大きなねらいですので、町では、1学期の終わり、それから、2学期の終わり、ちょうど夏休みの直前、冬休みの直前、町単独で学習確認テストというものを実施いたしました。この学習確認テストというのは、その学期に習った

問題を出しまして、児童・生徒がどの程度理解しているかというふうなことを見るもので、力があるかないかということよりも、実績を見るというふうな形の調査でございます。ですから、基本的には8割程度ができるというふうな問題を作成しております。

さらに、夏休み5日間程度、児童・生徒によっては個人差がございますので、5日間程度の個別指導の日というのを設けまして、担任、あるいは教科の先生が個別の生徒に対して指導をするというふうなことで、算数の弱い子、あるいは国語の弱い子、そういうことに対する個別指導を行っております。

これはもう一点別な部分ですが、教員の指導力を向上させるということで、毎年4つから5つの学校、これは輪番で選んでいくんですが、そこで授業を公開して、この授業のこういう点に工夫をしたらいいのではないかというふうなことをお互いに討論していただく。さらには、町内で理科や数学や国語のすぐれた教員を講師として、レベルアップ研修というふうな名前のもとに研さんに励ませております。

最後4点目ですが、各小学校、中学校、学校改善プランというこれは私どもが使っている用語なんです、これを各学校で毎年どういうところがまずかった、来年はこういうことを主にやりましょうというふうなことを提出していただいて、それを日々の実践の基本にしようということで、毎年出していただいて、また来年使う。それをまた来年、新しくここがよくなった、ここはまただめだったというふうなことで行っております。そういうことを今までやってきた。これは今年も踏襲しておりますので、今後も踏襲されていくと思います。

それから、3番目のお話にありました電子黒板というものでございます。

これは多くの方が多分どんなものかということをご存じがない方が多いと思います。ちょっとちっちゃくて見えないかもしれないんですが、上にボードがございます。それで、脚立がついていまして、この真ん中にパソコンが置けます。そして、このボードに今の地デジのテレビが映ります。大きさは50インチです。50インチというのは、この斜めの線ですから、大体メートルに直しますと、1メートル強あります。普通の教室だと、後ろの生徒まで見える範囲のもの、テレビにパソコンが加わります。教育効果としては、特に国語の書き順とかそういうものが、例えば右はこっちから、左はこっちからというふうなのがこのボード上にあらわれます。それから、英語の発音なんかは、実に現地語で明確です。

ご指摘にあったように、ではうちの町内でこれを駆使できる教員がどの程度いるかということですが、残念ながら現在、私の知る限りでは一、二名です。もっといるかもしれないんですが、確証としては一、二名です。

これは今後統合の問題もあるんですが、これを実用化して児童・生徒に使わせるためには、1教室に1台、いわゆる学年に1つずつ入れてすべてが使えるようにしようということです。ですから、学校に1台ではなくて各教室に1台なんです。これはうまく使えばものすごくいいんです。ただ、うまく使わないと、それこそ宝物の倉庫入りということにな

ってしまいます。

私どもとしては、これは全部国庫の負担で購入しますので、今、町の経費としては一切かかっていません。実はこれは大変高価なものでして、いわゆる基礎定価1台70万円します。そういうものですから、先ほどお話ししましたように、今一、二名、もう少しふえるかもしれないんですが、そういう人、あるいは場合によっては県から講師を依頼して、この機械が入るのは多分来年3月末ぐらいだと思うんですが、来年1年間どういうローテーションを組むかはこれから検討させていただきたいと思っておりますが、操作方法のいろはから、そして、教材は規格的にあるものもあるんです。いわゆる既に市販されているものもありますので、自習でつくるとなると、これは並大抵の努力ではできないかもしれません。ある教材を使わせながら、申しわけないんですが、来年1年間かかって教員をまず訓練して、実際の授業にできるだけ生かそうと。ですから、来年中に各校に手を挙げて、よし使ってみようという人がいたら、何台かプレゼントして実際に使ってもらおうというふうなことで、ちょっと長い時間で申しわけありませんが、1年間かけて一生懸命やっていきたいと。できるだけそれはグレードアップします。

以上が電子黒板というものです。

4番目、インフルエンザ関係のことですが、今、玉川議員さんのほうからご指摘がありましたように、インフルエンザは一向に衰えません。今後も多分この勢いは続くというふうに考えております。

学校閉鎖に伴うガイドラインを、先ほど玉川議員さんのほうからお話がありましたように、当初は2名以上出たらということをやっていたんですが、それは最初から小規模のところは2名、普通学級のところは4名というふうな形でやりました。ところが、それでもローテーションなんです。中学校によってはもう2サイクルも回ってしまったというふうなことがあります。現在、学級定数の15%というのを目安にしたガイドラインを出しております。1学級が1名から20名程度の学級においては、3名の生徒がインフルエンザにかかったときには学級閉鎖にします。それから、21名から30名については4人、そして、31名から40名については5名、これは一つの目安です。それで学級閉鎖というふうなものを行おうと。

それから、従来、濃厚接触者というふうな形で呼んでいた、家族がかかったときに、その家族にうつされた子が学校へ行くのは危険だというふうなことで、2日間の自宅待機を命じていたんですが、必ずしも家にいるよりも学校へ行ったほうがかからないという確率が高くなっていったんです。現在は本人に発熱等の病状がなければ、マスク等の防備をして登校させるということで、濃厚接触者による休学というのはいたしておりません。

そして、最後にご質問がありました、教育長がいろいろ決めているのかという話も含めてなんですけれども、原則的にはどうしても休む機会、例えばのことですが、40人いてここで最大で5人なんです。そのローテーションで、5人ずつ1週間おきぐらいに休まれて

しまうと、全部ローテーションするのに8週間ぐらいかかってしまうんです。ということは、8週間も休みになってしまうというふうなことで、今、我々のほうで教育委員会が決定するのは校長さんと話し合っていて決めています。もちろん私が単独では決めていません。原則的な考え方としては、大体休みの翌日に欠席が多いんです。ですから、土日休むと月曜日が多いんです。とりあえず月曜は生徒が出てきます。そして、小学校、中学校は給食の問題があるんです。それで、急に給食をカットするということは、結果的にそれは無駄になってしまうんです。そのために、元気に来た子、例えば30人の学級で25人元気で来ていれば、その子たちのためにその月曜日は授業をやってくださいというふうに頼んでいます。その火、水、木というふうなあたりで休みをとらせます。出来る限り金曜日でもできるだけ出てくるようにしましょうというふうな体制を今のところはとっています。そういうのが現在の大きな柱です。

もう一つお話にあったそういうことで、今小学校、特に石塚小学校みたいに大きな小学校は、何クラスもありますので、ローテーションでどうしても5、6年生は授業が足りなくなってしまうんです。今、石塚小学校では、月曜日が5時間なんですけど6時間にしています。それから、水曜日と金曜日が午前中50分の4時間授業になっているんですが、これを5時間45分というふうな形で、5分短縮するけれども、授業時数を1コマふやしてくださいというふうな形で行っています。できるだけ登校日の中で対応、11月の頭ぐらいに、3学期になってから補講してもらってもしょうがないので、この2学期分はできるだけ12月の冬休み前までに補講してくださいというふうなお願いをしております。

中学校は、特に桂がちょっとひどかったときがあったので、あそこでは、50分6時間を45分7時間授業で、1サイクルのはもうそれはやりました。できるだけ授業確保というのには努力をしていきたいと思いますが、ただ、土曜日や冬休みに教員を登校させるというふうなことについて、この冬休みは非常に短いんです。ですので、土曜日や日曜日の職員の登校は、結果的には振りかえの休みをどこかでまたとらせなくてはならないということで、平常については今のところは考えていません。今度の春休みについて、どうしてもやらなければならないならば、それは事態に応じて考えさせていただきたいということで、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

○8番（玉川台俊君） それでは、もう一度お聞きしたいと思います。

当町では、公表していなかったけれども、今後保護者に対して公表するということですが、その保護者というものは、テストを受けた小学校6学年、中学校3学年の保護者なのか、または全学年の保護者にお伝えするのかということでもあります。対象となった中学3年生の保護者にお伝えしたところで何の意味もないだろうと。その繰り返しでは意味がないし、来年からは抽出してやるということでもありますから、来年からはその制度があるかどうかわかりませんが、そこをちょっとお聞きしたいということも

ありますし、県内では37市町村、茨城県は44市町村です。ほとんど公表しております。ホームページ周知までやっているところが3市町あるということです。一般にもお知らせしているということです。それは公表したくないというのは、理由が多分あるんだろうなど。邪推しますと、なかなか成績が芳しくないかもしれない。そういうことが事情があるかもしれないかもしれませんけれども、その保護者というのはどの辺を対象にしているのかということが1点です。

それから、学力テストの活用として、学期末にテストを行っている。そうしたら80%ぐらい理解しているという報告がありました。それは毎回やっていると思うんです。今回に限らず、前回は、前年度も多分そういう話をしている。町内では独自でやっていたというような町内独自のテストもやっているということも聞いておりますので。それで、前回はやっていて、ですから、今回は前回よりどうだったのと。上がったか上がらないか、下がったかその辺まで、これは公表とは言わないと思うので、その辺の感想もお聞きしたいなと思います。

それから、例えば個別指導もしているんだと。夏休みに何人か絞ってやっているということでもあります。そうしますと、言い方がちょっと妥当かどうかわかりませんが、言いかえれば、できない子と呼んでやるということですよ。

〔発言する者あり〕

**○8番（玉川台俊君）**　そういうふうにとらえられても仕方がないのではないかな。そうすると、呼び出しをくらった子どもたちというのは、周りの子どもから何らされないものかなと、若干そういうところの心配があります。その心配はあるんですけども、その個別指導でやっていくということは、学校の先生方の負担になっているということもあるだろうし、私が6月で質問したときに、学校に塾の講師を呼んで、例えばそういう夏休みとか、また、平常の放課後にやってもらおうというのも、これは習得率というんですか、よく覚えているかどうか、できているかどうかの率によってクラス分けをやって指導してあげたほうが、効果的になるだろうと。

これは一般の学校の教育の中ではできないけれども、塾なんかではそういうふうにより能力別で教える。だから、聞くほうも、そういうレベルで教えてくれるからわかりやすいという利点があるわけです。ただ、普通の学校では、そうはいかないので、満遍なくいきませんから。だから、できる子はちょっと暇だなど。真ん中ぐらいのはちょうどだと。ちょっと理解がしづらいとなかなか効果が上がらないというのが現状かなと。それで、塾のやり方というのはそうではなくて、できる子にはできる用、真ん中ぐらいは真ん中用、ちょっとできない子にはできない子用の指導をするわけです。だから、それがそっちの利点ではないかなと思うんです。

こういうふうにはできない子をちょっと呼び出して教えてあげるということは、大変な努力をされているということはわかるんですけども、ですから、そういうこともあります

し、6月の答弁をお聞きしたときに、保護者から何らそういう必要性を、そういう声を聞いていないと、答弁をいただきました。それはなぜ今回聞いたかという、テストの結果を公表していなければ、その必要性が町民の方々にわからないのではないかなど。そこなんです。私が言いたいのは。

ですから、町民の方が地元の子どものレベルがこんなものだったら、そういうふうに町が学校に塾の講師を呼んであげて、ちょっとそういう勉強の仕方もあるだろうと。少なからず助けになるのではないかなど。だから、そういうことに町のお金を使ってもいいのではないかなど、そういうことなんです。だから、保護者からそんなニーズがないけれども、検討はされるとおっしゃいました。だけれども、そういうテストの結果がわからなければ、そういう声は上がってこないのではないかなどと思うんです。

だから、町としては公表しているのかどうか。公表する対象はテストを受けた学年だけなのか。保護者に全学年に仮にするのであれば、もう町内みんなに公表したことも一緒ではないか。だったら全町民にお伝えして、では子どもたちをどうやって教育したらいいんだと。そういう方法もあるんだと。ただ、お金がかかる。財源はちょっとあるんだけれども、そういうことだと思うんです。

だから、どのようにその6カ月の間検討していただいたかどうかはわかりません。教育委員会と各校長会などで検討していただくと、6月の答弁にはあるんですけども、されたかどうかも含めて答弁をいただきたいと思います。

それから、電子黒板については、丁寧なご説明をいただきました。それは私もよくよくわかっていることなんですけれども、ただ、残念なのは、使いこなせる方がほとんどいないと。1年ぐらいかかると。問題はいつもそうなんです。ただ、先生はずっとここにいらっしやらない。異動されてしまう。そうすると、せっかく覚えてもらっても、次に入ってくる方がその学年に、全学年総入れかえということはないんですけれども、そこで逆に、またそのクラスの差ができてしまうのではないかなど。新しく入ってこられる先生は、1年遅れるわけです。ほかの学年は、来年度いらっしやる方は再来年度いらっしやるまぐ活用できるんだけれども、再来年に入ってきた先生がうまく使えるかという、石塚小学校なんかは複数学級がありますから、そのクラスごとに学年の中で差ができてしまうのではないかなど。

その辺の対策をこれはやはり県としても考えてもらう必要があるのではないかなどいうことを、ここの教育委員会だけで済まさないで、そういうことはこれから県内でもローテーションして回るんでしょから、そちらのほうにも声を上げてもらわないといけないのではないかなどと思いますので、ここだけにいらっしやる先生だけではうまく回らないと私は思いますので、この辺を考えていただきたいと思います。

インフルエンザの件であります、その授業日数がなかなか厳しいとことで、いろいろ工夫されているということでもあります。なるべく今学期のものは今学期ということで、そ

の後はということであるんですけども、いつも私が9月で聞いたときには、教育長は複数で繰り返しというところまで想像していなかったという話をされました。だけれども、もう今になってはもう当然のごとく起こっていますから、必然的にかなり足りなくなっていくだろうということを想定していただいて、あらかじめ冬休みの先取りをしてしまってもいいのではないかなということをもう一度お伝えしたいと思ひまして、答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（鯉淵秀雄君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 玉川議員さんの2回目の質問にお答えいたします。

最初の学力テストのことですけれども、私どものほうで、どこの対象に公表するのかわかることですが、全学年の父兄を対象に公表をしようというふうに考えています。そのところの関連で一緒にお答えしてしまいますけれども、今年度につきましては、とりあえずそういう形で報告をしたいということです。次年度等につきましては、インターネットを含めた形というふうなものも、今後は検討させていただきたいと思ひますけれども、今年度につきましては、とれあえず全父兄というふうに申し上げたいと思ひます。

実はこの学力テスト、いわゆるテストだけということにちょっと頭がある方が多いんですが、これにはこういう児童質問表というもう一つのアンケートがあるんです。これは中学生にも同じようなアンケートで、この内容は年によって少し変わるんですが、中学生も小学生も同じ内容なんです。

それで、ちょっと時間をいただいて大変申しわけないんですが、どういうことを聞いているかという、最初の1ページの1番というのをちょっと読ませていただきますと、「あなたは生活の中で次のようなことをしていますか、当てはまるものを右の①から④で一つずつ選びなさい」と。「1、朝食を毎日食べる」、「している」というのが①、「どちらかといえばしている」が②、「余りしていない」が③、「全くしていない」が④という部分で選ばせます。「学校に持っていくものを前日かその前の日に確かめますか」、3番目の問いです。4番目、「毎日同じぐらいの時刻に寝ていますか」、「毎日同じぐらいの時刻に起きていますか」という非常に平凡な質問から、実は入り組んだ答えまで中身がありまして、例えばこういう質問があります。「携帯電話の使い方について家の人と約束したことを守っていますか」、1番「きちんと守っている」、2「大体守っている」、3「余り守っていない」、4「守っていない」、5「携帯電話は持っているが約束はない」、6番「携帯電話は持っていない」、というふうに学習だけではなくて生活に関する生活状況というんですけども、この調査のほうが、もしかすると学力という一部分ではなくて大切なことがあるんです。これもしっかり公表させていただきたいと。この町の特色はこうなんで、こういうところをぜひ改善してくださいというふうなことを出していきたいというふうに考えています。それが1番関係のところですよ。

さらに、2番のところの先ほど5日間の指導と言いましたけれども、小学生に関しては

学年登校というふうなもので、全員を出していますので、できない子だけ呼ぶということはありません。

ただ、先ほど話があった習熟度、いわゆるそれに応じた学習というふうなもので、塾講師等の採用はというふうな前の質問と同じような形で出てまいりましたけれども、今のところ、校長会等でも話し合いはしていますけれども、その導入については、現時点においては考えていません。ただ、学力等の結果によっては、やはり必要になってくるときには考えさせていただきたいというふうに思います。

それから、電子黒板ですが、市町村によって導入率がかなりばらばらなんですけど、今回地方でお金を出さなくてももらえるというので、かなりの都道府県が手を挙げました。ですから、他県他市町村から来ても、これを知っている先生は今までよりは多いと思います。知らない人がいらっしやったときに、そういうブランクができてしまうかもしれませんが、それは学校を挙げて何とか努力をしていただきたいということでご理解いただければというふうに考えます。

それから、最後にちょっと戻って申しわけありませんが、学力テストの結果がどうだったんだというふうなことですけど、過去3年、平成19年、20年、21年というふうに3回ほどやりました。これは、6年生と中学3年生のわずかその学年しかやっていませんので、そういうことでお聞きください。

国語、知識を見る問題と活用を見る応用問題、これは、この応用問題というのが我々が考えているような応用問題とはちょっと違うんです。いろいろなグラフなんかを見せて、「この結果についてあなたはどのようなふうなことを考えますか、あるいはどういうことを報告しますか。80字から100字ぐらいで書きなさい」というのが応用問題なんです。これは結構シビアにやらないと、そんな問題は今まで出されたことがない。例えば1足す1が2とかというような計算しかなかったの。

ちょっと話を戻します。こういうふうなもので、平成19年度は基本的にいうと城里は、すべて、国語、算数、あるいは数学において、小・中とも茨城県の平均というものよりは上でした。それが平成20年になると、これはやはり次の学年がやったわけですが、多少差があると思うんです。国語と算数の基礎的な部分がやや下がりました。そして、平成21年度は、これはちょっとばらつきがあるんですが、小学校の国語と算数のBという理解のほう下がっています。そして、中学3年生のほうは、これが今までの中ではちょっと正直申しまして一番悪い結果でした。国語のA、国語Bそして、数学のBというふうに、県平均を下げてしまいました。それが実情でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

○8番（玉川台俊君） 3回目でありますけれども、今学力テストの結果がだんだん下がってきた。下がってきたという見方もありますけど、周りが上がったという考え方がありませんよね。わかりますよね、言っていることが。環境の違いというのがあるのではないかと。

地方と都市の格差。我々の地域は地方にあるということでありますから、全体で比較すると、順位は下がったけれども、出来が悪くなったのではなくて周りが上がったという考え方もできるだろうと。そういうことも考えて、周りは一生懸命やっているというふうにとらえていただいて、子どもたちの学力がつく方法で考えていただければありがたいかなと思います。

とりあえず、学力向上については以上、答弁は結構であります。

続きまして、職員についてお伺いしたいと思います。

1 問目は、就業規則、そして、地方公務員法、さらには、国家公務員法における欠格事項というものがありますが、就業規則というのは単純労働者に当てはめるものでありますが、その一般職の地方公務員法を含めても、国籍条項というものはありませんが、町ではどうしていつも国籍条項というものをつけるのか。どういう根拠でつけるのかということが、まず聞きたいと思います。

そのことは、平成12年の旧常北町時代でも聞いております。それで、その当時の課長答弁といいますか、執行部答弁というものは、「公権力の行使であるとか、公意思の決定、その決定過程において国籍のない方が関係していることはちょっと問題があるという自治省のご見解があって、それを茨城県も踏襲して、町でも人事院勧告に倣って、一応国籍条項をつけている」というような答弁をいただいております。その中で、市町村のテストを代行してやるところの意見としては、国籍条項については、各市町村の考え方でやってくださいという通知が来ていたということも、そのときお話ししました。

今回平成22年度の町職員の募集がありまして、欠格事項の1番目に「日本の国籍を有しない人」というふうに書いてあります。もともといろいろ文献を読みますと、法的には全く根拠がないということなんです。ではこの考え方はどこから出てきたんだということをいろいろ調べますと、1953年に戦後は在日韓国人の方とか、朝鮮人の方というのは、日本国籍を有しておりました。それがサンフランシスコ条約（1951年）以降に国籍を失ったことから、当時の内閣総理大臣官房総務課長さんが、我が国の公務員が日本国籍を喪失した場合、その者は公務員たる地位を失うかどうかを尋ねたということから始まっているみたいです。

そのときに、時の法制局第一部長の高槻さんという方が答えたものがあります。そこからどういうふうに答えたかという、「一般に我が国籍の保有が我が国の公務員の就任に必要なとされる能力要件である旨の法の明文の規定が存在するわけではないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使、または国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とするものと解する」ということであります。地方公務員の場合は、この「国家」というところを「公」と、「公の意思形成」というふうに代用して今まできているということであります。

そこで、最近政権がかわりまして、民主党政権の中では、新聞報道で小沢幹事長さんが

在日外国人の中でも永住権を持っている方には、地方の参政権を与えてもいいのではないかと。国会でそれを議論しようではないかということで報道がありました。そうしますと、参政権が仮に与えられるということになると、「すべての国民は」という条文で始まる憲法の中で、納税の義務は外国人も負っているし、職業選択の自由も保障されていると。ただ、職業という中で、公務員というものは同じ職業でありますけれども、先ほどの当然の法理というところから、ないといけないのではないかと。

それで、参政権というものが与えられれば、最高裁判所でもそれを認めてもいいのではないか。要するに、国家は無理であっても、地方公務員においてはその地域に居住する住民の方が当然密接な関係を持って、その地域を代表する首長、議会議員の選挙に参政権が与えられれば直接関与することができるだろうということでもあります。そうなりますと、すべての権利が与えられれば、参政権を持つ者イコール公務員になれるという議論の中では、地方公務員も、例えば今後法制化された場合には、そういうことがいえてくるのではないかなと。

今すぐ国籍条項をなくせとは言いませんけれども、仮に政権が今民主党政権になって、これは自々公のときから大体賛成する方が多いというか、党派でも公明さんも進めてきた。いろいろ共産党も進めてきている。自民党さんも半々ぐらいだという中で、最大規模の大きな民主党の中で小沢幹事長が賛成に動いたとなれば、将来的にはそれが法制化されて参政権を持つようになるのではないかなと。その場合に、当然の法理というか、その辺の解釈がなくなってくるんだろう。憲法のもとでは一緒になってくるのではないかなということになりますと、町としても、その国籍条項を削除していく考え方があるのかなということをお聞きしたいと思います。

それから、2番目としては、合併後の人口の減少が顕著であることから、職員定数条例の見直しが必要かと思うのでありますが、定数条例の見直しというよりも、合併のときに削減目標を立てました。その当時平成17年のときには、計画した当初は274名で、目標としては232名ということであります。10月1日現在の職員数は既にそれを下回っておりますので、目標は達成していると、そのように思います。それはそれでいいことかなと思うのでありますが、問題は計画をした当初の町の人口と、現在の人口の乖離、合併したときは右肩上がりを想定していたと私は記憶しております。ところが、実際ふたをあけてみると、5年間で約1,000名ほど人口が減っております。それを考えたときに、条例というものは実際その条例を越えて職員を雇うことができないからそれが問題ではなくて、削減の数値目標をもう一遍見直してもいいのではないかなということをお聞きしたいと思います。

3番目は、インターネットで公表されているグラフを見ますと、年齢別職員構成の状況というものがああります。この山型のグラフなんでありますが、44歳から59歳、最高ピークは55歳までの年齢層がかなり多い。それで20歳代が極端に少ない。それは合併後、職員数を抑えるという意味で、職員を雇用してこなかった。ただ、それでは将来、10年、15年は

どうなるんだと。今の数値目標からいうと、15年経過しますと、団塊の方が多いのですがたつと逆に職員数が少なくなってしまうのではないかなということです。そうしますと、職員が15年後には足りないのではないかなと。今年も募集しておりますが、今のペースでどのぐらい、およそ何名ほど雇用される予定なのか。

20年後の想像をしますと、このグラフから見ますと、かなり職員数が減ってしまうだろうと。そのときに減った分をどうやって補うのかなと。あらゆる事務を民間委託するというのもできるのかなと。ホームページの中では、民間に委託して欠員を補充する考えがちょっと載っていたように記憶するんですが、それでも余りにも基本的に委託する前の行政を考える執行部の人数が少な過ぎると、それが成り立つのかなという逆に心配があります。ですから、今後の10年、15年後、20年先を見越して、おおよそ何名体制がベストなのか、どういう考えをお持ちになっているのかなということをお聞きしたい。

ですから、定数条例というものは、今いる職員数より下回っては絶対いけないことですから、ただ、これはちょっと統計的には古いと。今持っている数字としては、兼職という数字も入っていて、兼職を考えると287名、この兼職人数を削ると268名という定数条例がありますが、これはちょっと活用するには余り意味がないかなと。ですから、将来的にどのぐらいがベストな行政をやっていくためには必要なのかな。

11月1日の町民の数がたしか2万2,023名、これは国勢調査に基づいた数値であります。住民基本台帳ということになりますと、五、六百名ふえるみたいであります。実際町に住んでいらっしゃる方を対象にしているというのが役場の発表でありまして、今現在、実際この町に住まわれている方が国勢調査をもとにすると2万2,023名らしいです。

国の国立社会保障人口問題研究所というものが厚生省の中にあるみたいでありまして、これは国勢調査をもとに、平成17年の数値は一緒なんですけれども、この数値でいきますと、この予測の中では、今現在より多く見積もっています。しかしながら、来年の数値として、その研究所では2万2,600数名を予測しているんです。だけれども、今実際として現状は600人ほど少ないんです。その中でも将来的にはかなり減ってしまうということなんで、おおよそ10年15年先というところかなり減ってしまうんだらうということですから、平成15年の予測が2万2,014人あります。

ですから、この時点で5年後、今の数字ということでもありますけれども、実際5年で1,000名ほど少なくなっていますから、2万1,000人を切るのではないかなと。その5年後、例えば2020年、そうすると、2万人を切るのではないかなと。ですから、2万人を切るという数字を目標に考えたときには、何名ほどの職員さんが実際には理想的な職員数なのかということ、考えがあったらお聞きしたいと思います。

それから、4番目のことあります。

これは今忘年会とかのシーズンであって、単刀直入で聞きますと、職員が飲酒運転などで摘発された場合に、町としてどのような処分を課しているのかと。聞くところによると、

懲戒免職ということで聞いているんですが、そうであるとすれば、どのような過程でそれが決まるのかということで、それを聞きたいと思いますし、新聞報道を見ていると、一発で懲戒免職というものは余りにも厳しいのではないかと。裁判において、行政のほうが悪訴しているという現状があります。ただ、飲酒運転を助長するというか、そういうわけで聞いているわけではないのであります。ただ、その飲酒運転防止のためにはどのような努力が必要かなということでお伺いしたい。教育はされているんだろうと思いますが、その辺はどのようにされているのか。

世の中にはアルコールチェッカーというものが市販されているということをご存じかなと思います。安いものは1,500円から売っていて、それを職員が朝出る前に携帯させて、自分で必ずはかって出てくるようにすれば間違いはないのかな。それで、アルコール分解能力には個人差がありますから、何でもなくても出てしまうということがありますので、それでは職員さんも困るだろうし、裁判になったら町も困るだろうし、お互い苦しい思いをするんだったら、そういうところで教育していただいて、そういうことを義務づけて注意喚起を図るということもあるのではないかなということ質問をしております。

町にもあるみたいですね。ただ、役場ではかったのではもう遅いのではないかと。ですから、役場では定期的に無作為でやってみて、本当にやっているかどうか。そういう方が出ないのがいいんでしょうけれども、家を出る前に、そういうことで万が一出たら、もう時間休の休みをとらせるとか、そういうことも必要かなと思ひまして、その辺を聞きたいと思います。

1回目、終了します。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 職員についての就業規則ということでございますが、町職員を募集する際は、「公権力の行使、または公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、募集要項を定めております。当町のような小規模の自治体におきましては、一般職員の場合、あらゆる分野の仕事に従事し、広い識権と能力を持つことが必要であり、そのことが各種の職務、職責につく機会を視野に入れて職員を採用しなければなりません。したがいまして、当町におきましては、従前から国・県の制度や考え方に準拠し、採用に関しても国籍条項を設けておるところでございます。

ご質問の就業規則に国籍条項が除かれていることにつきましては、本規則を適用する職員の業種が特定され、公権力の行使を行う業務につくことがないため、国籍条項を設けておらないわけでございます。

国におきまして、政権交代がございまして、在日外国人についてのことにつきまして、今後仮に公務員の国籍条項が撤廃された場合については、城里町の対応はどのように考えるのかということにつきましては、まだ正式には議論が始まったこととは承知してござい

せんが、今後国会の中で必要な手続をして、関係法令の改正、あるいは通達など、国籍条項の撤廃に係るものが出たときには、近隣市町村の状況等も勘案し、必要な規則等の改正も踏まえ対応してまいりたいと考えているところでございます。

合併後の人口減少が顕著であることから、職員定数の条例の見直しが必要と思うがというご質問でございますが、合併後、職員定数条例につきましては、当初276名でありましたが、その後の組織機構の見直しや職員の異動状況を勘案し、平成19年4月に、現在の268名に改正いたしました。

本年12月1日現在の職員実数は217名であります。職員定数条例に対しまして、51名の減であります。このようなことから、定数条例の見直しにつきましては、今後の町職員の定数計画や実数を勘案し、適正な職員数を見直してまいりたいと考えているところでございます。

議員の言われる理想の年齢的なカーブということで、国の年齢別人口構成及び市町村における年齢別人口構成におきましては、理想とする形はなかなか難しいのではないかなど、私は思っております。議員ご指摘のように、職員構成となっているわけではありますが、当然そこには時代背景がございまして、40代後半から上の職員数が大きく伸びているのは、戦後のベビーブームといわれた時代の職員であり、一部団塊の世代といわれている職員でございます。今回採用したのは5名でございます。今後数年は50代の職員の定年退職が見込まれますが、その後の年齢構成はおおむね各年齢層とも均衡が保たれているものと思っております。

また、そういう団塊の世代の方が退職することによりまして、自治体としての行政サービスの維持が図れるのかというご質問がございましたが、今後団塊の世代の大量退職の状況を勘案し、適時適切な採用計画をしてまいりますし、町民サービスの継続は町の大きな問題であると認識しておるところでございます。高齢者を含めた福祉行政や住民に密着した行政サービスは、住民に一番近いところで行うことが住民本位の行政につながるものと思っております。このようなことから、市町村は住民自治の末端組織として重要な拠点でありますので、町の活性化とあわせて必要な行政サービスに努めてまいりたいと考えております。

ちなみに、平成21年度末退職予定者職員数は10人でございます。それから、平成22年度の採用職員数は、先ほど言いましたが、医師を含めて6人ということで、一般職員は5人でございます。

飲酒運転による懲戒処分の基準等につきましては、懲戒免職とする規定になっておりますが、飲酒運転の状況により処分を細分化する考えというようなことかと思っておりますが、職員による運転業務の中における交通事故や、交通戦争といわれる時期から公務員の飲酒運転に対する社会の目が厳しくなり、全国の市町村において現在のような厳しい処分規定を採用する自治体がふえてきました。しかしながら、近年、飲酒運転による懲戒免職処分が

不服とした裁判が提起され、行き過ぎがあるのではないかという報道がなされておるのも事実でございます。

本町におきましては、現下の情勢をよく見きわめ、基準の改正を含めて対応してまいりたいと考えております。ただ、あわせて職員の飲酒運転防止につきましては、引き続き厳守するよう徹底してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、アルコールセンサーの購入につきましては、既に個人で購入している方もあるかと思いますが、町で職員に配るといことはしてはおりません。個人購入については、啓蒙等で対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

○8番（玉川台俊君） それでは、2回目ということであります。

職員の国籍条項というものはどうなんだということで、今のところ変える考えはないということですが、例えば、最高裁の判決として、地方公務員への就職は可だが、国政に大きな影響を与える中央公務員（国家公務員）への就職は不可という判断がなされているということがあるそうです。これを言いかえると、地方参政権は可であって、国政にかかわる参政権は不可だということがいわれているみたいです。ですから、先ほど地方公務員になれる要件として考えるときには、参政権を持つようになれば、その条件を与えられた外国人であることでありますけれども、参政権が与えられれば、憲法で保障する基本的な人権、職業の選択から義務まで同じになるということがいわれております。そのときに、そうなったらどうするのということなんです。

それから、公権力の行使ということはどういうことが考えられるのかなということと、公の意思の決定に参画するということですが、現実的に国であれば代執行をすとか、強制代執行をすとか、いろいろ土木関係ではあるのかなということではありますが、地域の地方自治体の中で、公権力の行使ということは、どのようなことが想像できるのかなと。実際にどういう例が考えられるのかなと。

以前聞いたのは、就職して間もないときには、それだけの力がないというか、発言力がないからいいんだけど、例えば課長職まで上がってきたときには、それなりの影響力があるということも聞いておりますが、実際課長で決裁は済まないのではないかなと。町長が最終的に決裁をするのが決まりだろうということになれば、最終責任者は町長であって、町長がだれから選ばれるかということ、参政権を持った方から選ばれるということありますから、もうその時点で公の意思決定に参画しているということになるのではないかなということであって、公権力の行使、その課長独断で決めるということはほとんどないだろうと。係長からだんだん決裁を受けてきて、その流れで、大きな問題であれば課長会議なんか開いて最終決定していくんだらうということを考えれば、一個人としての課長がどこまで公権力の行使に大きくかかわることがあるのかなということもちょっと疑問で

す。ですから、そういうことでは違うのではないかなということがあるので、公権力の行使、例えばどういうことがあるのか、その考え方の中で具体的な例がありましたらお知らせいただきたいと思います。

それから、3番目の定数の問題であります。

定数というよりも、将来の人口はどうなんだと。そのグラフを見ますと、団塊の世代がありまして、今年5名の方を採用するというので、それはいいだろうと思います。実際問題として、この10年、15年すると、団塊の職員さんが抜けてしまうと、実際、その下の方がほとんどいない。今年5人、ずっとやっていけばそれなりに体制は整うのかなと思いますけれども、今後の採用予定としては、また来年は5名ほど補充していくのか。例えば今年10名の方が退職されるから5名入れてもいい。それは当然のことです。だんだん減ると。減ることはいいんだけど、余り減らし過ぎてしまうと、実際後で成り立たないのではないかなという心配がありますから、それで、若い人を、このご時世だから、できれば当町で希望される方をどんどん雇っていただければ地域活性化にもなるのかなと思います。ただ、能力の問題があって、テストをやるわけですから、そうとは言い切れないかもしれませんが、その地域の事情もあることだろうと思うので、できれば、地元の方々が希望して、それなりの成績であれば地元から採用を選んでいただければありがたいかなということだけ希望しておきます。

それから、4番目の飲酒運転にかかわったときの話であります。先ほど言ったとおり、個人で買っているかもしれない。それはそれでいいとして、そういうことも自分で買って注意するようにもう厳しく言っていただかないと、万が一そういう裁判になったときは、町全体としてぎくしゃくしてしまうのではないかなと。そういう費用を考えれば、逆に1,500円ぐらいで買える。200人そこそこの職員ですから、200個買ったって30万円ぐらいなのかなと。であれば、一遍それを与えて自主管理を促すということもいいのではないかなと、そういう考え方もありますので。

そういう万が一あってはいけないことでもありますけれども、人間のことでありますから、私も注意してやっているんでありますけれども、そこをやはりこのご時世ですから、裁判をやられた場合には多分勝てないだろうということでもあります。その事情もあるだろうし、飲んですぐふらふら運転してしまう。これは言語道断であります。朝まで休んでいてということもあります。いろいろケース・バイ・ケースなんで、一緒くたに一発免職というのはやはり裁判でも勝てないご時世だということなので、できればそういうことをもうきっちり啓蒙していただいて、文句が出ないようにしていただければなと思いますので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 公権力の行使の中においてというようなことでご質問がございましたが、後ほど担当課長のほうから、そういうことにつきましては答弁させますので、

よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、職員数、段階的にこれから中で退職するわけでございますが、それについて、来年、再来年あたりも本当に10人、20人というような退職者も出てくるわけでございますので、そういうふうに対応するような方法で、また職員を教育していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

あと、飲酒運転につきましては、今までもそうでしたが、これからは絶対に飲んだら乗るなというようなことで、私は職員に厳重にそういう注意をしていきたいと思っております。

確かに裁判になりますと、今そういう面で一発で、その飲み方にもよるんだと思いますが、懲戒免職にすると裁判等で負けるというようなこともございますが、とにかく酒を飲んだら乗るなという基本を職員の中に厳重に教育してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

○総務課長（田上 勤君） 8番玉川議員さんのご質問の公権力の行使とはというご質問かと思えますけれども、これについては、いわゆる一般職として採用する職員、先ほど玉川議員さんもお指摘なされておりましたように、最終的には個々の行政で言ういわゆる管理職というような立場になる、そういうことを目的として採用しております。そういうことから、その職につくものについては、行政的な処分を一定のものを行うということが当然考えられます。

具体的には、町民税の賦課徴収環境を含めた税の賦課徴収、あるいは使用料関係の徴収、滞納処分、それらを含めた法に基づく関係補助金の交付等、そういうものが考えられるというふうに理解をしております。

○議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

○8番（玉川台俊君） それでは、最後の質問ということで、ちょっと伺いたいと思えますけれども、公権力の行使と、滞納者の税の徴収であるとか、それはだれであっても同じ業務ではないかなと思えますけれども、以前聞いたときは、例えば火災に遭ったときに、防火のために消防職員がその家を昔みたいに引き倒して、火災の広がりを抑える必要性に迫られたときには公権力の行使が必要だというような話は聞きました。確かにそうだろうと思えますが、滞納の料金を、それはだれであったって同じ、町の条例で決まっていることですから、その課長さんが、例えば余計にとるとか、そういうことは絶対あり得ない話ですから、それをもって公権力の行使なのかなというのは、いまいち疑問があります。

例えば今回歯科医師の先生になるのかなということを想像できますけれども、例えば診療所の一番トップは先生になります。そのときには職員の処分はその先生が決めるのか、保険課長が決めるのか、ちょっと私はわかりませんが、その診療所の中では多分ト

ップになると思うんです。そのときに処罰を決めるというのが、その先生の考え方になってくるのではないかなということなんですけれども、過去において日本国籍ではない歯科医師の先生を旧常北町で、桂でもいらっしゃったのかなと、採用していたことがあるのではないかなということを考えますと、どこまで公権力の行使という課長答弁が当てはまるのかなというのはちょっと疑問があります。

その辺も含めてもう一度わかりやすく、適当な当たり前だろうというところが考えられないので、もしありましたら、お答えできればありがたいと思って質問を終わります。

○議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

○総務課長（田上 勤君） 玉川議員さんのご質問でございますけれども、公権力の行使につきましては、先ほど答弁したものと、さらに消防というようなお話もございましたけれども、確かに消防職についても、そのような公権力の行使の範疇に入るといような判断のもとに採用計画を立てているという自治体もございますし、さらには、そういうものまで撤廃をしているというような市町村も全国にはございます。そういう意味で、若干市町村の判断の中に、今現在ばらつきがあるのかなというふうに理解をしておりますし、町においては、先ほど玉川議員さんをご指摘をされていまして、新たな方向での改正があれば、それらに見合った措置をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 以上で、8番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

---

## 散会の宣告

○議長（鯉淵秀雄君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす9日は午前10時から再開し、通告第5号、9番南條 治君の一般質問から入ります。時間厳守の上、ご参集ください。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時31分散会

平成21年第4回  
城里町議会定例会会議録 第2号

平成21年12月9日 午前10時00分開議

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	杉 山 清 君
2番	関 誠一郎 君	11番	寺 田 和 郎 君
3番	寺 門 博 志 君	12番	三 村 由利子 君
4番	阿久津 則 男 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
5番	桐 原 健 一 君	15番	根 本 正 典 君
6番	飯 村 吉 伊 君	16番	阿久津 尚 一 君
7番	小 林 祥 宏 君	17番	小 塚 孝 君
8番	玉 川 台 俊 君	18番	小 林 宏 君
9番	南 條 治 君		

1. 欠席議員

13番 小松崎 三 夫 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	阿久津 藤 男
副 町	長	赤 津 康 明
教 育	長	石 原 道 明
総 務 課	長	田 上 勤
企 画 財 政 課	長	阿久津 保 巳
税 務 課	長	山 口 充 彦
町 民 課	長	久保田 殿 司
保 険 課	長	加倉井 一 史
健 康 福 祉 課	長	加藤木 賢
産 業 振 興 課	長	田 口 喜 一
都 市 建 設 課	長	栗 林 俊 一
下 水 道 課	長	高 橋 洋 造
会計管理者（会計課長）		川 又 重 光
水 道 課	長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長		阿久津 道 男

教育委員会事務局長

海野勝美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	三 村 主
局 長 補 佐	小 林 恵 子
書 記	川 村 英 治

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 2 号

平成21年12月9日（水曜日）

午前10時00分開議

1. 付議事件

一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

---

午前10時00分開議

議員の出欠

○議長（鯉淵秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員数は17名です。欠席議員、13番小松崎三夫君。

---

開議の宣告

○議長（鯉淵秀雄君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人2名を許可いたしました。

---

一般質問

○議長（鯉淵秀雄君） 本日は一般質問から入ります。

それでは、通告第5号、9番南條 治君の発言を一問一答方式により許可いたします。  
9番南條 治君。

〔9番南條 治君登壇〕

○9番（南條 治君） それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

平成22年度予算についてお伺いをいたします。

（1）番としまして、平成22年度一般会計の予算規模はどのぐらいになるのか伺うものであります。

町の一般会計当初予算は、平成20年度90億4,000万円で、平成21年度88億6,400万円ありますが、先日の町長の開会のお話の中で、「民主党政権にかわり、各種制度の見直しが行われております」ということでありました。また、町税収入等厳しい中で、平成22年度の予算規模はどのぐらいになるのかお伺いをいたします。

2番といたしまして、歳入のうち、町税の見込み、その基礎となる歳入の町税をどのくらい見込んでいるのかお伺いをいたします。

通告3といたしまして、起債に対する考えは。一般会計の起債残高は漸減傾向にありますが、まだ平成21年度11月末で116億4,740万7,307円を抱えている状況であります。起債に対する町長の考えと認識をお伺いいたします。

また、最終的に不足を補てんする起債はどのぐらいの額になるのか、あわせてお伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） ただいまの南條議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

平成22年度の一般会計の予算規模はどのぐらいになるのか伺うというようなことでございました。

平成22年度の予算編成につきましては、国の経済財政改革の基本方針2009を踏まえ、徹底した無駄排除の歳出改革を推し進める予算編成に取り組むこととしておりますが、去る8月30日執行の衆議院議員選挙における政権交代に伴い、これまでの概算要求基準が廃止され、税財政や社会保障などの主要施策や実施財源の大きな転換が予想されるほか、行政刷新会議による事業仕分け等、経済政策の抜本的な改革が進められているところでございます。

特に地方交付税の見直しなど、地方財政への影響は不透明であり、依存財源に頼らざるを得ない城里町にとっては、これまでにない厳しい財政運営を強いられることと危惧しているところでございます。このような情勢のもと、平成22年度予算編成に当たりましては、第1次城里町総合計画や集中改革プランに沿って、事業を選択しながら進めてまいりたいと考えております。

その中でも、常北中学校校舎建設事業の着手を予定しておりますが、予想される予算規模としましては、具体的な内容につきましては、現在取りまとめ作業中でありますので、身の丈に合った予算編成をしてみたいと考えておるところでございます。

それから、歳入のうち町税の見込みはというご質問でございましたが、歳入予算の中で町税の占める割合は大きく、予算規模の20%強を占めておるところでございます。健全な行政運営を進める上で、町税の増減は予算編成に直接影響するわけであり、毎年町税の収入増に期待をするわけでありますが、現下の厳しい社会情勢の中では、思うようにならないのが現実であります。

金融危機等の影響により受けた景気の悪化が回復する見通しも不透明な状況において、平成22年度の予算編成に当たりましては、町税の見込みについて慎重を期さなければならぬため、現状を的確に把握してみたいと考えておるところでございます。町税につきましては、現下の情勢から、厳しい数字になることが予想されますが、前年度と比較して若干下回るものと見込んでおります。

起債に対する考えでございますが、不足を補てんする財源といたしまして、起債の発行を初め、事業目的に合った基金を活用しながら予算編成をし、事業を執行しているところであります。平成22年度の起債発行額につきましては、事業費が固まりませんと活用する起債や起債の充当が確定いたしません。現時点では不透明な状況であり、地方公共団体健全化法に基づく将来負担比率や実質公債費比率状況等をかんがみ、適切な額を発行して事業執行に当たりたいと考えておるところでございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 9番南條 治君。

○9番（南條 治君） それでは、続いて2回目の質問を行います。

ただいま身の丈に合ったような予算というようなことでありました。先日の三村議員の質問の中で、第1回目の課長会議を開いたというようなことでありました。国においても仕分けを行っております。ただいま無駄をなくすというようなお話がありましたけれども、地方においても無駄をなくすという意味では同じであると思えます。

そこで、城里町の特色を出せるまちづくりのために、どのような予算を構成するのかお伺いをいたします。また、恐らく町税についても減になると思えます。そのようなことも含めてお伺いをいたします。

その中で、本町の財政力指数は、新聞等に報道されておりました県内市町村の下から3番目、0.22であります。財政力指数は基準財政需要額と基準財政収入額の関係であります。1を超えるほど財源に余裕があるというようなことであります。本町のこの低い指数に対して、町長は不安がないのかどうか。また、経営収支比率についてもお伺いをいたします。

この件については、担当課長に質問の旨を伝えております。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 先ほど予算編成におきまして申し上げましたとおり、今後ます

ます厳しい財政運営を強いられることが予想される中で、真に必要な事業を進めていくために、起債をおこなうことができる建設事業などに対しましては、その財源として活用してまいりたいと考えております。

そういう中で、起債に対する基本的な考え方といたしましては、将来公債費負担、償還金のバランス等を考慮し、毎年度の起債額、元金償還額以内となるような現在高の縮減に努め、財政の健全化を図ってまいりたいと考えております。

城里町の経常収支比率は、今89.7%ということをございまして、詳しいことにつきましては、担当課長のほうから説明させますので、よろしくごお願い申し上げます。

○議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

○企画財政課長（阿久津保巳君） 9番南條議員さんの質問にお答えします。

城里町の平成20年度の決算について、経常収支比率につきましては、今、町長のほうからお話がありまして、89.7%であります。それらに伴いまして、町の標準税の収入額につきましては、26億9,700万円であります。標準の財政規模でありますけれども、指数といたしまして、64億7,400万円でありまして、財政力としましては、0.420です。県内の状況等から踏まえると、財政状況指数は低いような状況であります。

これらに向かつては、先ほども町長のほうからお話があったと思っておりますけれども、公債費の縮減に努めるとか、身の丈に合った予算編成を行い、歳出予算規模の縮小とか、自主財源の確保に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 9番南條 治君。

○9番（南條 治君） ただいま担当課長より、89.7%というようなお答えをいただきました。大体80%がボーダーラインというようなことでありますので、城里町としては努力しているのかなど、そのように考えております。

続きまして、債務保証についてお伺いをいたします。

町開発公社について伺うものであります。町開発公社に対して、毎年25億円の債務保証を計上しております。これは新年度予算で全面削除すべきではないかと、このように考えます。また、開発公社の事業を根本的に見直しをし、設立当時の目的がなくなったもの、存在しているがために無理に実施をしている事業などを早く整理して解散すべきと思うが、町長の考えをお伺いをいたします。

また、この内容についてであります。町開発公社に対する債務保証を、平成11年度より毎年25億円の財源で町が保証をしております。これは公園墓地事業の債務保証であります。公園墓地事業につきましては、前町長は事業中止、現在の阿久津町長も実施しない旨の答弁を、9月定例会におきまして、関誠一郎議員の質問に対してお答えをしております。

次に、民間の金融機関より借り入れをしていた約10億円の返済も、平成21年度に完了したと思うのであります。平成22年度予算には債務保証を解消すべきであり、また、これに

伴う町と開発公社の土地利用、賃借を解消して、町に戻すべきであります。

さらに、公社事業の十万原の用地買収、野外活動施設の委託、ホロルの湯の運営委託も早急に整理をして、議会の議決を経ないで事業ができる開発公社、民意が届かない不透明な法人事業体は解散すべきと思うが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 町開発公社のことについて伺うというようなことで、南條議員のほうからご質問がございましたが、公益法人改革三法が平成18年度に成立いたしまして、平成20年度から施行されたことに伴い、財団法人は平成25年度までの間に一般法人となるか、公益法人となるか、あるいは解散するかの方向性を選択しなければなりません。財団法人城里町開発公社につきましては、現時点の定款では、改革法の公益法人としての定義づけが難しい状況にあります。今後、町におきまして、これらの状況をかんがみ、公益法人の改革推進計画を策定し、その方向性を決定していかなければならないと考えておるところでございます。

また、公園墓地整備事業の債務負担行為につきましては、事業計画を中止し、用途指定の変更を行い、公園墓地とは違った形での利活用を検討してきたところではありますが、平成22年度の取り扱いにつきましては、今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 9番南條 治君。

○9番（南條 治君） ただいま町長より、公園墓地については慎重を期して対応したいというようなお話でありました。特に公園墓地、慎重の上に慎重を期して、町の住民が不快な感情を持つようなことでなく、納得できるような方法で考えていただきたいと、このように考えております。

ホロルの湯でありますけれども、これの運営、いつまでも町民に負担をかけるような状態ではなくて、何とかいい方法を見出していきたいと思うわけであります。

続きまして、3の通告であります町発注の土木工事についてお伺いをいたします。

工事の中間的な立ち会いはあるのか。あるとすれば何回くらい行っているのか。工事の発注状況によって違いはあると思いますが、立ち会いというのは一つの確認作業であると思います。この確認をどういう状況で行っているのかお伺いをいたします。

(2)番としまして、最終的な検査をということで、これは契約について認め、代金についても履行する段階的なものであります。

3番としまして、工事にふぐあいがあったときの対処、瑕疵もあると思います。旧桂村の岩船地区の工事で、道路の幅員が3メートル20センチのところ、台風の雨による被害により路肩が10メートル強崩れたわけでありまして、この工事についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 町発注の土木工事についての中間的な立ち会いはあるのかというようなお質問かと思いますが、町発注の土木工事の中間的な立ち会い及び最終的な検査についてでございますが、工事の品質を確保するためには、これらを適切に行うことが不可欠であることから、必要に応じて監督員や検査員が実施しております。

また、お尋ねの桂地区の岩船地内の工事につきましては、請負人や隣接地権者等との調整の結果、請負人が年内をめどとして補修を実施する予定であります。

なお、中間的な立ち会いの回数等、詳細につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鯉淵秀雄君） 都市建設課長栗林俊一君。

○都市建設課長（栗林俊一君） 9番南條 治議員のご質問にお答えいたします。

工事の中間的な立ち会いでございますが、工事標準仕様書に、段階確認として施工途中の必要に応じ監督員の立ち会い及び確認を受けることと規定されております。回数の定めはございませんが、仮設物や基礎くいなど完成検査時に確認が不可能な工作物等を対象に、必要に応じて実施しております。また、これ以外にも工事の品質を確保するため及び工程の確認等のために、随時監督員が現場に赴き、工事の監督を実施しております。

また、最終的な検査については、城里町建設工事執行規則や設計書に基づき、工事完成時に検査員が検査を実施いたします。この検査の際に施工上の不備等が発見された場合には、請負人が直ちに補修し、再度検査を受けなければならないほか、検査後に発見された場合にも、瑕疵担保といたしまして、通常は完成後2カ年間、請負人に対して瑕疵の補修、また損害の賠償を請求できることが定められております。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 9番南條 治君。

○9番（南條 治君） ただいま担当課長のほうから、「直ちに」というようなお答えがありました。それで、「設計書に基づいて」というようなお話もございました。果たしてこの工事、設計どおりに行っていたのか、非常に疑問があるわけであります。この場所につきましては、私も1週間に何回か通る場所であります。その時点で何回も見ております。それが非常に粗悪な状態であります。

詳しく説明をいたしますと、10メートル強の中で右側と左側、真っすぐ立っているのは柵板2カ所分だけであります。後の中央部分は水田があるわけですが、そちらのほうへ10度傾いております。最初の時点から転圧した様子もなく、最大で60センチ前にずれております。そのようなことを町の現場監督が確認して、恐らくこれに対しては、料金ももう町のほうでは工事完了後に払っていると思うんです。こういう状態で、町の貴重な財産の中で、災害に対して当たった工事であります。こういうものを認めていってしまっているのか。

ただいま「直ちに」というようなお話でありました。「直ちに」というのは、社会通念上、何年もほっとくようなことではないと思うんです。何回も私も担当課には足を運びました。天候状態とか、そういうものを見てというようなことでありました。しかしながら、1年じゅう雨が降っているわけでもありません。そういう中で、これを認めてしまって、果たして担当課でその現場に足を運んでいたのか。非常に不快に思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長（鯉淵秀雄君） 都市建設課長栗林俊一君。

○都市建設課長（栗林俊一君） 南條議員のご質問にお答えします。

当該現場につきましては、南條議員ご指摘の瑕疵が発見されたのが、ちょうど農繁期の前でした。そういった関係がございまして、隣接地権者、実際隣接する農地をお持ちの方と相談させていただいたところ、農期が終わった秋以降という形で、一時そういう形で受けさせていただきました。その後、南條議員もおっしゃるとおり、天候の関係もございまして、年内という形で延びてしまっておりますが、年内には必ず請負業者のほうに手直し作業をさせるように確実に実施したいと考えております。

また、これに伴いまして、ほかの現場につきましても、ご指摘のとおり、監督員等による監督、こういうのを強化して工事に一層確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 9番南條 治君。

○9番（南條 治君） ただいまの担当課長のお話を聞いておりましたが、言いわけをしているに過ぎないと、私はこのように認識をいたします。特にこの地域については高齢化が進んでおります。ご承知のとおり、側溝のふたがけについても、町のほうで予算がないというようなことで、お年寄りの方が現物支給で、しかも、役場のほうでは現地まで側溝のふたを届けていただけないと。そういう中で、自分たちで役場まで取りにきて、ふたがけの作業をやっておるわけでありまして。

質問した工事についてであります。町で発注した工事であります。せめて最後まで責任を持っていただきたいと、対処していただきたいと思うわけでありまして。

以上で終わります。

○議長（鯉淵秀雄君） 以上で、9番南條 治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第6号、3番寺門博志君の発言を一括質問一括答弁方式により許可いたします。

3番寺門博志君。

〔3番寺門博志君登壇〕

○3番（寺門博志君） それでは、通告によるところの一般質問に入ります。

1つ目の企業誘致についてお伺いいたします。

6月定例会でも質問いたしました。現在の企業誘致に関する進捗状況はどのようにな

っているのかお伺いいたします。

2つ目の少子化対策についてお伺いいたします。

この問題につきましても、9月議会で質問しましたが、子育て応援特別手当事業について、9月議会での町長の答弁は、「子ども1人当たり3万6,000円を平成21年度において、小学校就学前3年間に属する子で今年度は第1子から該当になる」とされ、さらに少子化対策について、「幼稚園、保育園児童保護者負担費用軽減第3子以降の保育料、そういう点につきましても、これからの財政状況を考慮しながら検討してまいりたい」と答弁されました。

政権交代により自公政権で行われる予定だった子育て応援特別手当事業は取りやめになりました。このことは、子どもを育てる世帯が大変期待をしていたので、非常に残念に思います。

そこでお伺いいたします。

9月に出された請願、議会では採択されておりますが、さきに述べた第3子以降の保育料の軽減策であります。少子化対策の今後の進め方として、町長はどのようにお考えかお伺いいたします。

また、町長の答弁の中で、この第3子以降の保育料の無料化の件につきましては、「他市町村の状況を調査して財政状況を考慮しながら検討させる」と答弁されております。来年度から実施するためには、この時期に検討する必要があると思います。前回から3カ月が経過しておりますが、実現のための調査はされたのか、また、該当者の人数や実現のための費用はどのくらい必要なのか、どのように検討されたのかをお伺いいたします。

以上、1回目です。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 3番寺門議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

企業誘致についてということで、現在企業誘致に関する状況はどのようになっているのかということですが、町内の立地企業数につきましては、工場立地法の規定する面積など、一定要件を満たした企業が現在13事業所ございますが、平成18年度以降、新たな立地はございません。そういう中であって、現在町では企業誘致を進めるため、茨城県産業立地推進室や企業立地支援センターなどからの情報を収集するほか、具体的な活動に向けた取り組み手法を検討し、内部体制づくりを今取り組んでいるところでございます。

今大企業は大変厳しい現状にさらされていることは、だれもが認めているところだと思っております。そういうときだからこそ、伸びる企業もあるのではないかと考えておりますし、時代が要求する会社、例えば電気自動車とか、太陽光発電会社、医学関係会社、ロボット会社等、そういう企業等もこれからの中で当たっていきたいと思っておるところでございます。

次に、少子化対策についてでございますが、本年9月定例会におきまして、補正予算を計上し、議決をいただいた子育て応援特別手当事業につきましては、国が事業の執行停止をしたことに伴い、当町におきましても、事業の執行停止をいたしました。今後不確定ではありますが、新聞等で報道されておりますように、子育て支援策として中学卒業までの子ども全員に一律支給する子ども手当が来年度から実施される予定でありますので、国の動向を注視したいと思っております。

なお、国が子育て応援特別手当事業の執行停止をしたことに伴い、今単独で実施している市町村は、県内においては無いと伺っておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

〔発言する者あり〕

〔「これは少子化についての関連なんですけれども、だめですか」と呼ぶ者あり〕

〔「そんなの認めないよ」と呼ぶ者あり〕

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 保育料の件につきましては、通告がございませんでしたので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長（鯉淵秀雄君） 3番寺門博志君。

○3番（寺門博志君） わかりました。

2回目の質問をいたします。

企業誘致についてですが、不景気の中、大変だと思いますが、この不景気を機に伸びている企業がたくさんあると、町長も今答弁なされました。本当にそのとおりだと思います。その中で、企業誘致を考えている場所等がわかりましたら、教えていただきたいと思っております。

また、企業に対するメリット等のよい施策があるのか、あるとすればどのようにお考えかお伺いいたします。

少子化対策についてですが、第3子のものは少子化対策の今後の進め方についてという方向でご質問したんですが、答弁はなしということで残念に思います。

少子化対策につきましては、これからますます大事な事業になってくると思っております。第3子以降の件についてもそうですが、今回の子育て応援特別手当事業が中止になったり、来年度以降、国でもそれに見合った対策をするというのですが、町独自で何かをやるというのはお考えはないでしょうかお伺いします。

2回目、これで終わります。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 企業誘致等につきましては、いろいろ考えた中でやっていき

いと思っております。場所等につきましても、まだ全然これからの中で検討するわけですが、そういう企業を誘致したときに、いろいろメリット等も考えながらやっていきたいと思っております。

城里町も甚だしく人口減になっております。そういう中で、今お話がありましたように企業誘致ができて、幾らかでもそこで働いて人口減をくい止められるようなそういうことに勢力を傾けていきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思いません。

それから、子育て支援事業につきましては、新しく9月から政権交代がありまして、その中で検討しているようでございます。城里町としても、そういう中では、子育て支援事業ということで、ほかの町村に負けないようなことを考えの中でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思いません。

○議長（鯉淵秀雄君） 3番寺門博志君。

○3番（寺門博志君） 3回目、お願いいたします。

町発展のためには、国・県の予算を待っているよりも、自主財源の確保を考えていかなければならないと思えます。そのために企業誘致を通じ、町のPR活動をして、当町の特性やスマートIC等の交通の利便性などの環境状況を生かした上で、イベント誘致などの誘致活動にも積極的に当町をアピールしていくことが必要だと考えます。城里町を知っていただき、産業、観光等の発展につなげていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、少子化対策についてですが、町長はこの5年、10年でどのぐらいの子どもが生まれてくると考えていますか。減少している事実をどのように把握されておりますか。小学校の統合に見られますように、町の将来を支える子どもたちがいかに減少しているかを考えれば、少子化対策に万全を尽くしていただかなければならないと考えるところであります。

以上、質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（鯉淵秀雄君） 答弁は求めないのですか。

○3番（寺門博志君） 答弁は要りません。

○議長（鯉淵秀雄君） 以上で、3番寺門博志君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第7号、1番河原井大介君の発言を一問一答方式により許可いたします。

1番河原井大介君。

〔1番河原井大介君登壇〕

○1番（河原井大介君） 議席番号1番河原井大介でございます。本日、私、定例会最後の一般質問とさせていただきますと思います。

今回質問させていただきますのは、町長マニフェストにも載っています農業のお話、また、観光、さらには町民融和に係るマニフェストから、質問を幾つかさせていただきます。

と思っております。

まず、1つ目なんですけれども、先ほど来、ずっときのうきょうと一般質問で、同僚議員のお話を聞いてまいりました。その中で、さすがだなと思うのは、流行語大賞になりました政権交代、その政権交代はこの議会でも流行語大賞になっているなど。多く使われていました。

先ほど町長が国のほうの予算が地方財源の問題、そのほか少し不安がある。そういった話もありました。危惧をしているということだと思いますけれども、町長は民主党の推薦を受けた町長として選挙戦を戦い抜きました。つまり町長は政府与党に対して、しっかり正々堂々のご意見を述べながら、財源を引っ張ってくると。そういうこともやっていただければ、それは一つやり方としてはいいのではないのかなと思っております。その点の一つ確認をしなければいけないのかなと思っております。

さらに、このマニフェストの中身について質問をさせていただきたいと思えます。

まず、農業の問題でございますけれども、これはたびたび私ずっとこの4年間、農産物のブランド化、前金長町長のころから、また、阿久津町長にもずっとお伝えをしておりますけれども、特に農業の農産物のブランド化。なぜ農業なのか。それはもう前回6月にもお話ししましたけれども、ここの町は農業は基幹産業である。先ほど寺門議員からの質問で工業、第二次産業の誘致、そういったもののお話がありましたけれども、やはり何と言っても、最初は基幹産業としての農業、その部分のブランド化というものをどのように考えているのかということです。

さらには、その中でグリーンツーリズム、これは約10年前からお話をされているグリーンツーリズムとは違いまして、田舎に遊びに来る。要は、ただ来るというだけではなくて、最近のグリーンツーリズムというのは発想が変わってきてまして、以前お話ししましたロハスという思想であったり、また、さらにはその中で実際食育といいますか、実際に農業を体験してそこで暮らしていくことであったり、子どもたちが農村留学をしていく。大きな意味でイベントをやったり、そういう中でグリーンツーリズムという形ができ上がりつつあります。そういった中で、この町としての今の取り組みというのはどうなっているのかということ、まずお聞きしたいと思っております。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 河原井大介議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

先ほど寺門議員のほうからも、企業誘致も大切ではないかということもお話がありましたように、農業についても私は本当に大事な事業であると思っており、これから取り組んでいかなければならない一つのことであろうと思っております。

私のマニフェストの中で、農産物のブランド化の取り組みというようなことで、今までいろいろやってきたわけなんです、農産物ブランド化への取り組みにつきましては、新

たに城里ブランド創出に向けて、現在生産者、関係機関と協議いたしまして、本町の方向性を検討しているところでございます。

その一つとしては、まずは前々からお話がありましたように、旧桂村のレッドポアローのブランド化、そういうものに取り組んでいきたいと考えておるわけでございます。

このレッドポアローにつきましては、今年度大好きいばらき作文コンクールにおきまして、桂中学1年の女子生徒が、「レッドポアローの秘密」というようなタイトルで作文を書きまして、県知事賞も受賞しております。その中で、ネギということで、普通主役にはなれないけれども、わき役であるが、ないと寂しいということで、そういうものが書いてありました。

私も当町のレッドポアロー、深谷ネギや下仁田ネギ、あるいはそういうのが食卓の主役になるように、レッドポアローにつきまして、ブランド化に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

〔「グリーンツーリズム」と呼ぶ者あり〕

○町長（阿久津藤男君） すみません。グリーンツーリズム事業につきましては、新規就農者支援事業を活用しまして、農地のあっせんを行いながら耕作放棄地の防止に努めているところでございます。

先ほど河原井大介議員のほうからありましたように、今までのグリーンツーリズムの意義と今のグリーンツーリズムの意義というものは、確かに違っているように感じております。町内3カ所のキャンプ場を利用いたしまして、そば打ち体験やピザづくり教室、パンづくり教室、星空観望会等を開催しまして、体験型の交流事業を展開しており、今年度は県内外から約2,400人の参加者を集めまして、本町のPRに努めているところでございます。今後は、地域ぐるみで施策の展開が図れるように、創意工夫しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鯉淵秀雄君） 1番河原井大介君。

○1番（河原井大介君） 町のほうでもいろいろ取り組みを進めているということでございます。

皆さんにもお伝えできればと思うんですが、今月22日の火曜日午後1時から、城里町ブランド創出セミナーということをやるということでございます。つまり城里町のブランドをどうするかという勉強会をコミュニティセンターの研修室でやると。本当に一つ一つ進んでいくんだらう。こういうふうにやっていくと進んでいくんだらうというふうに思いまされども、実際にはっきり言いまして、ブランド化の話とか、ちょっともう古いのかなという時代なんだとは思いますが。

というのは、もう大きく自民党時代というか、小泉政権下の中では、特に観光と農業というその大きな2つの目標が出されていまして、その中でもうずっと進んできたという経緯がございます。それはもう大体7年、8年ぐらいになるのかなと思っています。その中

で、大きな変化があって、最近マスコミ等でも取り上げられますけれども、農業、観光、グリーンツーリズム、そういうものもある意味小泉政権下の中で大きくクローズアップされたことは事実であると思います。そういうところから見たときに、やはり地方の現状の中において、ブランド化というものが、そのときにやればよかったんですが、余りにもなかなか機能していなかったんです。ブランド化ができなかった。それは幾つか理由があります。

当然それはこの町においても、いわゆる農業従事者の方が高齢化をしていて、担い手の不足があるということも大きな原因でもありますし、さらには、ブランド化をするということに対して、例えば勉強会を開くとか、その会議を開いていく、また、地域の方々とともに連携をしていくその受け皿、そういったものがなかなか存在し得なかったということも、これはこの町に限ったことではないんです。全国の各自治体も同じような悩みを抱えているんですけれども、そういった中で、そういう問題を解決していかなければいけないという本当に基本的な話ということにもなります。

今回の私の1つ目の質問として、地域活性化について農産物のブランド化とグリーンツーリズムという質問させていただいているのは、グリーンツーリズムというのは、ただお客さんを呼ぶということだけではない。最近いろいろ変わってきたというんですが、グリーンツーリズムの基本的な考え方としては、この地域で農という産業を通じて、いろいろな観光というものを連携する。それも杉山議員からも今回ありましたけれども、商業と連携をする。さらには、今国、民主党のほうでは、第六次産業という第一次産業、第二次産業、第三次産業、それを六次産業化するというところで、生産、加工、流通、販売、サービス、しっかりそういった国づくりの中で農業政策もやっていこうということでもあります。それはつまり観光グリーンツーリズムにおいても一体となるんですけれども、ちょっと話が長くなってしまいました。

グリーンツーリズム、この根本的な問題として、やはり新規就農者の支援、さらにはその受け皿として農業者がこの町で農業に従事するだけの力、つまりその若者たちが将来的にグリーンツーリズムを、つまりこの町のブランド化の問題であったり、さらにはそこから発生する食の教育の話であったり、教育の問題であったり、そのまちづくりという観点において、重要な役割をこれから担うのではないかということをお伝えしたいわけがございます。

その中で、これは次の質問の観光対策ということについても連動してしまうと思いますけれども、6月議会の中で、町長からもお話しいただきましたけれども、プロジェクトチームをつくっていくんだと。今もそのことについて進めていくんだということでございます。

お聞きしたいのは、これはいつなんだということなんです。いつブランド化ができて、時期的にこれは直接売るということはなかなか難しいとか、明確にその時期を言うことは

難しいとおもうんですが、半年後とか、いつそのプロジェクトチームを発足させて進んでいって、何年後に、1年後か2年後か3年後かかわりませんが、そのビジョンとして今時的なものかどうかのように考えているのでしょうか。

これはグリーンツーリズムのお話としても、プロジェクトチームですから、一つの話として時期はどのような方向性を持っているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） ブランド化については、いろいろこれからの中で、確かに生産者と相談していかなければならないだろうと思いますし、そういうことにつきまして、私も町長に就任しまして、8カ月になったわけでございます。来年度あたりからは、もうそういうものをしっかりとした中で、農業の方と話し合っ、そういうグループをつくって、きちっとしたものを立ち上げていきたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 1番河原井大介君。

○1番（河原井大介君） 来年度からは大きく変わっていくのではないかという期待をさせていただきます。

以前、町長にも個人的にお話をさせていただいておりましたけれども、この流通というものはある程度必要ではないか。つまりブランド化していくにも、販路、そういったものを確保する。さらには、具体的に売り方として、ある程度民間の会社のお話を聞きながら、連携をしながらつくるという方法も町長には提案をさせていただいたことがあるかと思えます。そういったことで、そのブランド化について、私自身も農業従事者でございますから、当然ご協力をさせていただきたいと思っております。

昨日、寺田議員とちよっとお話をさせていただきました、ここでご紹介させていただきたいなと思っておりますが、寺田議員、実はエゴマを栽培をしていらっしゃるということで、エゴマを特別につくって特産物にできないかという試みを今進めているということでございます。

先ほど町長がおっしゃいました農家の方と連携をしてグループをつくってやっていくという方向の中に、もちろんそういった商品というものは幾つかあると思うんですが、そういった中で、一緒にやっていけるのではないかなということもあります。

今まで実際にブランド化とか、形だけで終わってしまうということが今まで全国の各自治体の中で見ても、これは成功している例というのは余りないんです。新しいものをつくるというより、先ほどおっしゃったように、レッドポワローであったり、古内のお茶であったり、七会ハシイタケ、キノコですか、そういったものも有名です。そういったものでやっていこうということなんですが、さらにそれを加工にしていこうとか、なかなかそういうことで失敗をしているという現実もあります。

この問題に関して、ずっと私自身がずっと思っているのは、やはりその商品化をすると

きに、町からのプロジェクトチームということで考える。つまり行政側が発想するようなメンバー構成というものだけではなかなかうまくいかないのかと。これはいろいろなどの声かけ、パブリックコメントのお話もありました。そういうことを含めながら、みんなと一緒に考えていく。住民の方も、また町内にとらわれることなく町内外、いろいろな方知識のある方を呼んでお勉強していくということも必要なのかなと思います。

いろいろな意味で、これからその農業のブランド化について、やはり町長にその思いというもの、なぜそのブランド化を、マニフェストから見ますと、いろいろな農林業の話というものの中に、これから大切だということでございますけれども、プロジェクトチームの中身として、さらにお考えになっていることがあれば教えていただきたいなと思っております。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 確かに私たち公務員が考える事業というのは、どうしても偏った事業になってしまうというようなことだろうと思います。そういう中にある程度のプロ意識を持ったそういう会社関係のような人、そういう人を入れた中で考えていくということも大事なことでないかなと私は思っておりますので、そういう面も含めて、これからの中で検討していきたいと思っております。

○議長（鯉淵秀雄君） 1番河原井大介君。

○1番（河原井大介君） 今、来年度の予算の編成時期ということもございまして、来年度からやるという方向でございますので、ご期待を申し上げながら、次の質問へと移ってまいります。

観光対策ということで、私のほうは通告をさせていただきました。

まず、ホロルの湯という温泉施設があります。年々よく町民の方も言われるんです。赤字経営なのかと、本当に負担なのではないかという声を多く聞いてまいります。

まず、その中で、今までどのようなホロルの湯について、集客力をアップする、お客さんをお呼びするといった方策が進められてきたのかということをお聞かせいただければと思っております。

さらには、これは私一般質問で一つ一つ質問できるのかなと勘違いしていましたので、今大枠で説明をさせていただきますが、国際交流という点です。これも町長のマニフェストの中にあります。ホロルの湯もあるんですけども、つまり国際交流という人材育成と観光、商業の振興を図っていくんだという思いの中で、国際交流という言葉も入っているんだろうと思います。

きのうも、杉山議員のほうから国際交流について、ホームステイをさせ、教育の現場として大きな役割を持つ国際交流ということを取り組んでいただきたいというお話があったかと思えます。当然それは重要でございますし、それはさらにいいんだと思うんです。ただ、この国際交流、その後に町長のほうも、マニフェストにも出ているように城

里芸術の里構想というものもあるということでございます。ですから、そのことについても、どのように観光政策として連携をしていくのか。この国際交流の取り組み方についてもお話を伺いたいと思っております。

さらに、町内のイベントについてでございます。

観光協会というものがあります。観光を主として運営する団体というのがありますが、その観光協会はどのような町のイベントに対して連携というか、どのようにやってきているのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 観光対策についてというようなことで、ホロルの湯の集客アップへの取り組み等についてというふうな質問かと思いますが、町といたしましては、町民利用券の全世帯配布や、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用した送迎車の運行を実施して、集客の向上を図っているところでございます。

また、さまざまなイベントを実施しておりますが、10月11日にはフリーマーケットの開催、あるいは10月25日にはフラダンスショー、11月23日には落語、演奏会等を開催し、好評を得ているところでございます。今後も引き続き集客アップへのさまざまなイベントを展開しながら、本町の特性を生かしたイベントが定着するよう取り組んでまいりたいと考えております。

それから、国際交流につきましては、さまざまな手法があると思いますが、当町には公に知られていない芸術家、匠と称する人たちがいまだたくさんいるのではないかと思います。その辺を調査しながら組織化を図り、要綱等を整備して、城里町の匠を認定して内外に広くPRしてはどうかと考えておるところでございます。

次に、毎年町内で行われているイベントにつきましては、城里町民まつりを初め、城里七夕まつりなど7つのイベントが主なものでございます。いずれのイベントにつきましても、観光協会が主体となり実施しているイベントでございますが、それぞれ実行委員会を組織して行っているところでございます。

実行委員会は、観光協会の会員を初めとするメンバーで組織されており、町民まつりには、会員の皆様方にも多数出店をいただいているところでございます。このように、観光協会は町内のイベントにおいて重要な役割を担っており、産業・文化の発展向上に努めていきたいと思っております。

○議長（鯉淵秀雄君） 1番河原井大介君。

○1番（河原井大介君） まず、ホロルの湯の話ですけれども、いろいろあるんですけれども、ホロルの湯というお湯に関して、町長、実際問題どうなんでしょうか。ホロルの湯は赤字だという形で、確かにいろいろなペーパーで渡されたものを見ると、町からある程度お金を渡すという形、補助金という形があるかと思えます。されど、ホロルの湯も決して赤字だけというわけではないのではないのかな。つまり入湯税の話であったり、水道、

町の水道料、そういったものを照らしながらお互いにそういう部分、ある意味公共の温浴の施設ですので、そういった要素もあるのかな。指定管理者制度のそもそもの本質的なお話もありますけれども、そういったこともあるのかな。

それで、実際このホロルの湯に関しては、町長もしっかり町の財産なんだというお話をされています。年間に何十万人も来るといふそういうような施設であるということには、これは変わらない話でございますし、そこにお客さんを呼ぶということ、さらには、実はホロルの湯というのは結構ファンが多い、リピーターが多いというお話を聞いております。それはいろいろ幾つか理由があると思っておりますけれども、まず、そもそも観光の大枠の話をさせていただきたいんです。その中で、町長、城里町の財産というものの再確認が私は必要だなというふうに改めて今思うんです。

飯村議員からも鶏足山のお話がありました。玉川議員からも黒澤止幾、その人物として文化に残る優秀な方のそういった歴史のお話がありました。そうしたものを、以前もお話ししましたが、そういういいものがこの町は本当に顕在しているんだと。線で結びつける作業というものがなかなか進まないのかなということを考えております。

確かに鶏足山においても、トイレ休憩の場所、駐車場の場所を完備するのは、これは私はいと思うんです。それに黒澤止幾の功績を残すための資料館、そういったものもあるのはいいと思うんです。ただ、それはやはり町としてどうとらえるのか、まちづくりというコンセプトを明確に出していく必要があるんだと思うんです。

私何度も言いますが、各課連携の横の連携を取る。縦割りの行政ではない横の連携を持つ、これは仮称でございますけれども、地域活性課という一つの課が必要ではないか。課に町長と一緒に連携をできるそういったさまざまな有識者等々協力者とか、そういった者が集まる会議、勉強会を開けるプロジェクトチームもさらに必要ではないかということを行いました。しかし、その中で行政主導ではなく、住民の方も町おこし、まちづくりという観点から一緒にやるということも必要だということもあります。

話はちょっと戻りますけれども、この城里町の財産そのものについては、やはりこれは水と緑、自然に囲まれていやしの空間というふうにいわれるのではないかと。さらには、高速道路が水戸インターチェンジ、また、飯富にもスマートインターチェンジがありますけれども、約10分で車で来られるという利便性もあるということです。それから、適度な交通量、そんなに込むということもこの町はないですし、近隣の市町村にはない田園風景等々、自然豊かなということになります。さらにきちんと整備されたキャンプ場とかもあるんです。さらにホロルの湯というのもあります。そういった中で、まだまだ活用し切れていない、もったいないのではないかと。それが最近住民の方とお話をしたときにありました。まだまだ変わる。まだまだ元気になれる。

実は11月下旬に、東京に議員研修という形で、若手の全国の自治体の議員たちと一緒に勉強会に行きました。東京に行ったものですから、ちょうど事業仕分けというものをやっ

ていまして、見てきました。先ほど来、ずっと事業仕分けのお話があります。ここでは賛否ありますが、言及はしませんけれども、いろいろなことを見ながら夜を迎え、城里町に遅く帰ってまいりました。いつも城里町の夜の雰囲気というものを見ているので、東京のネオンというものがすごくまぶしい。新宿なんかへ行きますと、本当に明るい元気なまちだなと。本当にすごく明るいわけです。この町に帰ってきますと、大体6時以降はもう電気が余りないのではないか。元気がないのではないか。本当に同じ国なのか。それは均等にするというのがいいわけではないです。ただ、特色を生かしてやるということなんです。

ただ、そういった意味において、先ほどの農業のお話もしましたし、さらに観光についてもそうなんです。さらに今回の私が質問させていただいている観光業、いろいろなお客さん呼んでこの町を活気よく元気よく、そして、夢と希望を持てるまちづくりを町長にはさらにお願いをしていくわけです。

来年度以降はやっていただけるということなんです、1つ質問をさせていただきますと、このホロルの湯の問題は、フラダンスショーをやったり、今いろいろなイベントをやっているということなんです。ただ、ある程度今一般的にいわれる話としては、ある程度若い人たちを呼び入れるということ、集客力アップのためには若い人たちを入れていく。特に若い女性ということがよくターゲットになります。それはマーケティングの世界では常識の話ですけれども、そういったことをしっかり勉強するような場所というものもさらに必要だと私は思っています。このホロルの湯に関してだけではないんですけれども、その中で議論していく一つの課題ではあるとは思っております。

さまざまなイベントをやるときに、何が目的なんだ。ただ単発で終わってしまうというのではなくて、毎月やる、毎年やる大きなイベントをやっていく。そしてお客さん呼んでいく。さらにそこに農産物を売っていく、直売所をやっていく。さらにイベントを進めていくということ連携して考えていく話し合いが必要だということを行っているわけですが、先ほどのお話の中に特性というのがあります。城里町の特性を利用してイベントを定着できるようにしたい。町長、これは特性を利用したイベントということなんです、どういうことをお考えになっているのかなと思います。1点そのことについて、特色を生かしたイベントというのはどういうことをお考えなのかお聞かせいただきたいと思えます。

さらに、国際交流の取り組みについてなんですけれども、先ほど海外にも広くPRしていくということですが、当然そういった芸術家の方々には、海外との交流をお持ちの方もいらっしゃるでしょうから、その辺から少しずつ国際交流の場を広げていく。さらに、杉山議員のおっしゃるように、いろいろな海外をホームステイするとか、そういったものでどんどん地域の活性化というある意味刺激をさせるようなおもしろみのある国際交流の仕方というものを、これからも考えていただければということなんです、国際交

流は、先ほどのお話で今後取り組んでいただきたいと思います。

それで、観光協会について質問させていただきたいんですが、観光協会というものがあります。これは町のほうからある程度大きな金額というか、補助金を町のほうで出していると思います。さらに、その観光協会の枠組みとして、会長は町長がやっていらっしゃるって、副会長、議長もやっています。幹事は飯村議員がやっていらっしゃいます。そういった中で、これから議会としてかかわっていくということではないんです。基本的に町として大きく実際、この観光協会というそのものが町として約1,000万円ぐらい補助金を出しています。個人会員からの予算としては約60万円ということです。ですから、それに事務局等々も産業振興課でやられていますし、これは町がある意味実質的に運営しているという形にもなっていくのかなと思います。

その中で、私がお聞きしたいのは、いろいろなイベントをやっていらっしゃるんです。城里町の町民まつりもそうですし、川魚のつかみどり大会であったり、商工会の青年祭も、それを一緒に連携してやっていらっしゃると思うんです、ただ、それだけでは何かもったいないなという気がしています。というのは、この個人会員さんを含めて町内のさまざまな商工業界の方々も参加をされている一つの組織ですので、やはりこの観光協会という場所で、私先ほど言いましたけれども、地域活性課をつくるとかというお話をさせていただきましたが、そういったものを実はこういったところで連携をして、勉強会等を開いていけば、もっともっとおもしろいことができるのではないかという期待を持っているわけなんです。町長は会長もやっていらっしゃいますけれども、これからどういうふうに町長として連携をしていくのかということもお聞きしたいと思っています。

この町のさまざまな受け皿として、この観光協会と連携して一緒にやっていく。つまりさまざまな職業の方もいらっしゃいますし、そして、ご意見を伺いながら、ここに町長も特別会員とかもどんどん入れて、その知識、そういった経験、そういうものを共有していける場所というものをつくっていただければなと思うんです。というのは、この町の中で一番観光というものに対してしっかりと取り組むというルールを決めている団体でもございますし、連携してやっていくという方向性について改めて質問をさせていただきたいと思います。2点です。

ホロルの特性のイベントというものはどのように考えているかということと、この観光協会との今後のかかわり方について質問をします。

○議長（鯉渕秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 城里町内にはいろいろな観光に資するそういう場所というものはいくらもあるかと思っております。今お話がありましたように、山にしても、黒澤止幾女史の件についても、また、そのほかの各お寺につきましても、いろいろな歴史があって、その歴史等をずっと回って歩くようなことも、城里町の観光客誘致については大変大事なことでないかなと思っております。

それから、ホロルの湯等につきましては、あそこには広い駐車場がございます。その中で1,000人くらいの人を呼んでのイベントというようなことも考えられるのではないかなと思っております。そういう中では、ホロルの湯のハワイデーとか、ツール・ド・城里とか、そういうのをやって、また、ジャズフェスティバルなんかもできるのではないかなと思っております。そういうのも含めて、ホロルの湯のイメージアップを図っていく。また、それを定期的にある程度やるというようなことも一つの方法ではないかなと思っております。

ただ、先ほども言いましたように、公務員がやるのはどうしても限られた中でのことになってしまいますので、そういう中に一般の方を入れてのお話し合い、また、専門の方を入れてのお話し合いということも大事なことはないかなと思っております。

とにかく城里町というのは、確かに何か沈んでいるような感じもいたします。そういうことを踏まえて、広く一般に城里町はこうなんだというようなことをやれたらいいなど、私自身は思っているんですが、なかなかそこまでいかないのが実情でございます。これからの中で、いろいろご意見等をお聞かせいただいで、城里町の魅力アップを図っていきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 1番河原井大介君。

○1番（河原井大介君） いろいろなイベントのやり方もあるのではないかな。それで、今回、私、最初の農作物の話と、さらにはこの観光の話というのは、やはり農業とさらには観光というものが、この町を元気にするためには一番大切な基本的な最初のものだと思っております。ですから、たびたび質問をさせていただいておりますし、来年度からさらに大きな展開、これはブランド化だけではないですよ。当然先ほどお話しされたように、勉強会等を開いていく。

さらに、せっかくだので、ある意味観光協会という一つの受け皿がございますので、その中でいろいろな方を入れて、いろいろな議論をしていくということも必要だろうと、さらに強くお願いをさせていただきたい。連携を深めていただければと思います。さらに議会として、さらには住民の方々と一緒にその連携をする場所、一緒にいろいろな話をする場所、そういったものも議会の内部でも必要だと。委員会等々もあります。そういう中でも必要だと思いますし、さらに、そういった場所で皆さんと議論を深めていく場所というのが一つの観光協会でもあるのかなと。さらには、町長がおっしゃるように、来年のプロジェクトチームを発足させるに当たりまして、その中で考えていただきたい。そういうこともつけ加えまして、次の質問に移ってまいります。

次の質問なんですけれども、小学校の統廃合のお話でございます。

この問題は、9月に関議員からも、平成25年度には4校から1つにしたらいいのではないかなという質問の中でもありました。その中で、今までこのプロセスについてどのような経緯、どのようなやり方というのを、ご報告はいただいておりますが、改めてお話をあ

る程度時間をいただきながら、ご説明をいただければということです。そんなに長くなくても結構でございますので、ある程度の部分においてお話をここでいただきたいと思いません。

さらに、11月中にはこの地域の小学校を歩きながらいろいろなご意見というか、説明会というものを開いてきたということでございますので、その中で、住民の方々から受け取った意見等々、もしお聞かせいただければと思っております。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 小学校の統廃合についてのご質問でございますが、小学校の再編制につきましては、教育委員会を中心として小学校ごとに説明会を開催してまいりました。常北、桂、七会地区ともに熱心な討議がなされ、原案どおり賛成が得られたと伺っております。

私といたしましても、小学校の再編制につきましては、検討協議会、策定委員会等の答申を尊重し、原案が順調に実施されますことを、議員の皆様とともにぜひともご協力をお願い申し上げる次第でございます。

なお、PTAとの連携等につきましては、教育長のほうから答弁させますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 1番河原井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

今、町長のほうからお話がございましたけれども、基本的にはたくさんのご意見をいただき、私どももそれに対しては努めて真摯に受けとめてきたつもりでございます。特に10月19日から11月11日まで、石塚小学校から始まりまして七会西小まで、10回ほど討議をさせていただきました。その中で、桂地区には、今、議員さんのほうからお話があったように、4校から2校ではなくて1校へというふうな問題もございまして、その後、4地区だけの会議を、1回はPTAの会長さん等を集めた会議、その後2回は地区を集めた会議というふうなことで、11月13日、20日、そして27日と、1週間という間の中で討議をさせていただきました。

今、ご質問にありましたように、4校に1校という案の原点には、いずれ桂地区は1校になる可能性がある。それならば、この際早く1校にしてしまったほうがいろいろなわだかまりが少ないのではないかというふうなご意見が多かったと、私は考えております。もちろんそのことも十分に考慮した上で、平成23年3月、そして、4月開校というふうなことを考えてみますと、今の状況としては、1学年1学級というのが桂地区での学級規模のスタイルです。そこに今4つを1つにしてしまいますと、1学年2学級、1年生だけは1学級で済むんですが、あとは2学級というふうな構造になります。これはプレハブも必要になってきますし、現在の学校規模からいうと、非常に手狭なところに多くの児童・生徒を収容するというふうなことで、いろいろご意見もたくさんお伺いしたのでございますけ

れども、基本的には2校にしてはどうかというふうなことを再提案をさせていただきまして、まだ完全に了解されたとは思っていない部分がございますけれども、おおよそでは理解をしていただいたと。きのう最後に、坏地区の小学校で報告会があったというふうに聞き及んでいますけれども、坏地区でも4、2という案が報告されたというふうに伺っております。

とりあえず経過については、以上のことでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 1番河原井大介君。

○1番（河原井大介君） この統廃合の話については、平成18年度からPTAの連絡協議会、いろいろアンケートからのスタートになっていくのかなと思っております。その間に2008年10月、再編検討協議会というものから答申されたということがございます。その間に、町長選挙等々のこともあるかもしれません。また、前教育長とのかかわりの中で、どのように進めていくかということに関しても、引き継ぎという作業もあったのかもしれませんが、先ほど小学校再編について同意を得られたのではないかというお話がありましたが、実際問題としては、小学校を残したいという気持ちもある。これは全地区におきまして、地元の小学校を残したいという気持ちは確かにある。しかし、子どもたちのために何とか教育環境を守ってあげたいと。そういう意味で統廃合という形にも賛成をする住民の方々に今まで説明をされてきて、ご理解を得てきたという話かもしれません。

ただ、これは住民サイドの声としては、やはり行政としてちょっとテンポが速かったのではないか、歩くスピードが早かったのではないかというお話、さらには、時期の問題です。今年、報告会というものを4月から5月の間にされているということなのですが、それで初めて保護者の方々が統廃合があるんだというお話を理解したという経緯もあるようです。

さらには、実際に再編の策定委員会の原案というものが8月にでき上がって、具体的に残る学校、残らない学校の校名が出ていくときには、その後の住民の説明会ということが、10月からあるわけがございますけれども、その中で、平成23年度の再編制、統廃合を目指すとなると、残りあと15カ月間ということがございますので、この時期においてさらにもう少し説明の時期が、教育委員会、行政として少し遅かったのではないか。もうちょっと前には説明できなかつたのか。もう少し前からこういったお話をさせていただけなかつたのか。さらには、不安な問題としてもスクールバスの問題、学童保育の問題、さらには、利活用、校舎等の再利用というんですか、そういった形でどのようにしていくのか。

これはつまり町の大枠なまちづくりの観点からしても、当然策定委員会の中には13人の課長さんたちがメンバーに入って議論されているとは思いますがけれども、その中でどのような議論がされたのかということも、もしお伝えいただければ知りたいなと思っておりますし、さらに、この問題だけではないんです。そのあと準備委員会というものが設置されます。一応、説明会の中で教育委員会のほうから出されているのは11月という形になって

いますが、今は12月でございますので、今月中に準備委員会等を設置していくんだと思うんですが、その準備委員会の中身というものがさまざまな意見を住民説明会で受けて、それをどのように反映できるのか。準備委員会でどのようにしていくのか。その構成、その中身、メンバー、どういったものがあるのかというのを今わかる範囲の中で教えていただきたいと思っております。

さらには、これは当然議会においても学校の設置条例の改正案というものは、当然来年度にはなると思いますが、出てくると思いますが、当然これは議会も議決をする。この5つで賛成するという話にもなっていく話です。ですから、当然議会としてもこのことに対してはきっちり前向きに一緒に取り組んでいくという作業、住民のサイド及び行政、その間の中でどのような説明をするかということもさらに必要であるのではないかなということもつけ加えさせていただきながら、改めてその準備委員会、また、今までの声をどのように反映させていくのかお聞きしたいと思っております。

○議長（鯉淵秀雄君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 河原井議員さんのご質問にお答えいたします。

中身についてちょっとかいつまんだお話の仕方をさせていただきたいと思っておりますけれども、今、議員さんからお話がありましたように、この小学校の再編というふうなことの基本的な考え方というのは、まずは複式学級というものをなくそうと。これは平成20年から既に複式学級がこの町内に出ております。これは3地区とも出ております。これを早く解消するためというので、今ご指摘ありましたように、説明会がおくれたということについては、謝らせていただきたいと思っております。もう少し本当は早くやるべきだったということについては、私どものほうの作業が少しおくれていたのかなというふうに思います。私が就任して4月からもう説明会を始めていたんですけれども、それでも初めて聞いたという方がたくさんいらっしゃって、それには申しわけないというふうに思っています。

そういう複式学級を解消するためには、先を送っていきますと平成23年、それでも3年かかるんですが、3年間は複式で我慢してくださいと。それを4年、5年というふうに我慢してくださいというのは、教育委員会として、現場の小学校を預かっている私どもとしては余り言いたいせりふではなかった。ですから、なるべく早くしたいという本音が平成23年ということでございます。

それから、いろいろな策定委員会は、ではどういうふうな地区で、どういう学校を選ぼうかというふうなことについていろいろな資料を出して討議しました。このことについては、一応地区説明会には細かい資料で提示してございますので、ここでは重複しますので省略させていただきます。

今後の予定ということですが、本来は11月で話し合いが終わるというふうに考えていたんですが、結果的には多少ずれ込んでしまいましたので、この12月中に再編実施準備委員会というふうな名前で、一応5つの部会、簡単に申し上げますと、学校再編部会といいま

して、学校名や校歌、校章、校旗、跡地の活用、体育着、閉校・開校等を扱う会です。通学路部会、スクールバス路線、乗車の場所、通学方法、交通安全指導などを行う部会があります。3番、PTA設立準備部会、これはPTAの会則や組織、会費、予算、事業等を検討していただきます。4つ目、教育課程生徒指導部会、それから、5つ目の教材備品移転準備委員会、これは各学校でつくってもらふことになると思います。こういうものの3地区合同の会議を12月中に立ち上げたいというふうに考えています。

そして、この中に参加していただく方は、学校の校長さんを初めとした職員の方々、それから、各区では区長の代表の方々、さらには学校評議員、あるいはPTAの役員を含めて、どの程度までになるかというのは今絞っているところですがけれども、常北地区、桂地区、七会地区というふうな3地区で同時に進行してもらふ。各小学校単位では多分10名ぐらいの人数が私どものほうで想定している人数です。大ざっぱに言ってそういうことで進めさせていただきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 1番河原井大介君。

○1番（河原井大介君） ご丁寧な答弁ありがとうございます。

このPTAの説明会の中に、今後の進め方（案）という中において、「再編は新しい学校づくりです。新たな学校名や校歌、教育活動、学校の組織等など、細部にわたる検討をし決めなければいけない」と。その後こうあります。「これらの諸課題を協議する段階から広く地区の皆さんの意見を取り入れて進める必要があります」と。そのことについてこの準備委員会でできっちりと取り入れて反映をしていく。そのことをやっていただけることをお約束していただけますでしょうか。

○議長（鯉淵秀雄君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 河原井議員にお答えいたします。

今、お話申し上げましたように、基本的にはこの委員会は各地区単位でつくります。そして、私どもも教育委員会としては、アドバイザーとしていろいろな形でお手伝いはしていきますけれども、そこで委員長さんが決まっていくと思いますので、その中で話を十分させていただく。私どもが余りイニシアチブをとってその中をどうしようという考えは今のところ持っていません。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 1番河原井大介君。

○1番（河原井大介君） 時間もありますので、次の質問に移ってまいります。

インフルエンザ対策、町のほうでもインフルエンザの予防策として、うがい薬であったり、マスクであったり、アルコール消毒液、そういったものを各家庭の中でお配りをして、インフルエンザにかからないようにしようということでもあります。

この間、病院の先生にお話をお伺いすると、この地区は水戸エリアというんですか、中

央エリアというらしくて、比較的県内でもインフルエンザにかかっている患者数が今のところは少ないという話がありました。そういったところで、予防策が期待できたのかなんていうことも思いながらも、質問させていただきませうけれども、この地域の病院、患者になった場合、連携の仕方というのは、具体的にインフルエンザが大流行するという中で、地域の病院、また、行政の中で町民の方から受け取った情報をまたさらに病院のほう伝えていく、もしくは、その病院、広報しろさと等でもしっかりワクチンとか、そういった話もしていらっしゃると思うんですが、それも含めて、地域の病院とはこのインフルエンザ対策についてどのように取り組みを進めていらっしゃるのかなということをお聞かせください。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 河原井議員のインフルエンザ対策についてのことにつきまして、答弁いたしたいと思います。

新型インフルエンザワクチンの接種でございますが、希望者が混乱なく接種できるように、また、通常の医療にできるだけ支障を来さないように、各医療機関と連絡を取りながら準備を進めているところでございます。12月からは1歳児から就学前6歳児までのワクチン接種を実施しておりますが、医療機関ごとの申し込みの方法、受診方法につきまして調整し、対象者への周知をいたしました。

また、医療機関での対応可能人数等の調整を行い、個別接種のほか、常北保健福祉センターでの集団接種を2日間行うことといたしました。

なお、今後予定している小学生、中学生等へのワクチン接種につきましても、医療機関と連携を取りながら調整してまいりたいと考えているところでございます。

集団接種、そういう予約受付、ワクチンと、細かい点につきましては、担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 健康福祉課長加藤木 賢君。

○健康福祉課長（加藤木 賢君） 1番河原井議員さんのお質問にお答えをいたします。

集団接種でございますけれども、できるだけ各医療機関に支障を来さないように、集団接種を行うことにいたしました。12月14日の月曜日、さらに、12月21日の月曜日、七会診療所の先生のご協力をいただきまして、実施することになっております。予約の受付につきましても、健康福祉課のほうで受付をしようということで、午後5時から6時までの時間で、できるだけ仕事に支障のないように受付をいたしております。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 1番河原井大介君。

○1番（河原井大介君） ありがとうございます。

そういった形で、どんどん地域の病院連携、また情報、そして、さらには広報しろさと等でさらに予防について周知徹底、啓発活動、啓蒙活動を進めていただければと思っております。

ります。

今回質問を大枠に分けて4つですけれども、町長の選挙公約でもございますマニフェストからも質問させていただきました。その中で、私ずっと思いますのは、やはりこの地方自治体の政治というものが、今変わってくるんだらう。地方分権とか、どんどん大きく変わってまいります。

ある言葉をおっしゃっている方がいまして、これは私、以前金長町長にもお話をさせていただきましたが、55年体制の直後の2カ月在任期間の内閣総理大臣でございました石橋湛山、こんな言葉を残しております。「地方自治体にとって肝要なる点は、その一体をなす地域の比較的小なるにある。地域小にして住民がその政治の善悪に利害を感ずること、緊密に。したがって、またそこに集まっている者ならば、だれでも直ちにその政治の可否を判断することができ、同様にこれに関し得る機会が多いから、地方自治体の政治は真に住民自身が自身のための自身で行う政治たるを得る」と。地方自治体にとってよいことというのは、その行政区が比較的小さいこと。さらには、住民の抱える身近な問題、課題に対して、その政治を行うにしても、住民の方々が比較的簡単に身近に地域の政治を、地域の善悪を判断できる。

また、「地方自治体の政治身近に議論すれば、参加する機会が多い」、つまり住民自身が住民自身で住民自身のために行う政治、住民自治、そういう考え方もございます。

今さらに町おこし、まちづくりという観点の中において、住民の力をお借りする。そのことに行政としても、町長としてもお願いをしながら、さらに我々議会も一緒に頑張って一つの町をつくり上げていくということが、今本当に大切だと思っております。政権交代という今年の大きな流れの中で、地方分権時代が大きく変わってまいります。その中で、財政のお金の問題だけではないこの地域の問題においてどのようなことができるのか。住民と一緒に考えるという機会を、また、町政運営を来年度以降も阿久津町長にはお任せをしながら、発展のために尽力をしていただくことを心よりお願い申し上げまして、質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（鯉淵秀雄君） 以上で、1番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

午前11時57分休憩

---

午後 零時15分開議

○議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

散会の宣告

○議長（鯉淵秀雄君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日10日は休会とし、次の会議は、11日午後2時に本議場において開会し、議員質疑から入りますので、時間厳守の上、ご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 零時16分散会

平成21年第4回  
城里町議会定例会会議録 第3号

平成21年12月11日 午後2時06分開議

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	杉 山 清 君
2番	関 誠一郎 君	11番	寺 田 和 郎 君
3番	寺 門 博 志 君	12番	三 村 由利子 君
4番	阿久津 則 男 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	桐 原 健 一 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
6番	飯 村 吉 伊 君	15番	根 本 正 典 君
7番	小 林 祥 宏 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	玉 川 台 俊 君	17番	小 坏 孝 君
9番	南 條 治 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	赤 津 康 明
教 育 長	石 原 道 明
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	山 口 充 彦
町 民 課 長	久保田 殿 司
保 険 課 長	加倉井 一 史
健 康 福 祉 課 長	加藤木 賢
産 業 振 興 課 長	田 口 喜 一
都 市 建 設 課 長	栗 林 俊 一
下 水 道 課 長	高 橋 洋 造
会計管理者（会計課長）	川 又 重 光
水 道 課 長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿久津 道 男

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	三 村 主
局 長 補 佐	小 林 恵 子
書 記	川 村 英 治

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 3 号

平成21年12月11日（金曜日）

午後 2時00分開議

- |       |        |                                    |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第3  | 議案第70号 | 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について     |
| 日程第4  | 議案第71号 | 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について            |
| 日程第5  | 議案第72号 | 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第6  | 議案第73号 | 城里町簡易水道事業の廃止に伴う町関係条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7  | 議案第74号 | 平成21年度城里町一般会計補正予算（第4号）について         |
| 日程第8  | 議案第75号 | 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について   |
| 日程第9  | 議案第76号 | 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  |
| 日程第10 | 議案第77号 | 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について     |
| 日程第11 | 議案第78号 | 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について  |
| 日程第12 | 議案第79号 | 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第13 | 議案第80号 | 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について   |
| 日程第14 | 議案第81号 | 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について       |
| 日程第15 | 発議第3号  | 城里町議会議員の定数を定める条例の制定について            |
| 日程第16 | 発議第4号  | 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第17 | 請願第4号  | 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を提出するこ        |

とを求める請願

- 日程第18 報告第27号 総務常任委員会視察研修報告書  
日程第19 報告第28号 教育民生常任委員会視察研修報告書  
日程第20 報告第29号 城里町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則  
日程第21 報告第30号 城里町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則  
日程第22 報告第31号 城里町国民健康保険高額療養費特別支給金支給規則の制定  
日程第23 報告第32号 城里町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則  
日程第24 報告第33号 城里町排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則  
日程第25 報告第34号 城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書  
日程第26 報告第35号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）

追加日程

- 発議第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書  
議会運営委員会委員の辞任許可について  
議会運営委員会委員の選任について

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第70号  
議案第71号  
議案第72号  
議案第73号  
議案第74号  
議案第75号  
議案第76号  
議案第77号  
議案第78号  
議案第79号  
議案第80号  
議案第81号  
発議第3号  
発議第4号  
請願第4号  
報告第27号  
報告第28号  
報告第29号  
報告第30号

報告第31号

報告第32号

報告第33号

報告第34号

報告第35号

追加日程

発議第5号

議会運営委員会委員の辞任許可について

議会運営委員会委員の選任について

---

午後 2時06分開議

#### 議員の出欠

○議長（鯉淵秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は18名です。

全員出席であります。

---

#### 開議の宣告

○議長（鯉淵秀雄君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。また、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。傍聴人6名を許可いたしました。

---

#### 議案第70号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鯉淵秀雄君） 本日は議案質疑から入ります。

初めに、議案第70号について質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第71号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第71号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

---

議案第72号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第72号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

---

議案第73号 城里町簡易水道事業の廃止に伴う町関係条例の一部を改正する条例について

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第73号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

---

議案第74号 平成21年度城里町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第74号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

---

議案第75号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第75号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

---

議案第76号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第76号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

---

議案第77号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第77号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

---

議案第78号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第78号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

---

議案第79号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第79号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

---

議案第80号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第80号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

---

議案第81号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第81号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

さらに、傍聴人1人を許可いたしました。

---

討 論

○議長（鯉渚秀雄君） これより討論に入ります。

議案第70号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

---

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第71号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

---

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第72号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

---

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第73号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

---

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第74号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

---

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第75号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

---

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第76号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

---

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第77号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

---

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第78号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

---

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第79号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

---

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第80号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

---

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第81号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

---

## 採 決

○議長（鯉渚秀雄君） これより採決に入ります。

議案第70号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渚秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第71号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渚秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第72号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第73号 城里町簡易水道事業の廃止に伴う町関係条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第74号 平成21年度城里町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第75号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第76号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第77号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第78号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第79号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第80号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第81号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終結いたします。

さらに傍聴人1名を許可いたしました。

---

### 発議第3号 城里町議会議員の定数を定める条例の制定について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第15、発議第3号 城里町議会議員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第3号の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号の議案朗読は省略することに決定しました。

続いて、提出者であります12番三村由利子君より、発議第3号の趣旨説明を求めます。

12番三村由利子君。

〔12番三村由利子君登壇〕

○12番（三村由利子君） 発議第3号 城里町議会議員の定数を定める条例制定の趣旨説明を申し上げます。

我が国の地方自治制度は、首長と議会のそれぞれが直接に住民の投票により選ばれているという二元代表制をとっており、自治体の運営に関して住民に直接の責任を負っているといえます。つまり町長及び議員は、選挙によって選ばれたものである以上、地方公共団体の運営に関して、基本的には住民多数の意思を反映した施策を行うことが重要であると考えております。

茨城県内や全国の自治体でも議員定数削減は進んでおりますが、議員定数は議会の根幹にふれるものでございます。議員定数を削減したことにより、議会の活性化や政治浄化、町民と議員の関係が身近になった例は聞かれませんが、議員定数削減により町民の政治不信を解決することにはならないと私は考えます。

城里町も誕生して5年が経過しましたが、財政逼迫している中、多様化・複雑化する事務の執行について、議会は執行機関に対し、常に批判、監視する重要な任務を遂行する必要性が大であるということはいふまでもございません。このようなことから、急激な議員定数の削減より、議員みずから2名減らし、城里町議会議員の定数を16人と定める条例を制定するものでございます。

議員各位には、本条例制定にご賛同賜りますよう、心からお願いを申し上げますとともに、議長においてお諮りいただきたくお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

---

### 発議第3号の修正動議について

○議長（鯉淵秀雄君） ただいま8番玉川台俊君、3番寺門博志君の両名から、発議第3号 城里町議会議員の定数を定める条例の制定についてに対する修正動議が提出されております。

この動議は所定の発議者が連署されておりますので、成立いたします。ここで議会事務局長に発議第3号に対する修正案を配付させます。

〔修正案配付〕

○議長（鯉淵秀雄君） これより発議第3号に対する修正案を議題とし、提出者に趣旨説明を求めます。

8番玉川台俊君。

〔8番玉川台俊君登壇〕

○8番（玉川台俊君） それでは、発議第3号に対する修正動議の趣旨説明をさせていただきますと思います。

ただいま三村議員さんより、定数を16と定めるという発議が提出されました。今説明が

ありましたとおり、私も町民の負託にこたえる意味も含めて、定数18から2減の16に定めようという気持ちは賛同できるものであります。しかしながら、私が考えるところは、本来町民からの直接請求というのは14ということで町に請求がされております。本来、今回の定例議会に同時に提出されれば、そこで賛否を議論する、そういう形がとられたのかなと思います。今回は議員の発議によってそれが16名という形で一方的な提案がされております。これでは、私はいかがなものかなと。

条例を制定するという意味では一緒であると。さらには、18名の議員を削減するという中で、数の問題があるわけでございます。であるならば、直接請求を待った上で、その14人という考え方に対して議会の考えが16名が妥当であるということであるならば、私はそこで修正動議をすればいいのではないかなと、そのように思うところであります。

今回は残念ながら別々に審議されるということでもあります。それを踏まえまして、私も削減には14名まで削減は可能ではないかということで、署名にも賛同した一員として思うところであります。それでも今回10名の議員の方から、2名の削減ということが出されました。この方向性については賛同するものであります。なお町民の負託にこたえるためには、もう一層の努力が必要ではないかということで、15名を修正動議として提案するものでございます。なお一層の削減に我々ができないことはないだろうと、そのように思いますので、提案させていただきました。

議員各位には何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

議長においてお諮り願います。

---

### 発議第3号及び修正案の質疑、討論、採決

○議長（鯉淵秀雄君） これより発議第3号の原案及び修正案に対する質疑に入りますが、注意点を申し上げます。

質疑はあくまでも議題となっている事件について賛否、または修正などの態度決定が可能となるよう、不明な点については提出者などの説明や意見をただすものであります。したがって、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんので、申し添えます。

また、質疑については自席にて、答弁については演壇に登壇の上、お願いいたします。質疑に当たっては、質疑の相手を述べてから発言願います。

それでは、最初に修正案についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） 修正案についての質疑はなしと認めます。

次に、原案についての質疑を求めます。

10番杉山 清君。

○10番（杉山 清君） 16名の定数制定が出たわけではありますが、実際これは一般住民

から50分の1という中で署名で、この数というのは50分の1という約400名強になると思うんですが、その数の約4倍出たわけです。そういう中で、14名が16名で出されたという形の中で、先ほど要するに民意という形もありましたが、その根拠の中で、今町が一つは財政が厳しい、それと、やはり議員みずからが身を切るという意味合いもあると思います。16名で出された中での歩み寄り、今、署名の中で14名が先に出ているわけですから、そこを16名で出たというのは、私は後退の形ではないかなと思いますので、もう少しさかのぼった中で、三村代表からその件をお聞きしたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 12番三村由利子君。

〔12番三村由利子君登壇〕

○12番（三村由利子君） ただいま杉山議員のほうから質疑がございまして、それに対する答弁を申し上げます。

住民からの直接請求、それは提出されたということは聞き及んでおります。そして、その直接請求の意義というものも真摯に受けとめるべきものだと私は思っております。これは住民の権利でございますので、私はこれは住民の権利として受けとめております。

ただ、今回のその目的は、経費を削減するためということではありますが、その経費を削減するために現議員を減らすということは、私は同調できないのでございます。議会の果たす役割、それを申し上げれば、やはりこの減らすということには慎重であるべきではないかなと思っております。議員はつまり住民すべての代表でありますので、常に執行部とは野党的な立場で、お互いに牽制し合ってよりよい行政が遂行されるように、私どもは常に行政を批判、監視しなければならないという義務が、重要な役割があるということでございます。そういう意味からいいたしても、議員を無限に減らすということは、私はその議会の果たす役割の意味を考えますと、要求があれば際限なく減らすということには動じないのでございます。

そういう意味でございまして、そのほか急激に減らすということに対して、そういう定数を減らした自治体から、いろいろ情報を伺いますと、非常に議員が削減されたことによりまして、議会が異論を述べる人たちが少なくなってしまうと、議会がまさに活性化、それがなされていない趣があるということで、減らし過ぎたということを反省しているという直接そういうお話を伺っております。

議会というのは、つまり民主政治を守るとりでございまして、そのとりでを守る議員を減らすということは、その議会制民主政治を守る者がいなくなるということでありますので、私たちはここで2名を減らすということに決めたわけでございますので、その辺をご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 10番杉山 清君。

○10番（杉山 清君） ではもう一度お伺いします。

数を減らさないという形で言われましたが、要するに、数を減らさないんだっらば、報酬を減らすという形もとれるのではないですか。その辺はどうなんですかお聞きします。

○議長（鯉渕秀雄君） 12番三村由利子君。

〔12番三村由利子君登壇〕

○12番（三村由利子君） ただいまの杉山議員の質疑、これは定数削減に対する発議議案でございますので、報酬の減額、そういうものは、現在発議内容ではございませんので、答弁にお答えするつもりはございません。

以上でございます。

○議長（鯉渕秀雄君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 原案についての質疑はなしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず最初に、原案賛成者の討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、原案及び修正案反対者の討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、原案賛成者の討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、修正案賛成者の討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 原案及び修正案についての討論はなしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

日程第15、発議第3号 城里町議会議員の定数を定める条例の制定についてを採決いたします。

初めに、修正案について採決いたします。

発議第3号に対する修正案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渕秀雄君） 起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、発議第3号の原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、原案のとおり可決されました。

#### 発議第4号 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第16、発議第4号 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第4号の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号の議案朗読は省略することに決定しました。

続いて、提出者であります12番三村由利子君より、発議第4号の趣旨説明を求めます。

12番三村由利子君。

〔12番三村由利子君登壇〕

○12番（三村由利子君） 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例の趣旨説明を申し上げます。

ただいまは、議員各位のご賛同を賜り、議員定数条例が16名で可決されたところでございます。ありがとうございました。

さて、従来の常任委員会、本委員会条例第2条に基づき、総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会の3つの常任委員会において、それぞれ所属する事項においての行政一般、調査及び議案、請願・陳情等の審査に関する事務を担当してきたところでございます。

この3つの常任委員会で最も重要な事務調査の一つとして、予算・決算特別委員会から付託される予算・決算の審議がございまして、この審議では、総務常任委員会所管での審査は、特別会計の審査がなく、一般会計だけの審査となっており、比較的少ない事務調査量となっております。

また、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会所管分での審査においては、それぞれ一般会計、特別会計の事務調査で、調査項目等が多く複雑多岐にわたっており、激務の状態になっているところでございます。

先ほども申し上げましたが、ただいま議員定数が16名で可決されたところでございますので、仮に16名の議員で3つの常任委員会となると、5名、5名、6名の委員構成となり、正副委員長を除くと3名と4名の委員になり、所用により欠席される委員があった場合、正副委員長を除くと、2名ないし3名の委員で審議することとなり、委員会での審議に支障を来すことも懸念されます。

今回ご提案いたしますのは、総務民生常任委員会及び教育産業常任委員会でございます。これはただいま申し上げました予算・決算特別委員会から付託される予算・決算での審議においては、一般会計と特別会計を検討し振り分けたもので、3つあった常任委員会を2

つにしての審議でも支障を来すことはないと考えているところでございます。

このようなことから、総務民生常任委員会、教育産業常任委員会の2つにする案をご提案するものでございます。

議員各位には、本条例の一部改正についてご賛同を賜りますようお願い申し上げますとともに、議長においてお諮りをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） これより質疑に入ります。

発議第4号についての質疑を求めます。

1番河原井大介君。

○1番（河原井大介君） 発議に出されました2つの常任委員会にするということなんでございますけれども、この発議の中身でさらに議論が必要だと思いますのは、議会運営委員会及び広報委員会については、これからどのような予定として。この問題だけではなくてトータル的な議会運営のあり方についても、もし発議の中でアイデア等があれば議論できるのではないかなと思います。質問させていただきます。

○議長（鯉淵秀雄君） 河原井大介君に申し上げます。

今回の委員会構成は3つの委員会を2つにするということでございますので、ほかの常任委員会には及ぶものではございません。よって、質問は今の提出案件には関係ないということでございますので、答弁はございません。

○議長（鯉淵秀雄君） 1番河原井大介君。

○1番（河原井大介君） 確かに発議の内容、それは確かに必要ないのかもしれませんが、定数が先ほど16名という形になっています。8人、8人で分ける。それにやはり付属して考えていく問題、連動していくお話、議会運営委員会及び広報委員会等も、これは考えていかなければならない問題ではないかということで、そういった趣旨の質問でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 提案以外の質問でございますので、答弁はございません。

ほかにごありますか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第4号に対する討論はございませんか。

〔「議長、8番」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） ただいまから発議第4号に対する討論に入ります。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

初めに、原案に反対の方の発言を許可いたします。

8番玉川台俊君。

○8番（玉川台俊君） それでは、発議第4号に対する反対討論をしたいと思います。

反対する論点は2つあります。1つは、今回16名という定数は制定されましたが、町民からの直接請求、これを必ず審議するということがあります。でありますから、今のところ16というものの決定は、この現時点ではしておりますが、さらに臨時議会で直接請求が審議されれば、14名になり得るといったことがあります。ですから、いまだこれは流動的と考えるべきかなと思います。

さらには、2つに分けると、この方向性は私は間違っていないと思いますし、おおよそよかろうと思いますが、ただ、この内容の請願の取り扱いの事務量とか、予算に対する審議とか、決算審議に対してどれだけの事務量が現実に均等に振り分けられているかということは、私はちょっとわからないところがあります。

本来は、これはこの場において決めることではなくて、関係する議会議員が集まって討論した上で多数決で決めてもよかろうと思います。定数は先ほど意見が2つあってどちらか多数決、これはわかりますが、この委員会条例は、今度ではなくて、臨時議会が終わって定数が確定した上で、さらに全員協議会を開いてでも、そこで一遍審議をしてからこれを決めていく必要があるのではないかと。ですから、今回これを早急に決定する必要はないということで、私は反対するものでございます。

議員各位にはご賛同を賜りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第4号 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、原案のとおり可決されました。

---

請願第4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を提出することを求める請願

○議長（鯉淵秀雄君） これより請願の審査に入ります。

日程第17、請願第4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を提出することを求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第4号の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、請願第4号の議案朗読は省略することに決定しました。

本案は、12月8日に産業建設常任委員会に付託されていたものであります。産業建設常任委員長の報告を求めます。

6番産業建設常任委員長飯村吉伊君。

〔産業建設常任委員長飯村吉伊君登壇〕

○産業建設常任委員長（飯村吉伊君） 産業建設常任委員会を代表し、12月8日に付託されました請願第4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を提出することを求める請願の審査結果について報告いたします。

12月9日に本委員会を開催し、請願内容について審査いたしました。その結果、我が国では、消費者金融の利用者が1,000万人を超え、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は4分の1に上り、多重債務者問題等が深刻化しております。過酷な取り立て、多重債務を苦にした夜逃げ、自殺者等が後を絶ちません。改正貸金業法が完全施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって多重債務問題が改善されることになることから、採択とすることに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

○議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

請願第4号については、ただいまの産業建設常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、請願第4号については採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、議会運営委員会を開催いたしますので委員会室にお集まりください。

なお、議員各位は議員控室でお待ちください。

午後 2時52分休憩

---

午後 3時15分開議

○議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

## 日程追加

○議長（鯉渕秀雄君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま6番飯村吉伊君ほか4名から、発議第5号　改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君）　ご異議なしと認めます。よって、発議第5号を日程に追加し、直ちに議題とすることにいたします。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

---

## 発議第5号　改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

○議長（鯉渕秀雄君）　追加日程第1、発議第5号　改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を議題といたします。

本案は、議員提案でありますので、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長三村　主君。

〔議会事務局長三村　主君登壇〕

○議会事務局長（三村　主君）

発議第5号

平成21年12月11日

城里町議会議長　鯉　渕　秀　雄　様

提出者　飯　村　吉　伊

賛成者　小松崎　三　夫

賛成者　寺　田　和　郎

賛成者　南　條　　治

賛成者　小　林　祥　宏

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

上記議案書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

我が国では、経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなど深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月

に成立した、出資法の上限金利の引下げや収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止などを含む改正貸金業法が、完全に施行されれば、貸金業者の高金利、行き過ぎた過剰貸付が是正され、国民が高金利に苦しむことや多重債務に陥ることが防止される。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、多重債務相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少している。

一方、一部には、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める声が上がっている。

しかし、改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招くおそれがある。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

よって、地方消費者行政の充実及び多重債務問題の早期解決のため、下記事項を実現するよう強く要望する。

#### 記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小企業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月 日

茨城県東茨城郡城里町議会

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、提出者であります6番飯村吉伊君より、発議第5号の趣旨説明を求めます。

6番飯村吉伊君。

○6番（飯村吉伊君） 発議第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

我が国では、消費者金融の利用者が1,000万人を超え、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は4分の1に上り、多重債務問題等が深刻化しております。過酷な取り立て、多重債務を苦しめた夜逃げ、自殺者が後を絶ちません。

このような問題を解決するため、2006年12月、貸金業法が改正され、官民が連携して多

重債務対策を実施した結果、大幅に減少し、多重債務対策は成果を上げつつあります。

さらに、改正貸金業法が完全施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって多重債務問題がさらに改善されることになると考えられます。

このようなことから、すべての人が多重債務に陥らないように、また、現存する多重債務者が早期に救済されるよう意見書を関係大臣に提出すべきと思います。

議員各位の賛同を賜りたくここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（鯉淵秀雄君） これより発議第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長に総務大臣ほか関係各大臣あて提出させます。

---

## 報告第27号 総務常任委員会視察研修報告書

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第18、報告第27号 総務常任委員会視察研修報告書についてを議題といたします。

総務常任委員長より報告願います。

7番総務常任委員長小林祥宏君。

〔総務常任委員長小林祥宏君登壇〕

○総務常任委員長（小林祥宏君） 総務常任委員会を代表いたしまして、去る9月29日に実施しました先進地調査についてご報告いたします。

本委員会は、新潟中越地震で壊滅的被害を受け、その後復興を遂げた、長岡市山古志地域の復興状況について研修してまいりました。

山古志地域は、自然豊かな山間の丘陵地で、錦鯉の養殖や牛の角突きと呼ばれる闘牛で有名ですが、平成16年10月、震度6強という強震に見舞われ、家、牛舎の倒壊、田や畑の崩落、道路の寸断、電話線も切断され、陸の孤島となり、避難所・仮設住宅生活を余儀なくされました。

その後幾多の困難を乗り越え、復興・再建を進め、平成19年12月に、全住民が仮設住宅を退去することができました。

大震災から5年がたち、ところどころに山の地すべりの跡が見られたぐらいで、ほとんど復興されていましたが、災害発生時、水没した家屋がそのまま残っており、自然災害の恐ろしさを実感するとともに、ここに至るまでの行政・住民の苦労ははかり知れないもの

があったことを痛感いたしました。

本町でも今後いつ大地震が起こるかわかりません。ふだんの生活からいざというときに備える住民一人一人の心がけ、隣近所、自治会等の互いの支え合い、助け合いが大切であることを学びました。

詳しくはお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会の調査報告とさせていただきます。

○議長（鯉淵秀雄君） 大変お疲れさまでした。今後とも町の災害時の防災対策にご尽力をお願いいたします。

---

## 報告第28号 教育民生常任委員会視察研修報告書

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第19、報告第28号 教育民生常任委員会視察研修報告書についてを議題といたします。

教育民生常任委員長より報告をお願いいたします。

9番教育民生常任委員長南條 治君。

〔教育民生常任委員長南條 治君登壇〕

○教育民生常任委員長（南條 治君） それでは、教育民生常任委員会を代表いたしまして、研修報告をいたします。

去る10月6日に実施いたしました先進地調査についてご報告をいたします。

本委員会は、医療助成制度の概要を聞き、我が町にもある類似した医療制度の質の向上のため、長野県長和町を視察してまいりました。

制度といたしましては、さかのぼること昭和48年度からで、当初は2歳未満児を対象として施行しておりましたが、年を重ねるごとに、平成20年度には小学校3年生までが対象となっております。

事の発端は、町民からの要望で、中学卒業までの引き上げでありましたが、その後、町民の代表者と町執行部で何回か懇談会を開催し、協議した結果、助成年齢をさらに高校卒業までと拡大し、今日に至っております。

長和町でも、町民憲章にうたっております「健康を保ち、家庭を明るく、安らぎのあるまちをつくります」を目指すべく、もともとあった制度の拡充を行い、町民の医療費負担軽減に取り組んでいました。そのほかにも高校生通学費補助や福祉灯油助成券、腎臓機能障害及び特定疾患治療通院費補助などを実施し、福祉の充実を図っております。

詳細はお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会の調査報告といたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 大変お疲れさまでした。今後とも町の医療福祉制度の充実を図られるようご尽力をお願いいたします。

## 日程追加

○議長（鯉渕秀雄君） ただいま議会運営委員会委員の根本正典君並びに玉川台俊君より辞任願が提出されました。

この際、議会運営委員会委員の辞任の件を議事日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員辞任許可の件を日程に追加し議題といたします。議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

---

## 議会運営委員会委員の辞任許可について

○議長（鯉渕秀雄君） 追加日程第2、議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、根本正典君並びに玉川台俊君の退場を求めます。

〔15番根本正典君、8番玉川台俊君退場〕

○議長（鯉渕秀雄君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

お諮りいたします。

根本正典君並びに玉川台俊君の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、許可することに決定いたしました。

根本正典君並びに玉川台俊君の入場を求めます。

〔15番根本正典君、8番玉川台俊君入場〕

○議長（鯉渕秀雄君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3時34分休憩

---

午後 3時43分開議

○議長（鯉渕秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

## 日程追加

○議長（鯉渕秀雄君） ただいま議会運営委員会委員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議会運営委員会委員の選任の件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員選任の件を日程に追加し、議題とすることにいたします。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

---

### 議会運営委員会委員の選任について

○議長（鯉淵秀雄君） 追加日程第3、議会運営委員会委員の選任の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

城里町議会委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長より指名したいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

議会運営委員会委員に2番関 誠一郎君、5番桐原健一君をご指名申し上げます。

ただいま議長が指名いたしました2番関 誠一郎君、5番桐原健一君を議会運営委員会委員にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、2番関 誠一郎君、5番桐原健一君が議会運営委員会委員に選任されました。

---

報告第29号 城里町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

報告第30号 城里町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

報告第31号 城里町国民健康保険高額療養費特別支給金支給規則の制定

報告第32号 城里町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

報告第33号 城里町排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則

報告第34号 城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書

報告第35号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第20、報告第29号から日程第26、報告第35号について

は、後ほどご熟読願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

---

## 町長あいさつ

○議長（鯉淵秀雄君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成21年第4回議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る8日に開会いたしました本議会では、ご提案いたしました議案12件、城里町議会議員の定数を定める条例の制定案等が提案されました。議案12件につきましては、慎重審議の結果、適切なるご決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。

この間、議員各位におかれましては、本会議中、行政各般にわたりますご意見、ご要望等を賜り、厚くお礼を申し上げますとともに、これらご意見等につきましては、今後の町政執行において十分検討させていただきます。

なお、住民直接請求に基づく議員定数の改正による案につきましては、期限内の提出を考えておりますので、よろしく願いいたします。

さて、私ごとではありますが、本年2月に城里町第2代町長に就任以来、議員各位のご支援とご指示をいただき、上下水道や町道の整備、小学校の再編、常北中学校建設の推進、国と連携した経済危機対策事業など、厳しい財政状況の中、各種行政課題の推進に邁進してまいりましたが、本年1年間に賜りました激励等に対し、衷心よりお礼と感謝を申し上げます。

来年は就任2年次を迎えますが、この1年間に賜りました各方面からの行政各般にわたるご意見、ご要望等を真摯に受けとめ、住民福祉向上のため邁進してまいる所存でありますので、引き続き議員各位のご理解を賜りますようお願いいたします。

いよいよ厳寒期を迎えますが、議員各位におかれましては、インフルエンザを初め健康管理には十分注意し、来年2月28日に予定されております議会議員選挙には、本席の立候補者全員が当選し、再びこの議場におきましてお会いできますとともに、平成22年が各位にとりまして幸多き年でありますようご祈念申し上げ、今定例議会の閉会に当たってのごあいさつといたします。

大変お疲れさまでございました。

---

## 議長あいさつ

○議長（鯉渕秀雄君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、会期中終始熱心にご審議を賜り、また、議会運営に格別なるご配慮を賜り、全議案を審議し、ここに終了できますことを心から御礼と感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、議員各位のご意見等を十分参考にされ、執行には万全を尽くされますようお願いいたします。

年末、これから寒さも一段と厳しさを増してくるものと思いますが、来るべき平成22年は、城里町にとって飛躍の年であることをご祈念申し上げますとともに、議員並びに町民にとっても最良の年であることをご祈念申し上げます。

---

### 閉会の宣告

○議長（鯉渕秀雄君） 平成21年第4回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員